

後期高齢支援システム標準化検討会
第7回 検討会
2024年3月25日 【資料3】

(別紙~~2~~1) 機能・帳票要件

機能・帳票要件一覧（ツリー図）

	大項目	中項目	頁番号
後期高齢	1. 共通	1. 1. システム共通	1
		1. 2. 他システム連携	2
		1. 3. マスタ管理機能	4
		1. 4. データ管理機能	8
		1. 5. 台帳管理機能	16
		1. 6. 一覧管理機能	17
		1. 7. 帳票出力機能	18
		1. 8. 政令個別要件	21
	2. 被保険者資格	2. 1. 住民情報異動等に伴う資格異動	23
		2. 2. 被保険者証再発行	28
	3. 保険料賦課	3. 1. 保険料賦課共通	29
		3. 2. 暫定賦課	32
		3. 3. 仮徴収額変更	34
		3. 4. 確定賦課	36
		3. 5. 異動賦課	39
		3. 6. 口座振替依頼	42
		3. 7. 納付方法変更	43
		3. 8. 所得把握	44
	4. 保険料収納	4. 1. 保険料収納共通管理	45
		4. 2. 収納消込（自主納付）	47
		4. 3. 収納消込（口座振替）	47
4. 4. 収納消込（特別徴収）		49	
4. 5. 還付・充当		49	
4. 6. 納付証明書発行		56	
4. 7. 督促		57	
5. 滞納管理	5. 1. 滞納共通管理	61	
	5. 2. 催告・猶予措置	63	
	5. 3. 滞納処分	67	

※大項目が数字の事業が標準仕様書の範囲、英字は標準仕様書の対象範囲外となる。（現時点、英字はなし）

後期高齢支援システム

機能・帳票要件【改定履歴】

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除/新規付番/変更なし)	適合基準日	
第1.0版	令和4年8月31日	初版公開	—	—	—	
第1.1版	令和5年3月31日	第1.1版公開	—	—	令和8年4月1日	
第1.2版	令和5年12月22日	RestAPIからファイル連携前提となったことにより不適切な表現を修正。	0250008	変更なし (文言訂正)	令和8年4月1日	
			0250333	変更なし (文言訂正)	令和8年4月1日	
			0250301	変更なし (文言訂正)	令和8年4月1日	
			0250336	変更なし (文言訂正)	令和8年4月1日	
			0250191	変更なし (文言訂正)	令和8年4月1日	
			障害者自立支援システムにおいて被保険者情報の取込に関する機能要件が規定されたことを受け、連携機能を追加。	0250368	新規付番	
			振込元情報は還付の場合のみ使用する情報であり科目ごとの管理は不要であるため、要件を修正。	0250326	削除	令和8年4月1日
				0250462	新規付番	令和8年4月1日
			管理項目の項目名が、基本データリスト及び帳票レイアウトの表記と相違していたため、表記を統一。	0250202	変更なし (文言訂正)	令和8年4月1日
			広域連合との連携を行うために「滞納解消データ」の連携情報作成が必要というご意見を受けて新規機能を追加。	0250369	新規付番	令和8年4月1日
				0250370	新規付番	
				0250449	新規付番	令和8年4月1日
				0250371	新規付番	令和8年4月1日
				0250372	新規付番	
				0250450	新規付番	令和8年4月1日
			機能IDの細分化のため、新規IDを採番し、参照箇所のIDを修正。	0250373	新規付番	
				0250374	新規付番	
				0250377	新規付番	
				0250378	新規付番	令和8年4月1日
				0250379	新規付番	
		0250381	新規付番			
		0250382	新規付番			
		0250383	新規付番			
		0250384	新規付番			
		0250385	新規付番			

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除/新規付番/変更なし)	適合基準日
			0250386	新規付番	
			0250387	新規付番	
			0250388	新規付番	
			0250389	新規付番	
			0250390	新規付番	
			0250391	新規付番	
			0250392	新規付番	
			0250393	新規付番	
			0250394	新規付番	
			0250395	新規付番	
			0250397	新規付番	令和8年4月1日
			0250398	新規付番	
			0250399	新規付番	
			0250400	新規付番	
			0250401	新規付番	
			0250403	新規付番	
			0250404	新規付番	
			0250405	新規付番	
			0250406	新規付番	
			0250407	新規付番	
			0250408	新規付番	
			0250409	新規付番	
			0250410	新規付番	
			0250411	新規付番	
			0250412	新規付番	
			0250413	新規付番	
			0250414	新規付番	
			0250415	新規付番	
			0250416	新規付番	

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除/新規付番/変更なし)	適合基準日
			0250417	新規付番	
			0250418	新規付番	
			0250419	新規付番	
			0250420	新規付番	
			0250421	新規付番	
			0250422	新規付番	
			0250423	新規付番	
			0250424	新規付番	
			0250425	新規付番	
			0250426	新規付番	
			0250427	新規付番	
			0250428	新規付番	
			0250238	変更なし (文言訂正)	
			0250429	新規付番	
			0250430	新規付番	
			0250431	新規付番	
			0250432	新規付番	
			0250433	新規付番	
			0250434	新規付番	
			0250435	新規付番	
			0250436	新規付番	
			0250437	新規付番	
			0250265	変更なし (文言訂正)	
			0250438	新規付番	
			0250439	新規付番	
			0250440	新規付番	
			0250441	新規付番	
			0250442	新規付番	
			0250443	新規付番	

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除/新規付番/変更なし)	適合基準日
			0250444	新規付番	
			0250445	新規付番	
			0250446	新規付番	
			0250447	新規付番	
			0250448	新規付番	
		統合取滞納機能との連携IF追加により修正。	0250033	削除	
			0250459	新規付番	
			0250034	削除	
			0250452	新規付番	
			0250453	新規付番	
			0250454	新規付番	
			0250455	新規付番	
			0250451	新規付番	
			0250457	新規付番	
			0250236	削除	令和8年4月1日
			0250460	新規付番	令和8年4月1日
			0250458	新規付番	
			0250456	新規付番	
			0250463	新規付番	
		データ要件連携要件の規定されている連携要件に合わせて新規追加。	0250461	新規付番	
			0250464	新規付番	
			0250465	新規付番	
		「被保険者単位」の要件の要件は振分けではなく並び替えの要件のため記載を削除	0250337	削除	
			0250467	新規付番	
			0250402	新規付番	
		「業務区分」の管理項目について国保、介護等では標準オプション扱いであることを踏まえ、標準オプション機能に変更。	0250040	削除	令和8年4月1日
			0250466	新規付番	令和8年4月1日
0250380	新規付番				

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除/新規付番/変更なし)	適合基準日
		前年度の確定賦課以降に、保険料の変更が発生している被保険者については、平準化対象としたいという件と対象外としたいという意見両方があったことを踏まえ、「※6」の要件を修正。	0250396	新規付番	
		特別徴収額の仮徴収変更では、「普通徴収額」の項目を管理することは不要なため、削除。	0250313	削除	令和8年4月1日
			0250468	新規付番	令和8年4月1日
	令和6年2月26日	住民基本台帳事務処理要領の改正により、DV加害者の表記を修正。	0250357	変更なし (文言訂正)	
			0250358	変更なし (文言訂正)	
		政令市残要件の検討を行った結果を反映	0250469	新規付番	
			0250089	削除	
			0250470	新規付番	令和8年4月1日
			0250090	削除	
			0250091	削除	
			0250471	新規付番	
			0250472	新規付番	
			0250474	新規付番	
			0250092	削除	
			0250475	新規付番	
			0250093	削除	
			0250494	新規付番	
			0250094	削除	
			0250495	新規付番	令和8年4月1日
			0250302	削除	令和8年4月1日
			0250387	新規付番	
			0250491	新規付番	
			0250492	新規付番	
			0250503	新規付番	
			0250481	新規付番	
			0250502	新規付番	
			250095	補記	
		データ要件連携要件の連携機能が削除されたため、対応する機能を削除	0250334	削除	令和8年4月1日

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除/新規付番/変更なし)	適合基準日
		意見照会の内容を反映	0250002	変更なし (補記)	令和8年4月1日
			0250008	変更なし (補記)	令和8年4月1日
			0250333	変更なし (補記)	
			0250014	削除	
			0250499	新規付番	
			0250368	新規付番	
			0250020	変更なし (補記)	
			0250030	変更なし (訂正)	令和8年4月1日
			0250032	変更なし (補記)	令和8年4月1日
			0250340	変更なし (補記)	令和8年4月1日
			0250377	新規付番	
			0250498	新規付番	
			0250302	削除	令和8年4月1日
			0250490	新規付番	令和8年4月1日
			0250312	変更なし (訂正)	令和8年4月1日
			0250312	削除	
			0250396	変更なし (訂正)	
			0250202	変更なし (訂正)	令和8年4月1日
			0250204	削除	令和8年4月1日
			0250484	新規付番	令和8年4月1日
			0250485	新規付番	
			0250222	変更なし (訂正)	令和8年4月1日
			0250223	削除	令和8年4月1日
			0250488	新規付番	令和8年4月1日
			0250483	新規付番	
			0250486	新規付番	
			0250253	削除	令和8年4月1日
			0250482	新規付番	令和8年4月1日

版数	改定日	主な改定理由	機能ID	機能IDの変更状況 (削除/新規付番/変更なし)	適合基準日
			0250487	新規付番	
			0250456	削除	
			0250489	新規付番	
			0250501	新規付番	
			0250504	新規付番	
	令和6年3月25日	「QRコード」の表記を「二次元コード」に変更。	0250318	変更なし (訂正)	令和8年4月1日
			0250402	変更なし (訂正)	

後期高齢支援システム

機能・帳票要件【第1.2版】(案)

※ 指定都市の場合に実装必須機能となる機能を示す。記載のない機能は「実装区分」欄の実装類型に従う。

大項目	中項目	小項目	機能名称 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
1.共通										
1.共通	1.1.システム共通		文字	0250001	文字要件については、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずること。		実装必須機能	デジタル庁の横並び方針により、全業務要件を統一する。		デジタル庁が定める基準日に従う
1.共通	1.1.システム共通		アクセスログ管理	補記	0250002	住民記録システム標準仕様書で規定されている「アクセスログ管理」に記載の操作ログ、認証ログ、イベントログ、印刷ログ、設定変更ログ、エラーログを管理できること。(ただし、印刷ログ内の「印刷プリンタ(又は印刷端末名)」についてはダイレクトプリントを行わないシステムにおいては対応は不要)	実装必須機能	住民記録システム標準仕様書に既定の「通信ログ」はアプリケーションではなく、通信を行うミドルウェアでの出力でも代替可能と考えるため要件として規定はしていない。また、デジタル庁横並び方針の中でダイレクトプリント機能はクラウド上の構築システムであることを踏まえ、記載しないとされていることから実装しないシステムもあるため、例外規定として補記している。 (後期高齢業務としては必要な機能として共通要件として規定) なお、上記の仕様書には「個人番号へのアクセス有無」も含まれている。		令和8年4月1日
1.共通	1.1.システム共通		バッチ処理 ／一括処理	0250003	バッチ処理の実行(起動)方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週○曜日、毎月XX日、毎月末を指定した方法(スケジュール管理による起動)が提供されること。 また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメータが参照されること。 前回設定のパラメータは、一部修正ができること。 修正パラメータ箇所については、修正した旨が判別し易くなっていること。 全てのバッチ処理の実行結果(処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨、異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等)が出力されること。 バッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物をXLSX形式等で作成する場合等には、自動実行する仕組みを用意すること。	標準オプション機能	デジタル庁の横並び方針により、全業務要件を統一する。			
1.共通	1.1.システム共通		操作権限 設定・管理	0250004	システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限(異動処理や表示・閲覧等の権限)、利用範囲及び期間が管理できること。 職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。 操作者IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。 アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。 アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。 アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定する等、事前に準備ができること。 また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。 他の職員が異動処理を行っている間は、同一住民の情報について、閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。 なお、操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。 ID/パスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。 複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。	実装必須機能	デジタル庁の横並び方針により、全業務要件を統一する。 認証に係る機能については、標準標準システムで実装するか、認証基盤等で実装するかを問わない。	デジタル庁の横並び方針の変更を受けて記載を削除。要の考え方・理由を追記	令和8年4月1日	
1.共通	1.1.システム共通		操作権限 設定・管理	0250005	組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。 操作権限一覧表で操作権限が設定できること。 認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用できること。	標準オプション機能	デジタル庁の横並び方針により、全業務要件を統一する。			

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	実装要 求種別	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
1.共通	1.2.他システム 連携		他システム データ連携 方式		0250342	庁内データ連携機能の要件については、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」及び「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずること。		実装必須 機能	連携要件について個々に規定するのではなく、デジタル庁記載の仕様書に準ずる形の記載としている。		令和8年4月1日
1.共通	1.2.他システム 連携		他システム データ連携 方式		0250343	標準連携システム以外のシステムである広域標準システムとの連携については、従前からのファイル連携にて対応できること。		実装必須 機能	広域標準システムとの連携要件については、従前どおり、広域標準システムが指定する方式で実現することを明記するために分割して記載。		令和8年4月1日
1.共通	1.2.他システム 連携		支援措置 対象者取 込	訂正・補記	0250008	住民記録システムにから、支援措置対象者情報を、照会受信し、取込できること。 支援措置対象者に異動があった場合、異動リストを出力できること。 ※1 連携頻度は随時・日次とする。		実装必須 機能	デジタル庁指定の資料でデータ連携要件として活用必須と定められたことを受け、実装必須機能として規定。	RestAPIではなくファイル連携前提となったことを踏まえ、「照会」という表現ではなく、「受信」の表現に見直している。	令和8年4月1日
1.共通	1.2.他システム 連携		支援措置 対象者取 込	訂正	0250357	支援措置対象者情報を取り込む際に支援措置対象者の相手方に関する情報を取込するかどうかを設定により選択できること		標準オプ ション機 能	支援措置対象者の相手方の取込については既に取込んで活用を行っている団体があることなども踏まえて標準オプションとして実装可能と規定している。 ただし、本機能については連携要件にて該当の情報を後期高齢支援システムで取込可能と規定されていることを前提としているため連携要件にて規定後、有効となる機能要件とする。	表現を加害者から「支援措置対象者の相手方」に変更	
1.共通	1.2.他システム 連携		支援措置 対象者取 込	訂正	0250358	取り込んだ支援措置対象者の相手方に関する情報については閲覧者、閲覧権限の制御ができること (操作権限設定・管理で規定する機能で既に実現可能な場合は、単独での実現は不要)		標準オプ ション機 能		表現を加害者から「支援措置対象者の相手方」に変更	
1.共通	1.2.他システム 連携		広域連合 送付支援 措置対象 者情報作 成		0250009	個人情報の取り扱いに注意が必要な支援措置対象者について、広域標準システムへ連携するデータを作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 なお、連携する元データについては、住民記録システムから連携されるデータ、または後期高齢支援システムで登録したデータ(住民記録システムから連携されない住登外者も含む)のいずれでも可能とする。後期高齢支援システムにおける登録に関する要件は、「機能ID0250041」を参照。		実装必須 機能	現在の広域標準システムには既定の連携インターフェースがないため、今後、別途提示される後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に準じた仕様とすること。 実装区分は「実装必須機能」としているが、標準仕様書「1.0版」においては、本機能は実装していても問題はない。(今後、広域標準システムで実装された後に仕様書を改訂し、改訂後は当該機能が「実装必須機能」として実装されていることを求めることとする)	対象の機能の機能IDが更新されたため、修正	広域標準システムに機能が実装されるまでは 実装不要
1.共通	1.2.他システム 連携		広域連合 送付支援 措置対象 者確認		0250010	広域連合向けの支援措置対象者情報を一覧等で確認できること。		実装必須 機能			令和8年4月1日
1.共通	1.2.他システム 連携		生活保護 情報取込・ 管理	訂正・補記	0250333	生活保護システムにから、後期高齢者医療制度の被保険者の適用除外に伴いを判定するために、生活保護受給者情報を、照会受信できること。 照会した生活保護情報(異動情報を含む)を基に、生活保護情報の登録を行えること。 登録した生活保護情報(異動情報を含む)を、照会・修正・削除できること。 ※1「生活保護システムに照会から受信」は、共通基盤等への照会からの受信を含む。 ※2 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。 ※3 連携頻度は週次・月次等とする。		標準オプ ション機 能		事務局判断で文言修正(実装する要件が曖昧にならないように他の機能と記載をあわせて要件毎に内容を記載した) “被保険者の適用除外に伴い”の表現の場合、適用除外を契機に情報を受信するような表現となっていたが、正しくは、適用除外の判定のために、当該情報を利用するため、“被保険者の適用除外を判定するために”に表現を見直した。 RestAPIではなくファイル連携前提となったことを踏まえ、「照会」という表現ではなく、「受信」の表現に見直している。	
1.共通	1.2.他システム 連携		健康管理シ ステム連携	修正	0250014	健康管理システムに、後期高齢者医療保険情報(異動情報を含む)を、提供できること。		標準オプ ション機 能	健康管理システムの標準仕様書において後期高齢者医療保険情報を取り込めることを実装必須として規定されているため、要件として規定。 連携の項目については別途定められる連携要件に従う。	【第1.2版】機能ID 02504991に変更	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	指定種別 必須機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
1.共通	1.2.他システム 連携		健康管理シ ステム連携	修正	0250499	健康管理システムに、後期高齢者医療保険情報(異動情報を含む)を、提供できること。 ※1 作成は一括でできること。		標準オプ ション機 能	健康管理システムの標準仕様書において後期高齢者医療保険情報を取り込めることを実装必須として規定されているため、要件として規定。 連携の項目については別途定められる連携要件に従う。	【第1.2版】機能ID 0250014から変更 当初より一括データを作成する要件としているが、他の機能要件の記載とあわせて一括でできることという表現を追加した。	
1.共通	1.2.他システム 連携		特定検診シ ステム連携	新規追加	0250504	特定健診システムに、後期高齢者医療保険情報(異動情報を含む)を、提供できること。 ※1 作成は一括でできること。		標準オプ ション機 能	「健康管理システム」との連携に関する要件同様、特定検診システムとの連携機能についても要件として規定。 連携の項目については別途定められる連携要件に従う。		
1.共通	1.2.他システム 連携		障害者福 祉システム 連携	新規追加	0250368	障害者福祉システムに、後期高齢者医療保険情報(異動情報を含む)を、提供できること。 ※1 住民情報異動等による資格異動に伴い、後期高齢者被保険者情報を、提供できること。 ※2 作成は一括でできること。		標準オプ ション機 能	障害者福祉システムの標準仕様書において、後期高齢者医療保険情報照会する機能が一般市の場合は標準オプション機能、指定都市の場合は実装必須機能として規定されているため、要件として規定。 連携の項目については別途定められる連携要件に従う。 なお、本機能が実装されない場合に「実装必須」となる相手側に連携するデータは広域標準システムが出力する被保険者情報とする。 標準オプションとして規定しているデータを渡す場合は、デジタル庁が規定する機能別連携仕様に沿った連携インターフェースとして引き渡す機能を実装するものとする。(広域標準システムの出力データとデジタル庁規定の機能別連携仕様は連携項目が異なる)		
1.共通	1.2.他システム 連携		団体内統 合宛番号 の付番 依頼		0250015	団体内統合宛番号については、団体内統合宛機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する団体内統合宛機能をいう。以下同じ。)を利用して付番依頼ができること。		標準オプ ション機 能	後期高齢支援システムの業務において、団体内統合宛番号を利用する事務処理は、公金受取口座に係る照会事務(運用口座の確認)のみとなる。公金受取口座に係る要件については標準オプション機能として示していること、また団体内統合宛番号については別システムにて付番可能な要件であることから、標準オプション機能に変更している。		
1.共通	1.2.他システム 連携		連携データ エラー対処		0250016	連携用データの取込時、または連携用データの作成時にエラーが発生した場合、エラー内容が確認できること。 また、エラー対応後、取込や作成等の再処理ができること。		実装必須 機能			令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
1.共通	1.2.他システム 連携		引越し手続 オンライン サービス関 連(住記連 携)		0250359	転入前に、住民記録システムから転出証明書情報(番号利用法で規定する個人番号を除く。)に係る関係する情報を取得できること。	標準オプ ション機 能	デジタル庁の横並び調整方針で示された引越し手続オンラインサービスに関する機能要件を実現するために追加している。なお、現時点において引越し手続オンラインサービスに対応した場合においても来庁予定者の受入事前準備にかかる要件までの実現となることも踏まえ、「実装必須機能」とはしていない。	デジタル庁の横並び方針の変更を受けて追記	
1.共通	1.2.他システム 連携		引越し手続 オンライン サービス関 連(申請管 理連携)		0250360	マイナポータル等から送信された転入予約情報又は転居予約情報のうち、来庁予定者の受入れ事前準備に用いる情報を、申請管理機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう)から取得できること。 取得のために必要となる機能要件については、共通機能標準仕様書の「申請管理機能」で規定されている要件に準ずること。	標準オプ ション機 能	マイナポータル等からのデータ取得について「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書(令和5年1月20日 総務省)」により構築された申請管理機能を有するシステムの継続利用が経過措置として認められている。連携方式3、4に基づく連携は本経過措置に基づき認められるものであることに留意すること。	デジタル庁の横並び方針の変更を受けて追記	
1.共通	1.2.他システム 連携		引越し手続 オンライン サービス関 連(紐付)		0250361	マイナポータルで付された符号により、取り込んだ転出証明書情報と転入予約情報を紐付けて管理できること。	標準オプ ション機 能		デジタル庁の横並び方針の変更を受けて追記	
1.共通	1.2.他システム 連携		引越し手続 オンライン サービス関 連(表示)		0250362	転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。	標準オプ ション機 能		デジタル庁の横並び方針の変更を受けて追記	
1.共通	1.2.他システム 連携		引越し手続 オンライン サービス関 連(取消)		0250363	申請管理機能から転入予約又は転居予約の取消申請を受理した場合、マイナポータルで付された受付番号(「びったりサービス 外部インターフェース仕様書」において規定する受付番号をいう。)を用いて対応する転入予約情報又は転居予約情報を削除できること。また、転入予約の取消申請においては、削除される転入予約情報に対してマイナポータルで付された符号を用いて、対応する転出証明書情報を削除できること。	標準オプ ション機 能		デジタル庁の横並び方針の変更を受けて追記	
1.共通	1.3.マスタ管理 機能		保険者マスタ管理		0250017	自保険者(広域連合)および市区町村に関する各種情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・保険者番号 ・保険者名 ・種別(広域連合/市区町村) ・市町村コード ・都道府県名 ・市町村名 ・郵便番号 ・住所 等 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。	実装必須 機能			令和8年4月1日
1.共通	1.3.マスタ管理 機能		首長・職務 代理人管 理		0250018	通知書等の出力において、首長、職務代理人、特別職等の情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・職務区分(首長、職務代理人、その他) ・職務者名 ・職務者肩書 ・職務者期間開始日 ・職務者期間終了日 等 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。	実装必須 機能	区長情報の管理も必要とご意見を受け、管理対象として、「特別職」を設けている。		令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新設 必須機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
1.共通	1.3.マスタ管理 機能		広域連合 長・職務代 理人管理		0250019	<p>通知書等の出力において、広域連合長、職務代理者の情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務区分(広域連合長、職務代理者) ・職務者名 ・職務者肩書 ・職務者期間開始日 ・職務者期間終了日 等 <p>※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。</p>		実装必須 機能			令和8年4月1日
1.共通	1.3.マスタ管理 機能		文書番号 管理	補記	0250020	<p>通知書等の出力において、印字する文書番号の情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳票名 ・文書番号出力有無 ・文書番号接頭語 ・文書番号接尾語 等 <p>※1 通知書等の帳票単位に管理できること。 ※2 文書番号の出力有無も管理できること。</p>		標準オプ ション機 能	<p>デジタル庁からの実装必須区分の見直し依頼により当該要件を標準オプションに変更している。</p> <p>なお、本機能については文書番号をシステムとしてマスタ管理し、出力時に当該マスタを参照して出力する処理方式において実装されることを想定して規定している。 当該機能が実装されない場合に文書番号を出力する場合は、帳票出力時に文書番号を指定して出力する機能と想定しているため、本機能は実装必須としていない。</p>		
1.共通	1.3.マスタ管理 機能		電子公印 等管理		0250021	<p>通知書等の出力において、印字する電子公印は帳票ごとに公印の種類および印影を管理できること。 なお、公印については自治体の公印のみではなく、広域連合の公印も管理できること。</p> <p>※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。</p>		実装必須 機能	広域連合の公印については保険料の年額通知と納入通知を市区町村の統一様式とすることに際し、年額通知の印刷時に必要となるため、要件を規定。		令和8年4月1日
1.共通	1.3.マスタ管理 機能		問い合わせ 先情報管 理		0250022	<p>通知書等の出力において、印字する問合せ先情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳票名 ・問合せ先出力有無 ・問合せ先コード(組織単位) ・担当部署名 ・担当部署郵便番号 ・担当部署住所 ・担当部署電話番号 ・担当部署FAX番号 等 <p>※1 管理する項目は帳票詳細要件に記載の項目とする。 ※2 通知書等の帳票単位に管理できること。 ※3 問合せ先情報の出力有無も管理できること。 ※4 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。</p>		実装必須 機能	<p>聴覚障がい者への配慮から「担当部署FAX番号」は、必須機能とすべきとのご意見を踏まえて必須項目としている。</p>	用語の統一のため修正	令和8年4月1日
1.共通	1.3.マスタ管理 機能		問い合わせ 先情報管 理	分割	0250022 0250373	<p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当部署メール 等 <p>※5 市区町村内で複数の問合せ先を管理できること。</p>		標準オプ ション機 能	<p>地域により管轄する出張所を分割しているケースに対応するため、区や出張所ごとに複数の問い合わせ先の管理が必要とのご意見を受け、問い合わせ先の複数管理する要件を設けている。</p>	【第1.2版】機能ID 0250022から変更	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新設 項目 機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
1.共通	1.3.マスタ管理 機能		郵便還付 先情報管 理		0250341	<p>通知書等の出力において、印字する郵便還付先情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳票名 ・郵便還付先出力有無 ・郵便還付先市区町村名 ・郵便還付先部署名 ・郵便還付先郵便番号 ・郵便還付先住所 <p>等</p> <p>※1 管理する項目は帳票詳細要件に記載の項目とする。 ※2 通知書等の帳票単位に管理できること。 ※3 郵便還付先情報の出力有無も管理できること。</p>		標準オ プション機 能	<p>郵送物について発送者とは別の宛先に返送を必要とする場合の郵便還付先を印字できる必要があるという要件を踏まえ機能要件として規定。</p>		
1.共通	1.3.マスタ管理 機能		不服申立 先情報管 理		0250023	<p>通知書等の出力において、教示文にある不服申立先情報を登録・修正・削除・照会できること。 (教示文中にある〇〇市、〇〇市長も含む)</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不服申立先コード ・不服申立先保険者名 ・不服申立先都道府県名 ・不服申立先都道府県郵便番号 ・不服申立先都道府県住所 ・不服申立先都道府県電話番号 <p>等</p> <p>※1 管理する項目は帳票詳細要件に記載の項目とする。</p>		実装必須 機能			令和8年4月1日
1.共通	1.3.マスタ管理 機能		不服申立 先情報管 理	分割	0250023 0250374	<p>※2 通知書等の帳票単位に管理できること。 ※3 不服申立先情報の出力有無も管理できること。</p>		標準オ プション機 能		【第1.2版】機能ID 0250023から変更	
1.共通	1.3.マスタ管理 機能		振込元管 理情報管 理	修正	0250326	<p>振込元管理情報を給付科目単位で登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込用給付科目コード ・種別コード ・コード区分(0:JIS、1:EBCDIC) ・委託者コード ・委託者名(カナ) ・住向金融機関番号 ・住向金融機関名(カナ) ・住向支店番号 ・住向支店名(カナ) ・振込資金支払い預金種目コード ・振込資金支払い口座番号 <p>等</p>		実装必須 機能	<p>還付の振込依頼を行う際に必要となる振込元の管理情報として規定</p> <p>全銀協フォーマットに合わせて、管理項目を定義している。ただし、「預金種目コード」および、「口座番号」については、他機能の管理項目と差別化するため、「振込資金支払い用〇〇」の管理項目名称とした。</p>	<p>求める要件については、国保と横並びで項目を規定</p> <p>【第1.2版】機能ID 0250462に変更</p>	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
1.共通	1.3.マスタ管理 機能		振込元管理 情報管理	修正	0250462	振込元管理情報を給付科目単位で登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 -振込用給付科目コード ・種別コード ・コード区分(0:JIS,1:EBCDIC) ・委託者コード ・委託者名(カナ) ・仕向金融機関番号 ・仕向金融機関名(カナ) ・仕向支店番号 ・仕向支店名(カナ) ・振込資金支払い用預金種目コード ・振込資金支払い用口座番号 等	実装必須 機能	還付の振込依頼を行う際に必要となる振込元の管理 情報として規定 全銀協フォーマットに合わせて、管理項目を定義し ている。ただし、「預金種目コード」および、「口座番 号」については、他機能の管理項目と区別化するた め、「振込資金支払い用〇〇」の管理項目名称とし た。	求める要件については、国保と横並びで項目を規 定 【第1.2版】機能ID 0250326から変更 後期高齢支援システムでは、振込元情報は還付で のみ利用することから、給付科目単位での管理は 不要との意見を頂戴したことから、要件および、 管理項目より、給付科目単位での管理に関する要 件を削除した。	令和8年4月1日
1.共通	1.3.マスタ管理 機能		金融機関マ スタ管理		0250024	金融機関マスタデータ(金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関名カナ、店舗番号、店舗漢字名称、 店舗名カナ等)を登録、修正、削除、照会できること。 金融機関マスタデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。 金融機関マスタデータを一覧で確認できること	実装必須 機能			令和8年4月1日
1.共通	1.3.マスタ管理 機能		金融機関マ スタ管理		0250025	全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスタデータの一括更新が可能であること。 金融機関マスタデータ(金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応 有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住 所、店舗電話番号)を登録、修正、削除、照会できること。	標準オプ ション機 能			
1.共通	1.3.マスタ管理 機能		システム設 定値管理		0250026	以下の値について、システム上、ユーザが変更可能と定義しているものについては、登録・修正・削除(ただ し、システム上削除することが認められている値のみ)・照会ができること。 ・システムの挙動について変更可能とするための設定値 ・システム内でコードマスタ化されているもの	実装必須 機能			令和8年4月1日
1.共通	1.3.マスタ管理 機能		住所マスタ 照会		0250027	住民の住所については住民記録システムから取得すること。 当該システムにおいて、住所登録が必要な場合は、住所マスタを保持すること。	実装必須 機能		デジタル庁の横並び方針の変更を受けて要件を書 き換え	令和8年4月1日
1.共通	1.3.マスタ管理 機能		土日・祝日 管理		0250028	土日・祝日(金融機関・市役所の不稼働日)情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・日付管理区分(金融機関、市役所) ・土日、祝日情報 等	実装必須 機能	意見照会の結果を受けて、口座振替依頼時の金融 機関への振替依頼の確認や年金支給日の確認(休 日の場合は、支給日が変わる)のために要件として 設けている。		令和8年4月1日
1.共通	1.3.マスタ管理 機能		郵便区管 理		0250029	郵便区情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・郵便区番号 等	標準オプ ション機 能	帳票一括出力時の郵便区ごとの山分けへの対応 のため、要件を規定。 デジタル庁で整理中の「アドレス・ベース・レジス トリ」にて、郵便区の管理がなされる方針が示され た場合は、当該管理機能は要件より削除する。		

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	実装要 求種別	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
1.共通	1.4.データ管理 機能		通称名管理	補記	0250030	外国人の通称名情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・通称名 ・通称名フリガナ ・本名通称名区分 等 ※1 住民記録システムで管理されている場合、データを連携し後期高齢支援システムにて利用できること。 ※2 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※3 通称名が登録された対象者について、通知書等に印字する宛名情報を指定することができること。		実装必須 機能	ここでいう「登録」については住民記録システムから連携されるデータを取込、管理できることを指しており、個別に後期高齢支援システム単体でのデータ登録機能を指すものではない。原則、外国人の通称名については住民記録システムから連携されるデータで管理することを前提としている。		令和8年4月1日
1.共通	1.4.データ管理 機能		通称名管理	分割	0250501	外国人の通称名情報を個別に登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・通称名 ・通称名フリガナ ・本名通称名区分 等 ※1 通称名が登録された対象者について、通知書等に印字する宛名情報を指定することができること。		標準オプ ション機 能	個別に氏名表記の希望の申し出があった際に、印字する氏名を指定できるとのご意見を受け、宛名情報の指定機能を規定。	【第1.2版】機能ID 0250030から分割 通称名については、本来、住民記録システムから連携される情報のみを管理できればよいのご意見を受け、登録機能を標準オプション機能に分割した。	
1.共通	1.4.データ管理 機能		通称名管理		0250329	日本人(トランスジェンダーの対象者)の通称名情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・通称名 ・通称名フリガナ ・本名通称名区分 等 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 通称名が登録された対象者について、証に印字する宛名情報を指定することができること。		標準オプ ション機 能	日本人(トランスジェンダーの対象者)の通称名については広域標準システムに連携するインタフェースはないが、広域標準システムでは日本人の通称名で証を発行する機能を単独で有している。そのため、後期高齢支援システムでも連携はできなくとも同様の管理要件を満たしたいというご意見を受け、単独での機能として規定している。 なお、広域標準システムにおいても日本人の通称名の印字については証のみとなっている(対応の趣旨が病院や公の場で証記載事項をもとに名前を呼ばれたりすることなどへの配慮を理由としているため)ことを踏まえて、本機能は証のみを対象とする。	日本人の通称名について、データ要件に規定いただくようデジタル庁と調整を行う予定。	
1.共通	1.4.データ管理 機能		居所不明 者管理	補記	0250032	対象者の居所不明に関する情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 居所不明年月日 等 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。		実装必須 機能	納通、督促状等の返送等の事由により「居所不明」と判断された対象者については、機能名称「返送情報登録」に規定する機能等、「公示送達」機能と関連し管理が必要となるが、その後の調査の結果、「不現住」と判断された対象者については、住民票職権削除の運びとなり資格を喪失することとなるため管理要件として、「居所不明者」情報の管理機能までとしている。		令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新設・改定 必須機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日	
1.共通	1.4.データ管理 機能		送付先登 録		0250033	<p>対象者の送付先情報が登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】 ・送付先利用業務 ・送付先使用開始日 ・送付先使用終了日 ・送付先氏名漢字 ・送付先住所コード ・送付先住所 ・送付先登録年月日 等</p> <p>・送付先郵便番号 ・送付先方書</p> <p>※1 対象者の送付先情報を業務単位(保険料賦課、保険料収納等)で管理できること。 ※2 他システムを参照し表示することで保持しない場合を含む (ただし、その場合は、各処理実施時に他システムを参照し、送付先の判定、処理を行うことができる ことが前提となる)。また、他システムから連携される送付先のみをマスタとして取り扱う場合は、 照会のみを必須要件とする。 ※3 履歴管理できること。</p>		実装必須 機能	履歴管理の必須化および、管理項目の追加に関する ご意見を受け、要件を規定した。	送付先情報を業務単位(保険料賦課、保険料収納 等)で管理する機能を目的に、管理項目「送付先利 用区分」が定義されている一方、※1では「事業単 位」という表記となっており、文言の統一のため、「 業務」の文言にて統一を行った。	令和8年4月1日	
1.共通	1.4.データ管理 機能		送付先登 録	分割・修正	0250033	<p>【管理項目】 ・送付先氏名カナ</p> <p>※4 送付先登録済みの被保険者の住所異動(転出後再転入等)があった場合、対象者を一括で抽出できる こと。</p>		標準オプ ション機 能	氏名カナと同様に送付先についても読み仮名を保 持するため、管理項目として送付先氏名カナを規定 した。 (現状の通知書には印字項目としてカナ氏名を印字 していないため、オプションとして規定している)	※4について、送付先登録済みの被保険者の住所 異動(転出後再転入)があった場合、送付先の再確 認が必要であるとのご意見を踏まえて、標準オプ ション機能に追加。		
1.共通	1.4.データ管理 機能		送付先登 録	分割・修正	0250459	<p>【管理項目】 ・送付先氏名カナ</p> <p>※4 送付先登録済みの被保険者の住所異動(転出後再転入等)があった場合、対象者を一括で抽出できる こと。 ※5 代理人情報が登録されており送付先情報を統合収滞納機能の連携データから取り込む場合、代理人 の送付先情報と紐づけて管理し、各種帳票等の出力に反映できること。</p>		標準オプ ション機 能	氏名カナと同様に送付先についても読み仮名を保 持するため、管理項目として送付先氏名カナを規定 した。 (現状の通知書には印字項目としてカナ氏名を印字 していないため、オプションとして規定している)	※4について、送付先登録済みの被保険者の住所 異動(転出後再転入)があった場合、送付先の再確 認が必要であるとのご意見を踏まえて、標準オプ ション機能に追加。 ※5について、統合収滞納から代理人情報とは別に 送付先に代理人の情報が連携されてくる場合が想 定されることから、紐づけて管理できるという要件 を追加している。 (後期高齢支援システム単独運用では利用想定な し)	【第1.2版】機能ID 0250033から分割、変更 統合収滞納機能との連携IF対応に伴い修正	
1.共通	1.4.データ管理 機能		送付先情 報取込		0250012	<p>送付先管理システムに、送付先情報(異動情報を含む)を照会し、取込できること。</p> <p>※1 「送付先管理システムに照会」は、共通基盤等への照会を含む。 ※2 連携頻度は随時・日次・月次等とする。</p>		標準オプ ション機 能	共通基盤からデータを取得する場合のインタフェ ース改修については、標準化対象外。	送付先関連の機能について標準仕様書の中での 記載位置が不統一だったため、機能の確認をしや すくするために記載位置のみ変更		

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	優先度 区分	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
1.共通	1.4.データ管理 機能		連絡先管理		0250034	対象者の連絡先情報が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・連絡先電話番号 ・連絡先登録年月日 等 ※1 他システムを参照し表示することで保持しない場合を含む (ただし、その場合は、各処理実施時に他システムを参照し、連絡先の判定、処理を行うことができる ことが前提となる)。また、他システムから連携される連絡先のみをマスクとして取り扱う場合は、 照会のみを必須要件とする。 ※2 履歴管理できること。		実装必須 機能			令和8年4月1日
1.共通	1.4.データ管理 機能		連絡先管理	分割・修正	0250034	【管理項目】 ・連絡先使用開始日・連絡先使用終了日 ※3 電話番号は対象者ごとに複数管理が可能であること。 ※4 対象者の連絡先情報を業務単位(保険料賦課、保険料収納等)で管理できること。 ※5 連絡先情報は組織単位で公開範囲を指定できること。		標準オプ ション機 能	連絡先は固定電話、携帯、緊急連絡先等複数の管理が必要とのご意見を受け、電話番号の複数管理 機能を規定している。 国民健康保険システムにおける標準仕様書の要件 を踏まえ、連絡先の公開範囲を指定できる要件を 追加している。		
1.共通	1.4.データ管理 機能		連絡先管理	分割・修正	0250452	【管理項目】 ・連絡先使用開始日 ・連絡先使用終了日 ・連絡先区分 ※3 電話番号は対象者ごとに複数管理が可能であること。 ※4 対象者の連絡先情報を業務単位(保険料賦課、保険料収納等)で管理できること。 ※5 連絡先情報は組織単位で公開範囲を指定できること。		標準オプ ション機 能	連絡先は固定電話、携帯、緊急連絡先等複数の管理が必要とのご意見を受け、電話番号の複数管理 機能を規定している。 国民健康保険システムにおける標準仕様書の要件 を踏まえ、連絡先の公開範囲を指定できる要件を 追加している。	【第1.2版】機能ID 0250034から分割、変更 統合収滞納機能との連携IFへの対応に伴い修正	
1.共通	1.4.データ管理 機能		代理人管理	新規追加	0250453	統合収滞納機能から代理人情報を受け取り、管理できること。 【管理項目】 ・代理人宛名番号 ・代理人有効期間開始日 ・代理人有効期間終了日 ・代理人肩書区分 ・連絡先区分 ※1 統合収滞納機能から連携されたデータは修正・削除できないこと。		標準オプ ション機 能	統合収滞納機能との連携は、「保険料収滞納情報 連携」機能にて標準オプション機能として規定して おり自治体により選択可能であることから、標準オ プション機能としている。 被保険者以外の代理人とした場合、送付先や口座 情報に代理人の情報を登録していただく運用を想 定している。統合収滞納機能からの連携により代理 人情報を取り込む場合、送付先や口座情報がそれ ぞれ連携されることから、連携データ取込み時に代 理人との紐づけを行うことを想定し管理機能を設け ている。 なお、統合収滞納機能からの連携データを取り込 む機能については「保険料収滞納情報連携」機能 の要件内に含まれる。	【第1.2版】統合収滞納機能との連携IF対応に伴い 追加	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	標準必須 機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
1.共通	1.4.データ管理 機能		口座情報 管理	補記	0250340	<p>対象者の口座情報を登録・修正・削除・照会できること。 公金受取口座(公的給付支給等口座)の利用の意思の有無(公金受取口座区分)を管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座利用区分(振込・引落) ・金融機関種別 (ゆうちょ銀行以外、ゆうちょ銀行) ・金融機関コード ・店舗番号 ・口座種別 ・口座番号 ・口座名義人カナ ・口座名義人漢字 ・口座有効期間開始日・口座有効期間終了日 ・公金受取口座区分(対象口座が公金受取口座かどうか) ・納付方法(全期前納、期別) ・口座管理区分(本人・代理人・相続人等) <p>等</p> <p>※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 履歴管理できること。</p>		実装必須 機能	<p>デジタル庁の方針に従い、公金受取口座に関する要件を記載している。</p> <p>管理している口座が本人口座なのか、相続人口座なのかを管理できる項目が必要とのご意見を受け、管理項目へ「相続人区分」を設けている。</p> <p>口座変更等があった場合、振替口座が不明になることを避けるため履歴管理ができることが必要であるとのご意見を受け、履歴管理機能を設けている。</p> <p>実装必須機能として定義された管理項目「金融機関種別」については、「ゆうちょ銀行」が設定された口座かどうかを管理するものであり、「金融機関コード」、「支店コード」等はゆうちょ銀行用コードに事前に置き換える登録内容を想定。(そのため、元のゆうちょ銀行に関する「ゆうちょ銀行記号」「ゆうちょ銀行番号」は標準オプションとしている)</p> <p>管理項目「相続人区分」について、相続人以外にも、「委任を受けた他人」の管理も必要とのご意見を受け、「口座管理区分(本人・代理人・相続人等)」としている。</p> <p>管理項目「公金受取口座区分」を規定し、「後期高齢者医療保険料選付請求書」のレイアウトに公金受取口座の利用有無を確認する項目を追加しているものの、後期においては公金受取口座情報の取得が必要となる事務が選付のみとなることから、一括取り込み機能は標準オプションとしている。</p>		令和8年4月1日
1.共通	1.4.データ管理 機能		口座情報 管理	新規追加	0250454	<p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替停止開始年月日 ・口座振替停止終了年月日 <p>※3 代理人情報が登録されており口座情報を統合収滞納機能の連携データから取り込む場合、代理人の口座情報と紐づけて管理し各種帳票等の出力に反映できること。</p>		標準オプ ション機 能	<p>統合収滞納機能との連携は、機能ID:0250451にて標準オプション機能として規定しており自治体により選択可能であることから、標準オプション機能としている。</p> <p>※3について、統合収滞納から代理人情報とは別に口座情報に代理人の情報が連携されてくる場合が想定されることから紐づけて管理できるという要件を追加している。 (後期高齢支援システム単独運用では利用想定なし)</p>	【第1.2版】統合収滞納機能との連携IF対応に伴い追加	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	優先度 別項目 別機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
1.共通	1.4.データ管理 機能		口座情報 管理	修正	0250340	<p>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を一括で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</p> <p>【管理項目】 ・ゆうちょ銀行記号・ゆうちょ銀行番号 ・更正日</p> <p>※1 一括で情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を取得し、振込先口座として利用できること。</p>		標準オプション機能	<p>後期高齢における要件として、公金受取口座情報の取得が必要となる事務が遠付のみとなることから、情報照会の機能自体を後期高齢支援システムに設けることは必須ではないとの検討会での議論も踏まえて標準オプションとしている。都度照会の運用が必須となり、「自動照会」が全業務で必須とされる場合は、本件を必須とする。</p> <p>ゆうちょ銀行記号・番号などについては広域標準システムも当該項目の入力を前提とした機能とはしていないことも踏まえ、実装必須とはしていない。</p> <p>意見照会結果より、一括で公金受取口座情報の取得を行う機能が必要がとのご意見を受け、オプション機能として設けている。</p>	【第1.2版】機能ID 0250377に変更	
1.共通	1.4.データ管理 機能		口座情報 管理	修正	0250377	<p>公金受取口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動一括で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。</p> <p>【管理項目】 ・ゆうちょ銀行記号・ゆうちょ銀行番号 ・更正日</p> <p>※1 一括で情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を取得し、振込先口座として利用できること。 ※2 取得した結果を一括で振込先口座として登録できること。</p>		標準オプション機能	<p>後期高齢における要件として、公金受取口座情報の取得が必要となる事務が遠付のみとなることから、情報照会の機能自体を後期高齢支援システムに設けることは必須ではないとの検討会での議論も踏まえて標準オプションとしている。都度照会の運用が必須となり、「自動照会」が全業務で必須とされる場合は、本件を必須とする。 なお、公金受取口座の遠付口座としての利用については、申請者の利用の意思がある場合にのみ利用する。</p> <p>ゆうちょ銀行記号・番号などについては広域標準システムも当該項目の入力を前提とした機能とはしていないことも踏まえ、実装必須とはしていない。</p> <p>意見照会結果より、一括で公金受取口座情報の取得を行う機能が必要がとのご意見を受け、オプション機能として設けている。</p>	【第1.2版】機能ID 0250340から変更	
1.共通	1.4.データ管理 機能		口座情報 取込		0250013	<p>口座情報管理システムに、口座情報(異動情報を含む)を照会し、取込できること。</p> <p>※1 「口座情報管理システムに照会」は、共通基盤等への照会を含む。 ※2 連携頻度は随時・日次・月次等とする。</p>		標準オプション機能	<p>共通基盤からデータを取得する場合のインターフェース改修については、標準化対象外。</p> <p>本要件は庁内のシステム連携を想定しての機能要件となる。</p>	<p>口座関連の機能について標準仕様書の中での記載位置が不統一だったため、機能の確認をしやすくするために記載位置のみ変更</p> <p>機能ID0250311を増やしたため、その用途の使い分けを明確にして記載。</p>	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
1.共通	1.4.データ管理 機能		口座情報 取込		0250311	口座振替用の口座情報について一括で取込・更新ができること。	標準オプ ション機 能	自治体からのご意見を踏まえて、現状、活用されて いるインターネット等で被保険者等から口座振替受 付の申請を受けているケースにおいて、当該申請 に基づいて口座振替用の口座情報登録用にデータ を受領した際に取込を可能とするための機能要件 として規定する。 なお、活用しているサービスにより提供されるデー タ形式が異なることが想定されることから、受け取 ったデータを取込するためのインタフェース改修につ いては標準化対象外とする。また、インターネットに よる受付そのものについては、後期高齢支援シス テムは通常、庁内LANの中に構築され、インター ネットと接続されていることはない想定されるた め、ここでは機能要件として規定していない。		
1.共通	1.4.データ管理 機能		口座情報 取込	新規追加	0250498	還付用の口座情報について一括で取込・更新ができること。	標準オプ ション機 能	自治体からのご意見を踏まえて、現状、活用されて いるインターネット等で被保険者等から還付請求を 受けているケースにおいて、当該請求に基づいて 還付口座用の口座情報登録用にデータを受領した 際に取込を可能とするための機能要件として規定 する。 なお、活用しているサービスにより提供されるデー タ形式が異なることが想定されることから、受け取 ったデータを取込するためのインタフェース改修につ いては標準化対象外とする。また、インターネットに よる受付そのものについては、後期高齢支援シス テムは通常、庁内LANの中に構築され、インター ネットと接続されていることはない想定されるた め、ここでは機能要件として規定していない。		
1.共通	1.4.データ管理 機能		口座情報 管理	分割	0250940 0250378	取得した公金受取口座情報を、他システム(公金受取口座の対象事務を処理するシステムを除く。)に提供 できること。	実装不可 機能		【第1.2版】機能ID 0250340から変更	令和8年4月1日
1.共通	1.4.データ管理 機能		金融機関 統廃合対 応		0250038	統廃合する金融機関、支店の口座情報に対して、登録済みの口座で該当するデータが存在する場合、統 廃合後の状態に一括で更新できること。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。	実装必須 機能			令和8年4月1日
1.共通	1.4.データ管理 機能		金融機関 統廃合対 応	分割	0250038 0250379	※2 金融機関の統廃合や支店の廃止等により使用できない口座情報が登録されている対象者を 確認できること	標準オプ ション機 能		【第1.2版】機能ID 0250038から変更	
1.共通	1.4.データ管理 機能		世帯情報 管理		0250039	対象者(転出者・住登外者も含む)の世帯情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・世帯番号 ・宛番号(世帯主、世帯員) 等 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 世帯員の住民記録情報・住民税情報等は、被保険者と同様に管理する場合や他システムを参照し 表示することで保持までしない場合等を含め、結び付けができること。	実装必須 機能			令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新旧要件 の相違	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
1.共通	1.4.データ管理 機能		特記事項 (メモ情報) 管理	修正	0250040	対象者に関する特記事項を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・業務区分 ・(被保険者資格、保険料賦課、保険料収納等) ・特記区分(相談記録、メモ情報等) ・有効期間開始日 ・有効期間終了日 ・特記事項 等		実装必須 機能		【第1.2版】機能ID 0250466に変更	
1.共通	1.4.データ管理 機能		特記事項 (メモ情報) 管理	修正	0250466	対象者に関する特記事項を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・業務区分 ・(被保険者資格、保険料賦課、保険料収納等) ・特記区分(相談記録、メモ情報等) ・有効期間開始日 ・有効期間終了日 ・特記事項 等		実装必須 機能		【第1.2版】機能ID 0250040から変更	令和8年4月1日
1.共通	1.4.データ管理 機能		特記事項 (メモ情報) 管理	分割・修正	0250040	対象者に関する特記事項を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・業務区分 ・(被保険者資格、保険料賦課、保険料収納等) ・個別管理対象者区分(視覚障がい者等) ・登録日時 ・操作者ID		標準オプ ション機 能	視覚障がい対象者には点字対応した帳票を送付する等の管理が必要とのご意見を踏まえ追加。なお、デジタル庁が定める共通要件で規定されていないため、後期高齢単独の共通要件として記載している。 管理項目「登録日時」「操作者ID」について、自治体からのご意見と、国民健康保険システムにおける標準仕様書の管理項目と横並びの観点で追加した。	用語の統一のため修正 【第1.2版】機能ID 0250380に変更	
1.共通	1.4.データ管理 機能		特記事項 (メモ情報) 管理	分割・修正	0250380	対象者に関する特記事項を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・業務区分 ・(被保険者資格、保険料賦課、保険料収納等) ・個別管理対象者区分(視覚障がい者等) ・登録日時 ・操作者ID		標準オプ ション機 能	視覚障がい対象者には点字対応した帳票を送付する等の管理が必要とのご意見を踏まえ追加。なお、デジタル庁が定める共通要件で規定されていないため、後期高齢単独の共通要件として記載している。 管理項目「登録日時」「操作者ID」について、自治体からのご意見と、国民健康保険システムにおける標準仕様書の管理項目と横並びの観点で追加した。 【第1.2版】管理項目「業務区分」について、特記事項情報は情報の特性として業務を指定することなく、広くユーザ内で共有すべき情報のため、標準オプションとすべきとのご意見および国保、介護などではオプションとされていることを踏まえ、オプションに変更した。	用語の統一のため修正 【第1.2版】機能ID 0250040から変更	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新追加 必須機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
1.共通	1.4.データ管理 機能		支援措置 対象者情報 登録		0250041	支援措置対象者情報を登録・修正・削除・照会できること。 また、該当する対象者に対して、以下の操作を行う場合は、注意喚起を表示する等、必要な配慮ができること。 ・支援措置対象者の住所を表示する ・支援措置対象者の電話番号を表示する ・支援措置対象者に帳票を出力する 【管理項目】 機能別連携仕様(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※1 住民記録システム等を参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 住民記録システム等を参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 支援措置対象者情報について、住民記録情報の連携により登録された情報と、 後期高齢支援システムにて登録した情報を区別して管理できること。		実装必須 機能	左記の支援措置対象者に対する機能要件については、広域標準システムで実装している機能を要件としている(市町村支援システムとの機能差異がなく、支援措置対象者に対して統一した対応となることを意図している)。 そのため、介護保険においては住所を非表示にするなどの要件の記載があるが、広域標準システムで実装していないことから、当該機能は要件としていない。 支援措置対象者に対する帳票出力時の山分け対応については、「1.7.帳票出力機能」に規定した。		令和8年4月1日
1.共通	1.4.データ管理 機能		各情報照 会管理		0250042	後期高齢支援システムで管理する情報について、各画面にて確認できること。 【主な情報】 ・資格情報 ・送付先情報 ・特記事項情報 ・特別事情(支援措置対象者情報等)に関する情報 ・保険料取滞納情報 等 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正の処理は対象外。		実装必須 機能			令和8年4月1日
1.共通	1.4.データ管理 機能		各情報照 会管理	分割	0250042 0250381	【主な情報】 ・口座情報		標準オプ ション機 能	自治体からのご意見を踏まえて、口座情報が登録されているかどうかは閲覧頻度が高いとのことで、標準オプションとして追記した。	表示要件として運付口座のみではなく振替口座にも表示に対する要件があるのご意見を踏まえ、記載を見直し。 【第1.2版】機能ID 0250042から変更	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新設 改定 廃止 必須 標準 機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
1.共通	1.4.データ管理 機能		住登外者 個人番号 管理		0250043	住登外者の個人番号(マイナンバー)を照会できること。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正の処理は対象外。		実装必須 機能			令和8年4月1日
1.共通	1.4.データ管理 機能		住登外者 個人番号 管理		0250044	必要に応じて、登録・修正・削除できること。		標準オプ ション機 能			
1.共通	1.4.データ管理 機能		個人番号 照会		0250045	各台帳画面等で対象者を特定した際、処理状況等により個人番号を確認できること。 ※1 番号法別表第一の要件を満たす個人番号の確認ができること。 ※2 番号法別表第一の要件を満たさない個人番号の確認はできないこと。 ※3 所属や職員により利用権限設定できること。		実装必須 機能			令和8年4月1日
1.共通	1.4.データ管理 機能		保存期間を 経過した情 報の削除 機能		0250365	取得した個人番号について業務上必要がなくなった対象者を指定し、当該情報を削除できること。 上記で削除した対象者について把握できること。		実装必須 機能	共通機能標準仕様書の機能要件では「法令年限及び業務上必要な期間(保存期間)を経過した情報について、標準準拠システムから削除できること。」と規定されているが法令年限や業務上必要な期間の定義が曖昧なことを踏まえ、具体的に実現すべき要件として左記要件を規定している。	デジタル庁の横並び方針の変更を受けて追記	令和8年4月1日
1.共通	1.4.データ管理 機能		保存期間を 経過した情 報の削除 機能		0250366	個人番号利用事務について情報照会により得た結果情報を物理削除できること。 ※1 何年分過去の情報を削除するかについてはパラメタにより選択できること。		標準オプ ション機 能	情報照会の機能自体は後期高齢支援システムは標準オプションとしているため本機能も標準オプションとしている。	デジタル庁の横並び方針の変更を受けて追記	
1.共通	1.4.データ管理 機能		保存期間を 経過した情 報の削除 機能		0250367	個人番号をシステムから削除した場合にその削除した対象者について確認をするための証明書を市区町村に対して提出できる機能を有していること。		標準オプ ション機 能	機能ID:0250365にて削除した対象者の把握自体は可能としているため証明書の必要性を鑑み、標準オプションとしている。	デジタル庁の横並び方針の変更を受けて追記	
1.共通	1.5.台帳管理機 能		対象者検 索		0250046	対象者の検索において、被保険者番号、氏名カナ、氏名漢字、生年月日、宛番号、個人番号、住所、性別等で検索できること。 ※1 個人番号での検索は番号法別表第一の要件を満たす台帳画面のみで利用できること。 ※2 個人番号での検索は所属や職員により設定された権限設定にならうこと。 ※3 対象の被保険者が通称名を使用している場合は、通称名での検索ができること。		実装必須 機能	個人番号での検索は番号法別表に基づく事務となるが、後期高齢支援システムでは、公金受取口座に関する受付登録において個人番号を使用することを想定して記載している。 広域標準システムにおいて、通称名を使用している場合は通称名での検索が可能ため、同様の要件を※3に実装必須機能として規定した。 自治体からのご意見を受けて、検索条件の一例として「性別」を追加した。		令和8年4月1日
1.共通	1.5.台帳管理機 能		対象者検 索		0250047	対象者の検索において、世帯番号、電話番号で検索できること。 ※1 検索時に利用する項目として、住民記録情報や被保険者資格情報(合併前後や政令指定都市の区間異動前後)が利用できること。		標準オプ ション機 能			
1.共通	1.5.台帳管理機 能		検索文字 入力		0250048	氏名に関する検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠したあいまい検索ができること。 ※1 住民記録システム標準仕様書「検索文字入力」に記載のあいまい検索要件のうち、「異体字や正字も包含した検索ができること」を除いた部分を対象とする。		実装必須 機能		デジタル庁の横並び方針の変更を受けて記載を変更	令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新設 追加 修正 削除 変更	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
1.共通	1.5.台帳管理機能		検索履歴管理		0250049	対象者を検索する際、直近で使用した被保険者番号等を再入力せずに継続利用できること。		実装必須機能	多数の自治体から同意見があったことを受け、実装必須とした。		令和8年4月1日
1.共通	1.5.台帳管理機能		画面チェック機能		0250050	必須入力項目を容易に判別でき、誤入力防止として保存前にチェックし、エラーや警告等のメッセージを表示できること。		実装必須機能			令和8年4月1日
1.共通	1.5.台帳管理機能		検索上限管理		0250051	各業務の一覧画面において、一覧表示できる上限を超えるデータを取得する検索条件が設定された場合は、エラーとして検索条件の再設定を促す仕組みにすること。 ※1 検索前に表示件数を指定できる等により、検索結果を分割して表示できるような仕組みを含む。		実装必須機能			令和8年4月1日
1.共通	1.6.一覧管理機能		EUC機能		0250052	EUC機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。)を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。 EUC機能へ連携するデータ項目は「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の「基本データリスト(後期高齢支援システム)」の規定に従うこと。(後期高齢支援システムとEUC機能を一体のパッケージとして構築する場合には、基本データリストに定義されたデータ項目を利用できることを前提に、基本データリスト外のデータ項目の利用も可能とする。) なお、機能別連携仕様にて他業務から取得しているデータ項目については、基本データリストにないデータ項目であっても、データソースの対象とし、データの型、桁数等は連携元である他業務の基本データリストの定義に従う必要がある。		実装必須機能	デジタル庁の横並び方針により、全業務要件を統一する。	デジタル庁の横並び方針の変更を受けて追記	令和8年4月1日
1.共通	1.6.一覧管理機能		EUC機能		0250053	後期高齢支援システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。 ・抽出条件は、各業務にて対象とする一覧に関する管理項目を対象とし、任意に指定できること。		標準オプション機能	当該要件は、デジタル庁が規定する要件内で規定されていないが、業務上必要と考えられる要件を規定している。		
1.共通	1.6.一覧管理機能		EUC機能		0250054	後期高齢支援システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。 ・抽出する際は、一般的な演算子(and/or等)に対応していること。		標準オプション機能	今後デジタル庁の共通要件に取り込まれた場合、単独の規定は削除する。		
1.共通	1.6.一覧管理機能		EUC機能		0250055	後期高齢支援システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。 ・コード項目は、日本語名称の他にコード値も表示できること。		標準オプション機能			
1.共通	1.6.一覧管理機能		EUC機能		0250056	後期高齢支援システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。 ・支援措置対象者が含まれている場合、判別できる情報が出力できること。		標準オプション機能		「気付けること」と表記していたが受取手により実装が曖昧になるとのご意見を踏まえ、項目として出力できることという要件に明確化した。	
1.共通	1.6.一覧管理機能		EUC機能		0250057	後期高齢支援システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。 ・表示(出力)する履歴は、抽出条件の該当履歴等、任意に指定できること。		標準オプション機能			
1.共通	1.6.一覧管理機能		EUC機能		0250058	後期高齢支援システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。 ・表示(出力)する履歴は、最新履歴、全履歴について指定できること。		標準オプション機能			
1.共通	1.6.一覧管理機能		EUC機能		0250059	後期高齢支援システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。 ・宛名領域に対して文字溢れている場合や、未登録外字者が含まれている場合、判別できる情報が出力できること。		標準オプション機能			
1.共通	1.6.一覧管理機能		EUC機能		0250060	後期高齢支援システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。 ・政令指定都市の場合は、市全体と構成区ごとに抽出や表示(出力)ができること。		標準オプション機能			
1.共通	1.6.一覧管理機能		EUC機能		0250061	後期高齢支援システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。 ・一覧におけるEUC機能の1つとして、抽出したデータの集計機能を保有していること。		標準オプション機能			

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
1.共通	1.7.帳票出力機能		宛名シール、文書作成		0250062	出力対象として指定した被保険者番号を入力条件とし、一括および個別で通知書印刷用帳票を出力できること。 出力対象として指定した被保険者番号を入力条件とし、条件に該当する対象者に一括で窓あき封筒に対応した宛名シールを出力できること。 <通知書印刷用帳票> ■帳票詳細要件 シート:共通-01■ <宛名シール> ※窓あき封筒に対応した宛名シール ■帳票詳細要件 シート:共通-02■ ※1 出力する情報は対象者の送付先に対応すること。 ※2 使用する送付先についての送付先利用区分のものを使用するかはパラメタなどで選択できること。	標準オプション機能	通知書印刷用帳票は一括で発行することもあれば個別印刷を行うことも想定されるため、両方を対象とし、宛名シートは、出力対象として指定した被保険者番号を条件として一括出力することを想定しているため一括出力を対象とした。 デジタル庁からの実装必須区分見直し依頼を受けて標準オプションに見直しを行った。		
1.共通	1.7.帳票出力機能		カスタマーバーコード出力		0250063	宛名を印字する帳票において、宛名情報からカスタマーバーコードが出力できること。	実装必須機能			令和8年4月1日
1.共通	1.7.帳票出力機能		電子公印出力		0250064	通知書等において、電子公印に対応していること。 なお、電子公印は複数管理でき、必要に応じて切り替えができること。 通知書等の出力において、印字する電子公印は帳票毎に公印の種類及び印影もしくは「(公印省略)」といった文言を管理できること。 ※1 通知書等の帳票単位に管理できること。 ※2 電子公印の出力有無も管理できること。 ※3 職務代理者の公印も管理できること。	実装必須機能	電子公印については専用紙にプレ印刷されるケースがあるため、出力有無そのものを選択可能である旨、明記。押印廃止の流れを受け、「公印省略」の記載についても可能としたいというご意見を踏まえ、要件を記載。		令和8年4月1日
1.共通	1.7.帳票出力機能		首長・職務代理人出力		0250065	通知書等において、管理している首長や職務代理人等を印字できること。 ※1 首長名や職務代理人名の出力有無も管理できること。	実装必須機能	電子公印と同様にプレ印字された帳票に対応するため出力有無を可能としている。		令和8年4月1日
1.共通	1.7.帳票出力機能		広域連合長・職務代理人出力		0250066	通知書等の出力において、管理している広域連合長や職務代理人等を印字できること。 ※1 広域連合長名や職務代理人名の出力有無も管理できること。	実装必須機能	保険料決定通知書に広域連合長名を出力するため、要件を定めている。		令和8年4月1日
1.共通	1.7.帳票出力機能		通称名出力		0250067	通知書等において、管理している外国人の通称名が対象者氏名として出力できること。	実装必須機能	日本人(トランスジェンダーの対象者)の通称名の印字については広域標準システムでも証までの印字要件として事務連絡に基づき対応している。後期高齢支援システムでは証については再発行のみの要件となるため、ここで通称名は「外国人」として規定している。		令和8年4月1日
1.共通	1.7.帳票出力機能		口座番号マスク機能		0250068	通知書等の外部帳票に口座情報(口座番号)を印字する場合は、アスタリスク等を印字できること。	実装必須機能			令和8年4月1日
1.共通	1.7.帳票出力機能		口座番号マスク機能	分割	0250066 0250382	※1 口座番号をアスタリスク等で伏せる場合、開始位置と桁数を指定し伏せる箇所を設定できること。	標準オプション機能		【第1.2版】機能ID 0250068から変更	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	標準必須 機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
1.共通	1.7.帳票出力機能		文書番号出力		0250069	文書番号を伴う通知書の出力時は、前後の記号文字も含めて文書番号を印字できること。 ※1 文書番号未入力時は、文書番号の前後の記号文字も含めて印字しないこと。 ※2 文書番号の前後の記号文字は、帳票ごとにパラメタ等で設定できること。		実装必須機能	文章番号を運用していないという多数自治体の意見を踏まえ、※1は実装必須機能とした。		令和8年4月1日
1.共通	1.7.帳票出力機能		文書番号出力	分割	0250069 0250383	※3 文書番号は文書番号記号ごとの年度ごとに自動付番できること。 ※4 自動付番の利用有無をパラメタ等で設定できること。 ※5 自動付番した番号は画面表示させ修正できること。 ※6 文書番号未入力であっても文書番号の前後の記号文字のみを印字するか否かを設定でき、「有」が設定されている場合は、実装必須機能の※1より優先して、文書番号の前後の記号文字を印字すること		標準オプション機能		【第1.2版】機能ID 0250069から変更	
1.共通	1.7.帳票出力機能		通知書発行日出力		0250070	各種通知書等に対して発行日を設定でき、出力できること。		実装必須機能			令和8年4月1日
1.共通	1.7.帳票出力機能		申請書、通知書等出力(値なし)		0250071	各種申請書や届出書、通知書等に対して対象者情報等を出力せず空欄のまま出力できること。		標準オプション機能	空欄出力機能については、内部の情報共有、窓口来庁者や印刷業者へ説明用資料等、自治体での運用に応じてさまざまな用途でご利用いただくことを想定した機能となっていることから、対象となる帳票については特定せず、ベンダにおける創意工夫の範囲で実装いただく機能として具体的な帳票名を指定せずに要件を記載している。		
1.共通	1.7.帳票出力機能		敬称付与機能		0250072	帳票に出力する対象者情報に応じて、敬称を付けたり、文言を付加したり、置き換えたりできること。なお、付与する文言については設定により変更できること。 <設定例> ・個人の場合、「様」を付加 ・死亡による資格喪失者の場合、「ご家族様」「ご遺族様」の付加や置き換え		実装必須機能	死亡による資格喪失者の場合、「ご家族様」「ご遺族様」「代表承継人様」の付加や置き換え等、敬称付加機能が必要とのご意見を受け、要件を規定。		令和8年4月1日
1.共通	1.7.帳票出力機能		印刷データ出力		0250073	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。 二次元コード(カスタマーバーコードを含む。)については、二次元コードの値をファイルに格納すること。		実装必須機能	作成した印刷用のファイルを外部委託業者用に成型する機能は標準化対象外。		令和8年4月1日
1.共通	1.7.帳票出力機能		印刷データ出力		0250074	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ(外字情報を含む。)について印刷イメージファイル(PDF形式等)を作成し、出力できること。		標準オプション機能	作成した印刷用のファイルを外部委託業者用に成型する機能は標準化対象外。		
1.共通	1.7.帳票出力機能		帳票一括出力時の出力順、山分け		0250344	一括出力時の出力順は、出力する帳票のシステムからの印字項目を指定し並び替えできること。 ※1 出力順は業務や帳票種類により異なるため、共通要件としては上記レベルとしている。 ※2 対象とする帳票は、住民等の外部帳票は必須とし、それ以外の帳票はオプションとする。 ※3 並び替えにおいて指定可能な項目は出力項目の中でもそれぞれの帳票出力においてデータの並び替えに有効な項目とし、ベンダにおける創意工夫の範囲とする。		実装必須機能	帳票の出力順については自治体ごとに要件が様々で帳票単位に一様な仕様とならないことから、出力項目で並び替え可能とする共通要件として規定した。		令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
1.共通	1.7.帳票出力機能		帳票一括出力時の出力順、山分け		0250323	一括出力時の出力順は、以下のような対象者を判別するフラグなどをファイル内に保持し、出力順を指定し並び替えができること。 ・支援措置対象者 ・資格喪失 ・文字切れ、外字未登録 ・個別管理対象者区分(視覚障がい者等)	標準オプション機能	左記のような並び順の変更について「支援措置対象者」等は必須としてほしい旨、意見もあったが、対象者が帳票に含まれるかどうかは後述の「未登録外字、文字切れ等検知機能」にて対象者の把握は実装必須としており、対象者の把握は可能としていることも踏まえ、「標準オプションとしている」 個別管理対象者区分において視覚障がい者等を登録した場合は、個別に点字の紙を封入する等の対応を行っているとの自治体からの意見を踏まえ、山分け要件で実現できるように記載を追加した。		
1.共通	1.7.帳票出力機能		帳票一括出力時の出力順、山分け		0250077	一括出力時の出力順は、以下のような対象者を判別するフラグなどをファイル内に保持し、出力順を指定し並び替えができること。 ・居所不明 ・郵便区(市内(集配局単位)、市外)	標準オプション機能			
1.共通	1.7.帳票出力機能		帳票一括出力時の出力順、山分け		0250324	一括出力時、以下のような山分けに必要なフラグをファイル内に持ち、出力する帳票、データを山分けできること。 ・支援措置対象者 ・資格喪失 ・文字切れ、外字未登録 ・個別管理対象者区分(視覚障がい者等)	標準オプション機能	帳票の山分け(出力する単位をそもそも分ける)については自治体ごとに様々な意見があり、一意な仕様とならないが、共通的に必要とされる要件を規定。 郵便区ごとの山分けが必要となる帳票発行時は、外部委託が想定されるため、標準仕様書にて「区内特別」の印字に関する要件は記載していない。		
1.共通	1.7.帳票出力機能		帳票一括出力時の出力順、山分け		0250079	一括出力時、以下のような山分けに必要なフラグをファイル内に持ち、出力する帳票、データを山分けできること。 ・居所不明 ・郵便区(市内(集配局単位)、市外)	標準オプション機能			
1.共通	1.7.帳票出力機能		未登録外字、文字切れ等検知機能		0250080	帳票の一括出力処理やバッチ処理を行う場合、対象者の状態(支援措置対象者情報の有無、資格喪失、文字切れ、外字未登録等)に応じて、該当者のリストを出力できること。 ※1 作成対象とする帳票は、住民等の外部帳票は必須とし、それ以外の帳票はオプションとする。 ※2 作成するリストの項目は、対象者情報(氏名、住所、被保険者番号等)と対象者の状態(資格喪失、外字未登録、文字オーバー等)を必須とし、その他の項目は標準オプションとする。 ※3 EUC機能を利用して実装する場合は後期高齢者共通「1.6 一覧管理機能」に記載のEUC機能の要件を満たすこと。	実装必須機能	リスト出力の対象処理として、対象者が多数となってくる一括出力処理やバッチ処理を対象としているが、オンライン発行時に同様のリストを出力するかについては、オンライン画面におけるベンダーの創意工夫による範疇であるため、その実装を妨げるものではない。		令和8年4月1日
1.共通	1.7.帳票出力機能		未登録外字、文字切れ等検知機能		0250322	帳票出力時に文字切れが発生する場合、空白で出力するかそのまま出力するかについて設定により選択ができること。	標準オプション機能	帳票出力の際に文字切れが発生した場合、空白で出力するかそのまま出力するかはベンダによる創意工夫の範囲であるが、それを市区町村の運用にあわせて選択可能とする要件を標準オプションとして規定している。		
1.共通	1.7.帳票出力機能		一括処理時一覧出力機能		0250081	各種一括処理(データ取込、データ出力、帳票出力)を実行した場合、処理対象データを一覧等で出力できること。 ※1 住民向け帳票を一括出力する場合、送付先を含む対象者のリストを一覧等で出力できること。	実装必須機能			令和8年4月1日
1.共通	1.7.帳票出力機能		一括処理時一覧出力機能	分割	0250081-0250384	※2 住民向け帳票を一括出力する場合、集配局を含む対象者のリストを一覧等で出力できること。	標準オプション機能		【第1.2版】機能ID 0250081から変更	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新設 必須機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
1.共通	1.7.帳票出力機能		オンライン帳票出力		0250082	画面より帳票を出力する機能において、出力可能な帳票が複数存在する場合、出力可能な帳票が一覧形式で表示され、出力する帳票を指定できること。 ※1 オンライン操作により、対象帳票を選択可能な場合は、出力可能な帳票について、一覧形式での表示は不要。		実装必須機能	出力可能な帳票が複数存在する場合の業務効率に関するご意見を受け、実装必須機能とした。		令和8年4月1日
1.共通	1.7.帳票出力機能		帳票プレビュー機能		0250083	各種帳票を出力する前に帳票の出カイメージをプレビュー表示し確認できること。		実装必須機能			令和8年4月1日
1.共通	1.7.帳票出力機能		ダイレクトプリント機能		0250084	通知書等を発行する際に、プリンタやトレイを指定して直接、印刷(印刷実行により用紙への直接出力)ができること。		標準オプション機能	デジタル庁方針により、印刷ファイル作成、印刷データ作成が規定されているが専用紙などを印字調整したプリンタに直接印刷する要件は必要と判断し、共通要件として個別に規定している。(ただし、デジタル庁の共通方針に記載がない機能でもあることを踏まえ、標準オプションとしている)		
1.共通	1.7.帳票出力機能		帳票発行履歴管理		0250085	住民等の外部帳票の発行履歴を管理できること。 【管理項目】 ・帳票名 ・発行日 ・発行時刻 ・帳票作成者 ・無効ステータス ※1 帳票のプレビュー表示では発行履歴は作成せず、紙やデータで出力した場合のみ作成すること。		実装必須機能	帳票を発行しても発送しない場合があり、未発効情報の管理が必要とのご意見を受け「無効ステータス」を管理項目として規定した。(データ自体を削除可能とすることは改ざんにつながるため)		令和8年4月1日
1.共通	1.7.帳票出力機能		帳票発行履歴管理		0250086	一覧等内部帳票の発行履歴を管理できること。		標準オプション機能	外部帳票以外の帳票についても履歴管理が必要とのご意見を受け、要件を規定。		
1.共通	1.7.帳票出力機能		帳票再発行機能		0250087	出力済の帳票を発行履歴から指定し、出力した時点の帳票と同じ内容で再出力できること。		実装必須機能			令和8年4月1日
1.共通	1.7.帳票出力機能		帳票再発行機能	分割	0250087 0250385	※1 宛名情報を最新化した状態で出力すること。		標準オプション機能	再発行時には最新の宛名情報を参照して帳票出力できることへのニーズがあるというご意見を踏まえ、要件を規定。(ただし、宛名が変更になるほどの期間を要した場合に過去の帳票を再発行を行う頻度を考慮し、オプションとしている)	【第1.2版】機能ID 0250087から変更	
1.共通	1.7.帳票出力機能		帳票再発行機能		0250088	再出力する帳票のうち、一括で出力した帳票の場合は、作成した時に設定された帳票に関するパラメタ情報(出力対象期間や出力内容等に関する設定)を確認できること。 ※1 帳票で複数名分を出力した帳票の場合、再出力の対象者を特定できること。		標準オプション機能			
1.共通	1.8.政令個別要件		指定都市個別要件	新規追加	0250469	被保険者の最新の居住地が属する行政区として「所管区」を管理できること。 ※1 所管区については住記システムより連携される情報を基に異動の反映を行えること。 (なお、システムの管理上、行政区を既に管理している場合、行政区と所管区を別に管理する必要はない。)		標準オプション機能	令和5年度の政令市要件再検討結果を踏まえて整理を行っている。		
1.共通	1.8.政令個別要件		指定都市個別要件	修正	0250088	区間異動に伴う宛名情報の異動に対応できること。		標準オプション機能	政令指定都市固有の要件は、実装オプションとしている。	【第1.2版】機能ID 0250470に変更	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	法令等 必須機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
1.共通	1.8.政令個別要件		指定都市 個別要件	修正	0250470	区間異動に伴う宛名情報の異動に対応できること。 (ただし、区間異動の管理を行わない政令市においては実装不要) ※1 異動に伴って所管区も変更できること。	実装必須 機能	—	政令市において調達実施時に本要件の必要有無を明示すること。	【第1.2版】機能ID 0250089から変更	令和8年4月1日
1.共通	1.9.政令個別要件		指定都市 個別要件	削除	0250090	各業務にて申請や届出は被保険者資格の管理区でのみ登録できること。 ただし、管理区以外でも照会はできること。		標準オプ ション機 能	機能ID:250469等の追記に基づいて要件が重複している従前の機能内容について見直しを実施。		
1.共通	1.9.政令個別要件		指定都市 個別要件	削除	0250091	各業務にて処理中に区間異動した対象者の情報に対して、業務に応じて該当情報を処理すべき区で処理できること。		標準オプ ション機 能	機能ID:250469等の追記に基づいて要件が重複している従前の機能内容について見直しを実施。		
1.共通	1.8.政令個別要件		指定都市 個別要件	新規追加	0250471	賦課を実施した時点で賦課区に賦課時点の所管区を登録できること。 (行政区単位で賦課を行わない政令市においては実装不要)		標準オプ ション機 能	政令市において調達実施時に本要件の必要有無を明示すること。		
1.共通	1.8.政令個別要件		指定都市 個別要件	新規追加	0250472	賦課区については所管区の異動に伴い更新せず、賦課区期日時点の所管区を維持すること(遡及による変更は除く) (行政区単位で賦課を行わない政令市においては実装不要)		標準オプ ション機 能	政令市において調達実施時に本要件の必要有無を明示すること。		
1.共通	1.8.政令個別要件		指定都市 個別要件	新規追加	0250474	被保険者に対して滞納処分の登録を行った職員の所属する行政区として処分区を管理できること。 (行政区単位で滞納管理を行わない政令市においては実装不要)		標準オプ ション機 能	政令市において調達実施時に本要件の必要有無を明示すること。		
1.共通	1.9.政令個別要件		指定都市 個別要件	修正	0250092	通知書や出力する区の情報や公印、文書番号等について、被保険者の居住区や申請した区等を踏まえて出力できること。 ※1 市長名で印字するか、区長名で印字するかを選択できること。		標準オプ ション機 能		【第1.2版】機能ID 0250475に変更	
1.共通	1.8.政令個別要件		指定都市 個別要件	修正	0250475	通知書や出力する区の情報や公印、文書番号等について、被保険者の所管区居住区や申請した区等を踏まえて出力できること。 (行政区単位での管理を行わない政令市においては実装不要) ※1 市長名で印字するか、区長名で印字するかを選択できること。		標準オプ ション機 能		【第1.2版】機能ID 0250092から変更(用語の統一を行った関係で居住区という記載を変更)	
1.共通	1.9.政令個別要件		指定都市 個別要件	修正	0250093	各業務で使用するリストや帳票等については、市と管理区単位に出力できること。		標準オプ ション機 能		【第1.2版】機能ID 0250494に変更	
1.共通	1.8.政令個別要件		指定都市 個別要件	修正	0250494	各業務で使用するリストや帳票等については、市と管理区単位に出力できること。 (行政区単位での管理を行わない政令市においては実装不要)		標準オプ ション機 能	政令市において調達実施時に本要件の必要有無を明示すること。 ここでいう管理区は所管区、賦課区、処分区のうちいずれかを指すが、全ての管理区単位に対応が必要となるわけではなく、政令市が調達時に示す管理区の要件にのみ対応すればよい。	【第1.2版】機能ID 0250093から変更	
1.共通	1.9.政令個別要件		指定都市 個別要件	修正	0250094	EUC機能を用いたデータ出力や集計機能について、市全体と管理区ごとの情報を作成ができること。		標準オプ ション機 能		【第1.2版】機能ID 0250495に変更	
1.共通	1.8.政令個別要件		指定都市 個別要件	修正	0250495	EUC機能を用いたデータ出力や集計機能について、市全体と管理区ごとの情報を作成ができること。 (行政区単位での管理を行わない政令市においては実装不要)	実装必須 機能	—	政令市において調達実施時に本要件の必要有無を明示すること。 ここでいう管理区は所管区、賦課区、処分区のうちいずれかを指すが、全ての管理区単位に対応が必要となるわけではなく、政令市が調達時に示す管理区の要件にのみ対応すればよい。	【第1.2版】機能ID 0250094から変更	令和8年4月1日
1.共通	1.8.政令個別要件		指定都市 個別要件	補記	0250095	市と管理区の保険者情報をそれぞれ管理し、処理制御や利用権限等を設定できること。 (行政区単位での管理を行わない政令市においては実装不要) ※1 区を指定して検索(検索権限)もできること。		標準オプ ション機 能	政令市において調達実施時に本要件の必要有無を明示すること。 ここでいう管理区は所管区、賦課区、処分区のうちいずれかを指すが、全ての管理区単位に対応が必要となるわけではなく、政令市が調達時に示す管理区の要件にのみ対応すればよい。		

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新旧 区分	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
2.被保険者資格											
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動	住民情報登録	訂正	0250301	住民記録システムにから、住民情報異動等による資格異動に伴い、住民情報登録を照会受信できること。 照会受信した住民情報登録(外国人を含む)等を基に、住民記録情報の登録を行えること。 登録した住民情報登録(外国人を含む)等を照会・修正・削除できること。 【管理項目】 機能別連携仕様(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※1 異動更新は基本的に一括での更新とすること。 ※2 必要に応じて手動での更新も可能とすること。 ※3 「住民記録システムへの照会から受信」は、共通基盤等への照会からの受信を含む。 ※4 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正の処理は対象外。 ※5 支援措置対象者情報が連携された場合は、該当者として識別できること。		実装必須機能	共通基盤からデータを取得する場合のインタフェース改修については、標準化対象外。 支援措置対象者情報についてはどの業務においても注意を払わなければならない事項であるとのご意見を受け、支援措置対象者情報が連携された場合の識別機能を規定した。	事務局判断で文言修正(実装する要件が曖昧とならないように他の機能と記載をあわせて要件毎に内容を記載した) 住民情報はファイルでの連携を想定しているため、「受信」という表現に見直した。	令和8年4月1日	
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動	住民情報登録	分割	0250304 0250386	※6 手動での更新の際、住民記録情報との整合性チェックを行い、誤入力等を抑止できること。 ※7 実在日が設定されていないデータについて、取込時にチェックし、一定のルールで置き換えが可能なこと。(ルールはユーザーにより設定可能なこと)		標準オプション機能	意見照会結果より、異動更新(登録・照会・修正・削除)機能は一括・個別ともに実装必須としている。 なお、ここでいう「削除」は例外的な措置を行うための機能であり、通常は権限を制御し、データ整合性を確認して作業を行うことができるものが行う機能を意図している。 ※7について、データ要件上、住民システムから連携される日付には不詳フラグ、不詳日の設定が可能となっている。これにより生年月日等において7月上旬等を示すデータが連携される可能性があるが、広域標準システムではインタフェース取込時に実在日チェックにてエラーとしていることから、後期高齢支援システムで吸収が必要となることを踏まえて標準オプション機能に追加。(なお、取込後修正するという手段も可能であることを踏まえ、実装必須とはしていない)	【第1.2版】機能ID 0250301から変更		
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動	個人番号情報登録	削除	0250334	住民記録システムに、住民情報異動等による資格異動に伴い、個人番号情報を照会できること。 照会した情報を基に、個人番号情報の登録を行えること。 登録した個人番号情報を照会・修正・削除できること。 【管理項目】 機能別連携仕様(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※1 異動更新は一括での更新とすること。 ※2 必要に応じて手動での更新も可能とすること。 ※3 共通基盤等への照会を含む。 ※4 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正の処理は対象外。		実装必須機能	デジタル庁より示された連携要件に従い、住民情報登録等による資格異動に伴う個人番号情報の照会について、要件を規定している。 削除の要件は住民記と同様。	事務局判断で文言修正(実装する要件が曖昧とならないように他の機能と記載をあわせて要件毎に内容を記載した) 【第1.2版】デジタル庁より示された連携要件に従い、本要件は削除		
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動	住民情報登録		0250098	住民情報登録を一覧等で確認(履歴を含む)できること。		標準オプション機能				
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動	年齢到達者把握		0250345	住民記録情報を基に年齢到達者を把握できること。		実装必須機能		年齢到達者に対する要件であったため、「等」の記載を削除しました	令和8年4月1日	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	関連する 他システム	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		在留資格(特定活動)確認		0250100	在留資格が「特定活動」の75歳以上転入者、及び、年齢到達者を一覧等で確認できること。		実装必須機能	意見照会結果より、在留資格が「特定活動」の場合、医療目的の入国であれば、資格を取得させない。そのため、当該者を一覧に出力し、医療目的か否かの確認する対象者を抽出する機能を規定している。		令和8年4月1日
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		住登外者宛名番号の付番依頼・管理機能		0250101	住登外者における宛名情報を登録・修正・削除・照会できること。 住登外者宛名番号の付番・管理に関して、以下の処理ができること。 ・住登外者宛名番号管理機能(「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。))に対して対象者を照会し、照会結果を表示できること。 ・住登外者宛名番号の付番に際し、住登外者宛名番号管理機能より受領した照会結果に対象者が含まれる場合は、該当する住登外者宛名番号を当該対象者の宛名番号として管理し、その選択結果を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。照会結果に対象者が含まれていない場合は、住登外者宛名番号管理機能に対して住登外者宛名番号の付番依頼ができること。 ・登録、更新した住登外者の宛名情報を住登外者宛名番号管理機能に対して連携できること。 【管理項目】 機能別連携仕様(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正・削除の処理は対象外。		実装必須機能	ここでいう「削除」は例外的な措置を行うための機能であり、通常は権限を制御し、データ整合性を確認して作業を行うことができるものが行う機能を意図している。 住登外者宛名番号管理機能のうち付番機能を後期高齢支援システムに個別に実装する場合、以下のとおりとする。 ・後期高齢支援システムと住登外者宛名番号管理機能のうち付番機能との間の連携については提供事業者の責任において対応することとし、必ずしもデータ連携機能の要件に定めたとおり、データ連携機能を実装する必要はない。 ・宛名番号を用いて住登外者に関する情報を他の基幹業務システムと連携することが想定されることから、後期高齢支援システムと他の基幹業務システム間において、別人に同一の住登外者宛名番号を付番しないことを原則とするが、自治体の判断等にて住登外者に関する情報を他の基幹業務システムと連携しない運用を行う場合は、自治体の責任によって、基幹業務システムごとに住登外者に宛名番号を付番することを許容する。	デジタル庁の横並び方針の変更を受けて追記	令和8年4月1日
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		前期高齢者送付登録		0250102	障がい認定による後期高齢者への加入申請があった前期高齢者について、広域連合へ送付する住民情報を登録できること。		実装必須機能	意見照会結果より、65歳未満の障がい認定者においても、前期高齢者として、広域連合に住民情報を送付する必要があるため、要件を設けている。(住記情報送付要件の中に任意の対象者を送付できることとしているため、当該要件でも対応可能となっているが、障がい認定対象者の送付をどの要件で実現するかのご意見が多かったことも踏まえ、機能として明記している。そのため、障がい認定対象者であることを登録した上で送付するような要件を求めているわけではない)	用語の統一のため修正	令和8年4月1日
2.被保険者資格	2.4.住民情報異動等に伴う資格異動		広域連合送付住民基本台帳情報作成	修正	0250302	広域連合向けの住民基本台帳情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 ※1 抽出対象 — 被保険者および世帯構成員の異動情報 — 年齢到達予定者および世帯構成員の情報(世帯単位) — 74歳以上の転入者および世帯構成員の情報(世帯単位) — 65歳以上75歳未満で、申請により被保険者となった住民および世帯構成員の情報(世帯単位) — 65歳以上75歳未満で、障がい認定者の広域内他市区町村からの転入者および世帯構成員の情報(世帯単位) — 上記にて送付した住民が異動した場合、その異動情報 ※2 任意の対象者(送付済みの対象者も含む)について選択し、作成することも可能であること。 ※3 作成は一括でできること。		実装必須機能	意見照会結果より、任意の対象者の選択、作成機能について実装必須としている。	用語の統一のため修正 【第1.2版】機能ID 0250490Iに変更	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新旧要件 の相違	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		広域連合送付住民基本台帳情報作成	修正	0250490	<p>広域連合向けの住民基本台帳情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。</p> <p>※1 抽出対象 被保険者および世帯構成員の異動情報 年齢到達予定者および世帯構成員の情報(世帯単位) 74歳以上の転入者および世帯構成員の情報(世帯単位) 65歳以上75歳未満で、申請により被保険者となった住民および世帯構成員の情報(世帯単位) 65歳以上75歳未満で、障がい認定者の広域内他市区町村からの転入者および世帯構成員の情報(世帯単位) 上記にて送付した住民が異動した場合、その異動情報 ※2 任意の対象者(送付済みの対象者も含む)について選択し、作成することも可能であること。 (当該対象者について履歴を選択した際に、選択した履歴以降の異動情報(最新履歴まで)を作成できること) ※3 作成は一括でできること。</p>		実装必須機能	<p>意見照会結果より、任意の対象者の選択、作成機能について実装必須としている。</p> <p>※2については、個人を選択する際に全履歴を送付するのかが等の要件が曖昧だったため、記載要件の粒度を細かくした。</p>	<p>用語の統一のため修正</p> <p>【第1.2版】【第1.2版】機能ID 0250302から変更</p>	令和8年4月1日
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		広域連合送付住民基本台帳情報作成	修正	0250302	<p>※4 指定した日付以降の異動全件を作成対象とすることもできること。</p> <p>※5 年齢到達する見込みの者について、年齢到達の何か月前から送付対象とするか ——パラメータで指定出来ること。</p> <p>※6 広域標準システムで管理されている住民基本台帳情報との突合を目的として、基準日時点で、 ——広域連合へ住民基本台帳情報を送付済みとなっている対象者の、 ——住民基本台帳の最新の情報を全件抽出し、情報として作成できること。</p> <p>※7 作成対象者のうち、広域標準システムが管理する外字と紐付が出来ていない文字を利用している対象者について把握ができること。</p>		標準オプション機能	<p>※6に関して、広域標準システムで規定している連携対象者は実装必須に規定している要件の通りとなるが、年齢到達予定者をいつ頃から送付し始めるかは広域連合が市区町村と調整している内容に幅があるため、標準オプションとして規定した。(連携に際しては、当該対象者の情報の取り扱いについて広域連合、市区町村間で必要な規定がなされていることが前提となる)</p> <p>※6で抽出する情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に規定の「住民基本台帳情報」を基本とし、それとは異なる情報を連携する場合は、標準化対象外とする。</p> <p>※7に関して、標準標準システムは、新たに「外字」を発生させない方針となっているが、従来の文字セットを、文字情報基盤として整備された文字セットと対応させて保持することは、経過措置として、当分の間、可能となっていること、広域標準システムにおける文字移行スケジュールも決まっていないことを踏まえて標準オプション機能に追加。</p>	<p>抽出条件について具体的な記載としていただきたい旨、ご意見を頂いたため、表現を修正。</p> <p>【第1.2版】機能ID 0250387に変更</p>	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新旧種別 必須機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		広域連合送付住民基本台帳情報作成	修正	0250387	<p>※4 指定した日付以降の異動全件を作成対象とすることもできること。</p> <p>※5 年齢到達する見込みの者について、年齢到達の何か月前から送付対象とするかパラメータで指定出来ること。</p> <p>※6 広域標準システムで管理されている住民基本台帳情報との突合を目的として、基準日時点で、広域連合へ住民基本台帳情報を送付済みとなっている対象者の、住民基本台帳の最新の情報を全件抽出し、情報として作成できること。</p> <p>※7 作成対象者のうち、広域標準システムが管理する外字と紐付が出来ていない文字を利用している対象者について把握ができること。</p> <p>※8 世帯主が存在しない場合(複数世帯の世帯主が死亡や転出等で世帯主未登録時)は、作成を保留できること。また、世帯主未登録者を一覧等で確認できること。</p>		標準オプション機能	<p>※5に関して、広域標準システムで規定している連携対象者は実装必須に規定している要件の通りとなるが、年齢到達予定者をいつ頃から送付し始めるかは広域連合が市区町村と調整している内容に幅があるため、標準オプションとして規定した。(連携に際しては、当該対象者の情報の取り扱いについて広域連合、市区町村間で必要な規定がなされていることが前提となる)</p> <p>※6で抽出する情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に規定の「住民基本台帳情報」を基本とし、それとは異なる情報を連携する場合は、標準化対象外とする。</p> <p>※7に関して、標準標準システムは、新たに「外字」を発生させない方針となっているが、従来の文字セットを、文字情報基盤として整備された文字セットと対応させて保持することは、経過措置として、当分の間、可能となっていること、広域標準システムにおける文字移行スケジュールも決まっていないことを踏まえて標準オプション機能に追加。</p> <p>※8に関して、世帯主が存在しない場合は広域連合向けの住民基本台帳情報の作成を保留する機能が必要という意見を受け、要件を規定した。</p>	抽出条件について具体的な記載としていただきたい旨、ご意見を頂いたため、表現を修正。 【第1.2版】機能ID 0250302から変更	
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		広域連合送付住民基本台帳作成対象者確認		0250104	広域連合向けの住民基本台帳情報を一覧等で確認できること。		実装必須機能			令和8年4月1日
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		広域連合送付住民基本台帳作成対象者確認	分割	0250404 0250388	※1 連携対象者のうち、未登録外字対象者(●で送付した対象者)について把握ができること。		標準オプション機能	文字情報基盤などが採用されることで原則、外字はなくなるものと規定されているが、未登録外字を送付すると広域標準システムの取込でエラーが発生する等の影響があるため、経過措置的な機能として保持したままとしている。	【第1.2版】機能ID 0250104から変更	
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		広域連合送付住登外情報作成		0250105	<p>後期高齢支援システムにて管理する住登外情報を抽出し、広域標準システムへ連携するデータを作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。</p> <p>なお、連携する元データについては、住登外者宛名番号管理機能から連携されるデータ、または後期高齢支援システムで登録したデータのいずれでも可能とする。後期高齢支援システムにおける登録に関する要件は、「住登外者宛名番号の付番依頼・管理機能」を参照。</p> <p>※1 作成は一括でできること。</p>		実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。		令和8年4月1日
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		広域連合送付住登外情報作成対象者確認		0250106	広域連合向けの住登外情報を一覧等で確認できること。		実装必須機能	住登外情報においても、住民情報と同様に広域連合に送付する情報を確認するため、要件を規定している。		令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	標準必須 機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		広域連合送付住登外情報作成対象者確認	分割	0250406 0250389	※1 連携対象者のうち、未登録外字対象者(●で送付した対象者)について把握ができること。		標準オプション機能	文字情報基盤などが採用されることで原則、外字はなくなるものと規定されているが、未登録外字を送付すると広域標準システムの取込でエラーが発生する等の影響があるため、経過措置的な機能として保持したままとしている。	【第1.2版】機能ID 0250106から変更	
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		被保険者情報登録		0250331	広域連合から送付される被保険者情報(広域連合一市区町村)を基に、被保険者情報の登録を行えること。 登録した被保険者情報を照会できること。 【管理項目】 広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。 ※1 被保険者情報を管理できること。 ※2 登録は一括でできること。		実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インタフェース仕様書に定められている。 被保険者情報は広域連合が正本であること、また他機能との統一性の観点から、被保険者情報の修正・削除機能は標準オプション機能とすべきとの意見を受けて、実装必須機能は登録・照会までとしました。	事務局判断で文言修正(実装する要件が曖昧にならないように他の機能と記載をあわせて要件毎に内容を記載した)	令和8年4月1日
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		被保険者情報登録	分割	0250334- 0250390	登録した被保険者情報を修正・削除できること。		標準オプション機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インタフェース仕様書に定められている。 なお、ここでいう「削除」は例外的な措置を行うための機能であり、通常は権限を制御し、データ整合性を確認して作業を行うことができるものが行う機能を意図している。	事務局判断で文言修正(実装する要件が曖昧にならないように他の機能と記載をあわせて要件毎に内容を記載した) 【第1.2版】機能ID 0250331から変更	
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		被保険者情報作成		0250109	被保険者情報を作成できること。 ※1 広域連合から受領した被保険者情報をそのまま住民記録システムに引き渡してできない場合に、庁内の他基幹システムに、住民情報異動等による資格異動に伴い、後期高齢者被保険者情報を、提供できること(「庁内の他基幹システムに提供」とは、住民記録システムとの連携のみを指しているのではなく、共通基盤等への提供を含む)。 ※2 作成は一括でできること。		標準オプション機能	住民記録システム標準仕様書上、被保険者の資格については連携必須とされているが、被保険者番号は取り込みについて実装不可として規定されている。 ただし、被保険者番号を連携不可にすると入力誤りなどにより住登外者について宛名番号が重複した場合に同一人物とみなされてしまうなどの問題が発生する可能性があるため、「被保険者番号」を実装不可項目として規定することはしていない。 なお、本機能はデジタル庁のデータ連携要件で住民記録システムに連携する項目が広域標準システムの連携項目と規定された場合は、不要な機能になると想定。 広域連合から受領した被保険者情報ファイルを住民記録システムや介護保険システムにそのまま提供する前提としているため、後期高齢システムでファイルを作成する機能である本要件は標準オプション機能とした。		
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		被保険者情報修正		0250110	イレギュラーケースの対応として被保険者情報(履歴を含む)の修正が手動でできること。 ※1 手動での更新の際、住民記録情報との整合性チェックを行い、住民記録情報の管理項目と異なる値を入力した際などに警告を促すことができること。		標準オプション機能	広域連合側からの連携データの取込漏れ等のイレギュラーなケースで、データ修正の要件が発生した場合の機能として規定。		

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	実装要 求項目 種別	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		被保険者証情報登録		0250111	<p>広域連合から送付される被保険者証発行用情報（広域連合一市区町村）を取り込めること。</p> <p>【管理項目】 ・被保険者番号 ・宛名番号 ・発行日 ・文章番号 ・内容 等 広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。</p> <p>※1 被保険者証発行用情報を管理できること。 ※2 取り込みは一括でできること。</p>		標準オプション機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インタフェース仕様書に継められている。		
2.被保険者資格	2.1.住民情報異動等に伴う資格異動		住所地特例者情報登録		0250335	<p>広域連合から送付される住所地特例者情報（広域連合一市区町村）を基に、住所地特例者情報の登録を行えること。 登録された住所地特例者情報を照会できること。</p> <p>【管理項目】 広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。</p> <p>※1 住所地特例者情報を管理できること。 ※2 登録は一括でできること。</p>		実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インタフェース仕様書に継められている。	事務局判断で文言修正（実装する要件が曖昧とならないように他の機能と記載をあわせて要件毎に内容を記載した）	令和8年4月1日
2.被保険者資格	2.2.被保険者証再発行		被保険者証再作成		0250113	<p>「被保険者証」「短期被保険者証」を個別に再出力できること。</p> <p>※1 広域標準システムから連携される被保険者証発行情報を一切改変せずに出力すること。</p> <p>被保険者証、短期被保険者証の帳票様式については広域標準システムで出力する様式に準ずることとし、後期高齢支援システムの標準仕様書として規定は行わない。</p>		標準オプション機能	<p>被保険者証の再発行は、広域標準システムにも機能があるため、機能の二重開発となるが、広域標準システムの端末が設置されていない支所などで後期高齢支援システムから再発行を実施しているようなケースを踏まえ、要件を規定した。</p> <p>「被保険者証」「短期被保険者証」は再発行を想定していることから、個別出力とした。</p>		
2.被保険者資格	2.2.被保険者証再発行		被保険者証再作成		0250114	<p>新規に「被保険者証」「短期被保険者証」を出力できること。</p> <p>※1 広域標準システムで出力した内容を一部でも変更して発行することを指す。</p>		実装不可機能	広域連合が発行した被保険者証と異なる被保険者証を発行することはオンライン資格確認システムへの連携等で不備が発生するため、実装不可としている。		令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	開発要件 必須機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
3.保険料賦課											
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課 共通		保険料管理		0250346	期別設定や納期限等、保険料賦課に必要な各種基準情報が登録・修正・照会できること。 【管理項目】 ・期別情報(期別設定、徴収月、および普通徴収の暫定賦課の実施有無) ・4月捕捉以外の追加捕捉対象者の特別徴収開始に関する情報 (6月・8月に特別徴収候補者として抽出された対象者の特別徴収開始月について、「6月抽出は12月開始・8月抽出は翌年2月開始」が「6月抽出・8月抽出ともに翌年4月開始」か)等 ※1 登録は一括でできること。		実装必須 機能			令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課 共通		保険料管理	分割	0250346 0250391	期別設定や納期限等、保険料賦課に必要な各種基準情報が削除できること。		標準オプ ション機 能	意見照会結果より、データ不整合が発生する可能性があるため、削除はオプション機能としている。なお、ここでいう「削除」は例外的な措置を行うための機能であり、通常は権限を制御し、データ整合性を確認して作業を行うことができるものが行う機能を意図している。	各種基準情報が削除できる機能と、年金支給日(標準オプション)の関係がわかりにくいのご指摘を受けて、欄を分けました。 【第1.2版】機能ID 0250346から変更	
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課 共通		保険料管理	分割	0250346 0250392	【管理項目】 年金支給日		標準オプ ション機 能		各種基準情報が削除できる機能と、年金支給日(標準オプション)の関係がわかりにくいのご指摘を受けて、欄を分けました。 【第1.2版】機能ID 0250346から変更	
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課 共通		各種基準 情報一覧 確認		0250117	期別設定や納期限等、保険料賦課に必要な各種基準情報を一覧等で確認できること。		実装必須 機能			令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課 共通		保険料情報 照会		0250118	対象者の特別徴収に関する情報(年金保険者から送付される特別徴収判定結果および後期高齢支援システム内で保持する特別徴収対象外とした判定内容を含む)が照会できること。		実装必須 機能			令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課 共通		所得・課税 異動情報 登録	訂正	0250336	税務システムから、保険料賦課に係る所得・課税異動情報の申請に伴い、個人住民税情報を、照会受信できること。 照会受信した所得・課税異動情報を基に、所得・課税情報の登録を行えること。 登録された所得・課税異動情報を照会・修正・削除できること。 【管理項目】 機能別連携仕様(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※1 異動更新は基本的に一括での更新とすること。 ※2 必要に応じて手動での更新も可能とすること。 ※3 「税務システムに照会から受信」は、共通基盤等への照会からの受信を含む。 ※4 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正の処理は対象外。	実装必須 機能	共通基盤からデータを取得する場合のインタフェース改修については、標準化対象外。 なお、ここでいう「削除」は例外的な措置を行うための機能であり、通常は権限を制御し、データ整合性を確認して作業を行うことができるものが行う機能を意図している。 個人住民税情報はファイルでの連携を想定しているため、「受信」という表現に見直しした。	事務局判断で文言修正(実装する要件が曖昧とならないように他の機能と記載をあわせて要件毎に内容を記載した)	令和8年4月1日	
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課 共通		所得・課税 異動情報 登録	分割	0250336 0250393	【管理項目】 申告不要区分 ※5 手動での更新の際、各所得入力項目間の整合性チェックを行い、誤入力等を抑止できること。		標準オプ ション機 能	意見照会結果より、税務システムに照会する情報以外に、保険者にて把握している無所得の対象者や非課税年金受給者などの情報を登録し、広域連合に非課税対象者として送付するための管理項目を規定した。	【第1.2版】機能ID 0250336から変更	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	開発環境 必須機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課 共通		所得・課税 異動情報 登録	新規追加	0250461	<p>税務システムから連携される、納税義務者情報を、受信できること。 受信した納税義務者情報を基に、納税義務者情報の登録を行えること。 登録された納税義務者情報を照会・修正・削除できること。</p> <p>【管理項目】 機能別連携仕様(後期高齢支援システム)の定義に準拠。</p> <p>※1 異動更新は基本的に一括での更新とすること。 ※2 必要に応じて手動での更新も可能とすること。 ※3 「税務システムから受信」は、共通基盤等からの受信を含む。 ※4 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正の処理は対象外。</p>		標準オプ ション機 能	<p>住登外課税等の対象者について税務システムからこのインタフェースで連携されるように規定されたことを踏まえて、この連携インタフェースの取込を規定した。</p> <p>なお、ここでいう「削除」は例外的な措置を行うための機能であり、通常は権限を制御し、データ整合性を確認して作業を行うことができるものが行う機能を意図している。</p>		
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課 共通		所得・課税 異動情報 登録	新規追加	0250464	<p>税務システムから連携される、個人住民税扶養情報を、受信できること。 受信した個人住民税扶養情報を基に、個人住民税扶養情報の登録を行えること。 登録された個人住民税扶養情報を照会・修正・削除できること。</p> <p>【管理項目】 機能別連携仕様(後期高齢支援システム)の定義に準拠。</p> <p>※1 異動更新は基本的に一括での更新とすること。 ※2 必要に応じて手動での更新も可能とすること。 ※3 「税務システムから受信」は、共通基盤等からの受信を含む。 ※4 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正の処理は対象外。</p>		標準オプ ション機 能	<p>デジタル庁より示された連携要件および市町村WT・ペンダ分科会での議論を踏まえて、個人住民税扶養情報から扶養関係を把握し、被扶養者が未申告の場合は広域連合に非課税対象者として送付するため、本連携インタフェースの取込を規定した。</p> <p>なお、ここでいう「削除」は例外的な措置を行うための機能であり、通常は権限を制御し、データ整合性を確認して作業を行うことができるものが行う機能を意図している。</p>		
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課 共通		所得・課税 異動情報 登録	新規追加	0250465	<p>税務システムから連携される個人住民税扶養情報を取り込んでいる場合に、被扶養者であることを把握できた対象者が未申告であれば、広域連合に所得・課税情報を送付する際に申告不要な対象者(非課税扱い)として送付することができること。</p>		標準オプ ション機 能	<p>年少者が被扶養者でかつ未申告の場合は非課税対象者としているというご意見があったことを踏まえ、被扶養者であることを把握できた対象者が未申告であれば、広域連合に非課税対象者として送付するための機能を規定した。</p>		
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課 共通		所得・課税 異動情報 登録	分割	0250336 0250394	<p>保険料賦課に係る所得・課税異動情報が更新された場合にはシステム内に履歴として保持し、それを照会できること。</p>		標準オプ ション機 能	<p>政令指定都市からの要望によりデジタル庁依頼を受けて追記。既に実装必須で規定済みの「登録された所得・課税異動情報を照会・修正・削除できること。」において要件を満たしている場合は改めての対応は不要。</p> <p>なお、「履歴」をどの単位で保持するかについてはシステム上のデータ管理構造に拠るものであるため保険料の更正前後の根拠を確認できる範囲でペンダにて必要であると規定する内容の範囲とする。</p>	【第1.2版】機能ID 0250336から変更	
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課 共通		所得・課税 異動対象 者確認		0250120	<p>所得・課税異動情報の更新対象者を一覧等で確認できること。</p>		標準オプ ション機 能			

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新設 修正 廃止 変更 機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課共通		広域連合送付所得・課税情報作成		0250303	所得・課税情報（市区町村→広域連合）を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 ※1 抽出対象(年次) 被保険者および世帯構成員の所得異動情報 年齢到達予定者および世帯構成員の情報(世帯単位) 74歳以上の転入者および世帯構成員の情報(世帯単位) 65歳以上75歳未満で、申請により被保険者となった住民および世帯構成員の情報(世帯単位) 65歳以上75歳未満で、障がい認定者の広域内他市区町村からの転入者および世帯構成員の情報(世帯単位) ※2 抽出対象(月次) 上記※1に加えて、広域連合に送付済みの住民に対して所得異動が発生した場合、その所得異動情報 ※3 任意の対象者(送付済みの対象者も含む)について選択し、任意の対象年度を指定して作成することも可能であること。 ※4 作成は一括でできること。		実装必須機能	意見照会結果より、任意の対象者の選択、作成機能について実装必須としている。減額対象所得等の条件に該当し、過去3年分の所得の連携が必要となった場合は、この要件にて対応することを想定している。		令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課共通		広域連合送付所得・課税情報作成	分割	0250303 0250395	※5 指定した日付以降の異動全件を作成対象とすることもできること。 ※6 年齢到達の見込みの者について、年齢到達の何か月前から送付対象とするかパラメータで指定出来ること。 ※7 異動情報を作成する際には、送付済の住記対象者に準じて所得・課税情報（市区町村→広域連合）を作成できること。		標準オプション機能	※6、※7については、住記異動の要件追加とあわせて追加を行っている。 送付済の住記対象者に準じて所得・課税情報を作成できる場合は、所得・課税情報作成に限ったパラメータを新たに設ける必要はない。	抽出条件について具体的な記載としていただきたい旨、ご意見を頂いたため、表現を修正。 【第1.2版】機能ID 0250303から変更	
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課共通		広域連合送付所得・課税対象者確認		0250122	広域連合向けの所得・課税情報を一覧等で確認できること。		実装必須機能			令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課共通		非課税データ作成		0250123	広域連合に対象者の所得・課税情報を送付する際に、「申告不要区分」を登録している場合に、申告不要対象者（非課税扱い）として送付することができること。		標準オプション機能	意見照会結果より、税務システムに照会する情報以外に、保険者にて把握している無所得の対象者や非課税年金受給者などの情報を登録し、広域連合に非課税対象者として送付するための機能を規定している。		

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新設 改定 廃止 必須 標準	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課 共通		返送情報 登録		0250124	保険料額決定通知書兼納入通知書・納付書の発送後に返送された郵便物の返送情報を登録・修正・削除 できること。 【管理項目】 ・返送日 ・返送理由(宛先不明、保管期間切れ) ・対象年度 ・通知書番号		実装必須 機能	公示送達管理機能等については、業務横並びの観点で国民健康保険システムにおける標準仕様書の機能・要件、管理項目、実装区分を参考としている。 システム共通機能として不現住は管理しないとしているが、公示送達用の管理項目として不現住は選択できるようにしている。		令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課 共通		返送情報 登録		0250125	保険料額決定通知書兼納入通知書・納付書の発送後に返送された郵便物の返送情報を登録・修正・削除 できること。 【管理項目】 ・返送状態(郵送前、郵送済、保管期間切れ、居所確認中、不現住、送達済) ・状況区分(発送、返戻、調査中、判明、不明、公示、不能、再送、留置き)		標準オプ ション機 能			
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課 共通		返送分納 入通知書 一覧作成		0250126	返送情報から、保険料額決定通知書兼納入通知書・納付書が返送されている対象者を一覧で出力できる こと。		標準オプ ション機 能			
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課 共通		納期限一 括変更		0250127	保険料額決定通知書兼納入通知書・納付書が返送されている対象者の内、指定した対象者について、賦 課の期別納期限を変更できること。		実装必須 機能			令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.1.保険料賦課 共通		納期限一 括変更		0250128	保険料額決定通知書兼納入通知書・納付書が返送されている対象者の内、指定した対象者について、賦 課の期別納期限を変更できること。 ※1 一括で変更できること。		標準オプ ション機 能			
3.保険料賦課	3.2.暫定賦課		保険料情 報登録		0250315	広域連合から送付される保険料情報(広域連合一市区町村)を基に、保険料情報の登録を行えること。 登録した保険料情報について照会・修正・削除できること。 【管理項目】 広域標準システムの外部インタフェース仕様書に規定されているインタフェースの必須項目に準ずる。 ※1 保険料情報を管理できること。 ※2 登録・更新は一括でできること。		標準オプ ション機 能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連 合電算処理システム外部インタフェース仕様書に 定められている。 暫定賦課関連の機能は実施ユーザが少ないことを 踏まえ、標準オプションとした。 なお、ここでいう「削除」は例外的な措置を行うた めの機能であり、通常は権限を制御し、データ整合性 を確認して作業を行うことができるものが行う機能 を意図している。	事務局判断で文言修正(実装する要件が曖昧とな らないように他の機能と記載をあわせて要件毎に 内容を記載した)	
3.保険料賦課	3.2.暫定賦課		保険料情 報更新対 象者確認		0250130	保険料情報(広域連合一市区町村)の更新対象者を一覧等で確認できること。		標準オプ ション機 能			
3.保険料賦課	3.2.暫定賦課		期割額算 定		0250131	賦課期日時点での資格保有者を対象に、暫定賦課の対象者を抽出し、暫定賦課に伴う期割額を計算し登 録できること。また、その結果について修正、照会、削除ができること。 【管理項目】 ・被保険者(被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所) ・相当年度※1 ・賦課管理番号 ・年間保険料額 ・保険料徴収方法 ・決定年月日、決定理由 ・期割情報(期別、普通徴収額、納期限) 等 ※1 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※2 登録は一括でできること。		標準オプ ション機 能			

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新旧要件 の相違	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
3.保険料賦課	3.2.暫定賦課		通知書・納付書作成	修正	0250337	<p>期割処理の行われた対象者について、一括および個別で「暫定保険料額決定通知書 兼 納入通知書」、「納付書」を出力できること。</p> <p>■帳票詳細要件シート:賦課-02■ ■帳票詳細要件シート:賦課-05■ ■帳票詳細要件シート:賦課-06■ ■帳票詳細要件シート:賦課-07■ ■帳票詳細要件シート:賦課-08■</p> <p>※1 各種通知書、納付書の発行一覧を出力できること。 ※2 納入通知書について、以下の山分けができること。 ――納付方法(普徴(自主)、普徴(口座))単位 ――被保険者単位 ※3 納付書について求める要件は、機能ID0250318(※2～※3、※5～※6)の記載と同様。</p>		標準オプション機能	納付書に関しての「要件の考え方・理由」は「機能ID02150318」を参照。	対象の機能の機能IDが更新されたため、修正ID02150318を参照。	
3.保険料賦課	3.2.暫定賦課		通知書・納付書作成	修正	0250467	<p>期割処理の行われた対象者について、一括および個別で「暫定保険料額決定通知書 兼 納入通知書」、「納付書」を出力できること。</p> <p>■帳票詳細要件シート:賦課-02■ ■帳票詳細要件シート:賦課-05■ ■帳票詳細要件シート:賦課-06■ ■帳票詳細要件シート:賦課-07■ ■帳票詳細要件シート:賦課-08■</p> <p>※1 各種通知書、納付書の発行一覧を出力できること。 ※2 納入通知書について、以下の山分けができること。 ――納付方法(普徴(自主)、普徴(口座))単位 ――被保険者単位 ※3 納付書について求める要件は、機能ID0250318(※2～※3、※5～※6)、機能ID0250402(※5～※6)の記載と同様。</p>		標準オプション機能	納付書に関しての「要件の考え方・理由」は「機能ID0250318、0250402」を参照。	<p>【第12版】機能ID0250337から修正参照している機能IDが変更されたため、機能ID0250318、0250402に変更</p> <p>※2の「被保険者単位」は、「被保険者番号順」での出力を想定した記載であり、並び替えについては「帳票出力機能」にて規定済みのため削除</p>	
3.保険料賦課	3.2.暫定賦課		広域連合送付期割結果情報作成		0250133	<p>広域連合向けの期割結果情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。</p> <p>※1 期割情報(市区町村→広域連合)を作成すること。 ※2 作成は一括でできること。</p>		標準オプション機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に載められている。広域連合送付用の累積情報管理がデータ要件で規定されたことで作成した対象者の情報を管理できることを要件として明記している。		
3.保険料賦課	3.2.暫定賦課		広域連合送付期割対象者確認		0250134	<p>広域連合向けの期割結果情報を一覧等で確認できること。</p>		標準オプション機能			

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	開発要件 必須機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
3.保険料賦課	3.3.仮徴収額変更		対象者確認・対象範囲設定	補記	0250312	<p>特別徴収者で仮徴収額の平準化(増額・減額)の必要な者を抽出し、仮徴収額平準化の更新の対象とすることができること。</p> <p>※1 仮徴収額の平準化の対象は「6月および8月の徴収額」と「8月の徴収額」の2通りの運用から選択できること。</p> <p>※2 特別徴収の仮徴収額の平準化を行う前にデータ更新を行わず、想定される結果を一覧で確認するか、確認せずに更新するかを選択できること。 (想定される結果を出力後、そのまま内容を変更せず更新可能な場合、選択できる必要はない)</p> <p>※3 仮徴収額の平準化時の期別保険料額算出方法について、型1、型2のどちらで算出するかを選択できること。 ・型1: 6月から翌年2月までの徴収額が同一となるように設定する。 ・型2: 10月以降の徴収額が平準化されるように設定する。</p> <p>※4 更新は一括でできること。</p>		<p>実装必須機能</p> <p>仮徴収額変更における介護保険との1/2チェックは厚生労働省ホームページにて公開されている資料(介護・国保・後期高齢者保険料(税)の特別徴収内)※: 仮徴収額変更の際は、1/2判定は行いません。」と記載があることより、実装不可とした。</p> <p><資料掲載先> 厚生労働省ホームページ 『介護保険、国保健康保険及び後期高齢者医療制度における保険料(税)の特別徴収関係資料(確定版)について』 https://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryousuido01/05.html ↳『介護・国保・後期高齢者保険料(税)の特別徴収』 https://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryousuido01/pdf/05-1d.pdf</p> <p>なお、介護保険の標準仕様書においても仮徴収額変更結果について後期に連携する要件は規定されていない。</p> <p>※3について、仮徴収額の平準化の対象を「8月の徴収額」とする運用の場合、型1の算出方法については「8月から翌年2月までの徴収額が同一となるように設定する。」と読み替えること。</p> <p>※5については、仮徴収額の変更時に期別保険料額の算出を型1、型2によらず市区町村で定める条例に基づいて計算している場合にその計算結果を条例にあわせて内容に変更するための入力ファイルを作成する要件として記載していた。なお、条例にあわせた計算結果の訂正については、標準化対象外とする(パラメタなどのバリエーションで規定できるものではないため、外付けシステム等で実現いただく前提)</p>	【第1.2版】「要件の考え方・理由」を補記(※3)	令和8年4月1日	
2.保険料賦課	3.3.仮徴収額変更		対象者確認・対象範囲設定	分割・修正	0250312	<p>※5 抽出した仮徴収額変更対象者を一括更新用にファイル出力できること。</p> <p>※6 前年度の確定賦課以降に、保険料の変更が発生している被保険者をあらかじめ除外できること。</p>		標準オプション機能	【第1.2版】機能ID 0250396に変更		
3.保険料賦課	3.3.仮徴収額変更		対象者確認・対象範囲設定	分割・修正	0250396	<p>※5 抽出した仮徴収額変更対象者を一括更新用にファイル出力できること。</p> <p>※6 前年度の確定賦課以降に、保険料の変更が発生している被保険者をあらかじめ除外できること。 (除外しない場合はそのまま仮徴収額の平準化対象とすることができること。)</p>		標準オプション機能	【第1.2版】機能ID 0250312から変更。構成委員からのご意見を踏まえ、※6を修正している。		
3.保険料賦課	3.3.仮徴収額変更		対象者確認・対象範囲設定	分割	0250396 0250397	<p>※7 後期高齢者医療保険と介護保険の特別徴収額の合計が年金受給額を超える場合、および1/2を超える場合は一覧で確認できること。なお、介護保険の仮徴収額変更結果を取り込んだ場合は、その変更後の内容を加味して1/2判定を行うこと。</p>		実装不可機能	【第1.2版】機能ID 0250312から変更		令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新旧要件 の相違	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
3.保険 料賦課	3.3.仮徴収額変 更		仮徴収額 変更(平準 化)	修正	0250313	「対象者確認・対象範囲設定」で抽出した対象者について仮徴収額平準化の登録ができること、また、登録した内容が照会できること。 【管理項目】 ・被保険者※1(被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所) ・相当年度※2、賦課年度※2 ・年間保険料額 ・保険料徴収方法※3、特別徴収義務者※3、特別徴収対象年金※3 ・変更年月日、変更理由 ・期別保険料額※3(期別、普通徴収額、特別徴収額、納期限) ・仮徴収変更後期割額 等 ※1 住民記録情報等と連携している場合、被保険者に関する情報の登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※3 登録は一括でできること。		実装必須 機能		【第1.2版】機能ID0250468に変更	
3.保険 料賦課	3.3.仮徴収額変 更		仮徴収額 変更(平準 化)	修正	0250468	「対象者確認・対象範囲設定」で抽出した対象者について仮徴収額平準化の登録ができること、また、登録した内容が照会できること。 【管理項目】 ・被保険者※1(被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所) ・相当年度※2、賦課年度※2 ・年間保険料額 ・保険料徴収方法※3、特別徴収義務者※3、特別徴収対象年金※3 ・変更年月日、変更理由 ・期別保険料額※3(期別、普通徴収額、特別徴収額、納期限) ・仮徴収変更後期割額 等 ※1 住民記録情報等と連携している場合、被保険者に関する情報の登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※3 登録は一括でできること。		実装必須 機能		【第1.2版】機能ID0250313から変更	令和8年4月1日
3.保険 料賦課	3.3.仮徴収額変 更		仮徴収額 変更(平準 化)	分割・訂正	0250343 0250398	※4 仮徴収額平準化の内容について一括更新用ファイルに設定された内容をもとに一括で登録できること。		標準オ プション機 能	機能ID: 0250343 0250398で抽出したファイルで結 果更新を行うための機能として規定。	【第1.2版】機能ID 0250313から変更 参照している機能IDが変更されたため、機能ID 0250312から変更	
3.保険 料賦課	3.3.仮徴収額変 更		仮徴収額 変更(平準 化)	分割	0250343 0250399	個人単位で仮徴収額の平準化の修正・削除ができること。 ※1 賦課更正前と賦課更正後の情報を保持。		標準オ プション機 能		【第1.2版】機能ID 0250313から変更	
3.保険 料賦課	3.3.仮徴収額変 更		仮徴収額 変更通知 作成		0250138	以下の情報を作成できること。 ・後期特別徴収各種異動情報(仮徴収額変更通知) 【管理項目】 ・国保連合会とのインタフェースに準拠 ※1 作成は一括でできること。		実装必須 機能			令和8年4月1日
3.保険 料賦課	3.3.仮徴収額変 更		仮徴収額 変更通知 確認		0250139	後期特別徴収各種異動情報を一覧等で確認できること。		実装必須 機能			令和8年4月1日
3.保険 料賦課	3.3.仮徴収額変 更		納入通知 書作成		0250140	賦課処理の行われた対象者について、一括および個別で「保険料額変更通知書 兼 特別徴収仮徴収変更 通知書 兼 納入通知書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート: 賦課-03■		実装必須 機能			令和8年4月1日
3.保険 料賦課	3.3.仮徴収額変 更		納入通知 書作成	分割	0250440 0250400	※1 通知書の発行一覧を出力できること。		標準オ プション機 能		【第1.2版】機能ID 0250140から変更	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	実装 必須 機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
3.保険料賦課	3.3.仮徴収額変更		広域連合送付期割結果情報作成		0250141	広域連合向けの期割結果情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 ※1 期割情報（市区町村→広域連合）を作成すること。 ※2 作成は一括でできること。		実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。		令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.3.仮徴収額変更		広域連合送付期割対象者確認		0250142	広域連合向けの期割結果情報を一覧等で確認できること。		実装必須機能			令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		保険料情報登録		0250316	広域連合から送付される保険料情報（広域連合一市区町村）を基に、保険料情報の登録を行えること。登録した保険料情報の照会ができること。 【管理項目】 広域標準システムの外部インターフェース仕様書に規定されているインターフェースの必須項目に準ずる。 ※1 保険料情報を管理できること。 ※2 登録は一括でできること。	実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。 なお、ここでいう「削除」は例外的な措置を行うための機能であり、通常は権限を制御し、データ整合性を確認して作業を行うことができるものが行う機能を意図している。	事務局判断で文言修正（実装する要件が曖昧にならないように他の機能と記載をあわせて要件毎に内容を記載した）	令和8年4月1日	
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		保険料情報登録	分割	0250316 0250401	登録した保険料情報の修正・削除ができること。		標準オプション機能		事務局判断で文言修正（実装する要件が曖昧にならないように他の機能と記載をあわせて要件毎に内容を記載した） 【第1.2版】機能ID 0250316から変更	
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		保険料情報更新対象者確認		0250145	保険料情報（広域連合一市区町村）の更新対象者を一覧等で確認できること。		実装必須機能			令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		特別徴収対象者情報登録		0250146	国保連合会経由で年金保険者から通知された、以下の特別徴収に関する通知情報を登録・照会できること。 ・後期特別徴収対象者情報 【管理項目】 ・国保連合会とのインターフェースに準拠 ※1 登録は一括でできること。 ※2 国保連合会から受領する通知情報を、予めシステムに登録可能な状態に整形する必要がある場合は後期高齢支援システム以外で実施してもよい。	実装必須機能	国保連合会から受領する通知情報は、管理レコード（先頭行）と実データブロックでバイト数異なることなどから、システム仕様によっては予め登録可能な状態に整形する必要がある場合があるため、※2の要件を規定した。		令和8年4月1日	
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		介護特別徴収対象者拡張情報（制度間IF）登録		0250147	介護保険システムから保険料賦課に伴い、連携される介護特別徴収対象者拡張情報（制度間IF）情報を登録・登録後の内容を照会できること。 【管理項目】 ・制度間インターフェース（※1）に準拠 ※1 平成18年12月4日に提示した「年金からの特別徴収における情報交換媒体作成仕様書（案）（社会保険庁→国保中央会間）」のインターフェース仕様にて、市町村内の制度間における情報交換仕様としての項目を追加したもの。 ※2 登録は一括でできること。	実装必須機能	システムによって、以下の2つの取込を前提としているシステムがあったが、データ項目としては、制度間インターフェースのみで事足りるため、運用統一のために制度間インターフェースのみを機能要件として記載している。 ・介護特別徴収依頼情報 ・介護特別徴収対象者拡張情報（制度間IF）		令和8年4月1日	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新設・改定 必須機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		特別徴収対象者把握		0250148	特別徴収対象者情報、介護特別徴収対象者拡張情報(制度間IF)と、システムで管理している被保険者情報を突合・紐付し、一覧等により特別徴収対象者の把握ができること。 ※1 一致しなかった対象者も確認でき、手動で特別徴収対象者の紐付けができること。 ※2 個別に紐付けの解除ができること。 ※3 突合・紐付は一括でできること。		実装必須機能			令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		特別徴収対象者把握	新規追加	0250491	住登外者宛名番号管理機能を後期高齢支援システムに個別に実装する場合に、自治体内で管理している宛名番号で住登外者の紐付けができない際は、4情報(※1)を用いて突合・紐付し、一覧等により特別徴収対象者の把握ができること。 ※1 4情報は氏名、生年月日、性別、住所とする。 ※2 一致しなかった対象者も確認でき、手動で特別徴収対象者の紐付けができること。 ※3 個別に紐付けの解除ができること。 ※4 突合・紐付は一括でできること。		標準オプション機能	特別徴収対象者把握において、宛名番号で住登外者の紐付けができない場合でも他の情報を用いて突合・紐付ができる仕組みが必要、というご意見を受け、要件を規定した。		
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		期割額算定		0250149	確定賦課に伴い期割額を計算し登録できること。また、その結果について修正、照会、削除ができること。 【管理項目】 ・被保険者※1(被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所) ・相当年度※2 ・賦課年度※2 ・年間保険料額 ・保険料徴収方法、特別徴収義務者、特別徴収対象年金 ・決定年月日、決定理由 ・賦課決定通知書発送年月日 ・期別保険料額(期別、普通徴収額、特別徴収額、納期限) ・賦課管理番号 等 ※1 住民記録情報等と連携している場合、被保険者に関する情報の登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※3 特別徴収対象とならなかった者、および納付方法変更の認定者は、普通徴収者とできること。 ※4 4月以前に資格喪失し、広域連合から保険料情報が送付されなかった被保険者について、市区町村別保険料額を0円に更正することができること。 ※5 期割を行う前にデータ更新を行わず、想定される結果を一覧で確認できること。 ※6 特別徴収者は、当年度最終徴収期別保険料をもとに、翌年度仮徴収を行う期間(4月、6月、8月)の保険料を設定できること(本処理内での実装とするかは問わない)。 ※7 登録は一括でできること。		実装必須機能	※6は他業務に合わせて、期割額算定に必要な機能とするが、期割計算時にまとめて実施するのか個別にデータを作る処理を設けるのかなどの実装方法は問わない。 なお、ここでいう「削除」は期割を行った場合に意図した結果にならなかった等の理由で履歴を残さず、削除する機能を意図している。ただし、広域連合に連携済みのデータについては「修正」する必要があるため、削除ではなく「修正」となる。		令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		特別徴収依頼情報作成		0250150	以下の情報を作成できること。 ・後期特別徴収依頼情報(特別徴収依頼通知) 【管理項目】(各情報共通) ・国保連合会とのインタフェースに準拠 ※1 作成は一括でできること。		実装必須機能			令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		特別徴収依頼情報確認		0250151	後期特別徴収依頼情報を一覧等で確認できること。		実装必須機能			令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新設・修正 必須機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		保険料決定(変更)通知書兼納付書・納付書作成	訂正	0250318	<p>期割処理の行われた対象者について、一括および個別で「保険料額決定通知書 兼 納付通知書 兼 特別徴収開始通知書 保険料額決定(変更)通知書 兼 納付通知書 兼 特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書」、「納付書」を作成できること。 「8月の徴収額」を指定して仮徴収額変更(平準化)を実施している場合もその内容を反映した上記の通知書を出力できること。</p> <p>■帳票詳細要件 シート: 賦課-01 ■ ■帳票詳細要件 シート: 賦課-05 ■ ■帳票詳細要件 シート: 賦課-06 ■ ■帳票詳細要件 シート: 賦課-07 ■ ■帳票詳細要件 シート: 賦課-08 ■</p> <p>※1 通知書について、以下の山分けができること ・納付方法(特徴、普徴(自主)、普徴(口座))単位 ※2 納付書については、金融機関・郵便局・コンビニで利用できる納付書を出力できること ※3 普通徴収対象者について全期前納に対応した納付書が作成できること</p>		<p>実装必須機能</p> <p>納付書について指定したJPQRのコード以外のQR二次元コードを使用した収納方法を実現する場合、当該出力要件は標準化対象外とする。 「地方税におけるQRコード規格に係る検討会」/「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」にて地方税統一QRコードの印刷位置が検討されているが、対象は税であり、料ではないため本仕様書上、地方税統一QRコードは考慮していない。</p> <p>納付書については、各自治体ヒアリングの結果、コンビニ収納などの自治体でもニーズがあったため、実装必須とした。それ以外の収納方法については、ニーズが大規模市区町村以外ではなかったことから、標準オプションとしている。 コンビニ収納を実施していない自治体では、納付書の設定により出力項目を出力しないように設定可能と規定しているため、これにより対応を行っていただく想定。</p> <p>意見照会結果より、納付書については宛名が不要な場合もある(納入通知書と同封する場合)との意見を踏まえ、宛名があるもの、ないものを規定している。</p> <p>また、業務横並びの観点で国民健康保険システムにおける標準仕様書でカク公ベースとマル公ベースの帳票を作成しているため、同様に様式を設けている。</p>		令和8年4月1日	
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		保険料決定(変更)通知書兼納付書・納付書作成	分割・修正・訂正	0250348 0250402	<p>※4 通知書について、以下の山分けができること ・納付方法(特徴のみ、普徴から特徴(本徴収から特徴)、特徴から普徴(仮徴収は特徴、以後普徴)、普徴(口座)、普徴(自主納付)) ・保険料減免対象者 →被保険者単位 ・相当年度単位(確定賦課の場合は不要、異動賦課の場合) ※5 各種通知書、納付書の発行一覧を出力できること。 ※6 納付書については、クレジット納付、マルチペイメント、JPQRの規格に対応した請求書払い用のQR二次元コードの規格に対応した納付書を出力できること。 ※7 期割処理の行われた対象者について、特定の期別納付書を出力対象外とし、後日出力対象外とした期別を対象として納付書を出力できること</p>		<p>標準オプション機能</p> <p>個別の山分け要件として意見内容を踏まえて記載、被保険者番号順、相当年度順は必須でないとの意見があり、標準オプションとしている。</p> <p>※7について、納付書を一括して同封すると、紛失や納付忘れにより、収納率の低下につながる可能性があるとの意見を踏まえて月次で一定の期数を指定して出力するような運用を想定して要件として規定。</p>	【第1.2版】機能ID 0250318から変更、構成委員からのご意見を踏まえ、※4を修正	※4の「被保険者単位」は、「被保険者番号順」での出力を想定した記載であり、並び替えについては「帳票出力機能」にて規定済みのため削除	
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		広域連合送付期割結果情報作成		0250153	<p>広域連合向けの期割結果情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。</p> <p>※1 期割情報(市区町村→広域連合)を作成すること。 ※2 作成は一括でできること。</p>		<p>実装必須機能</p> <p>広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。</p>		令和8年4月1日	
3.保険料賦課	3.4.確定賦課		広域連合送付期割対象者確認		0250154	<p>広域連合向けの期割結果情報を一覧等で確認できること。</p>		<p>実装必須機能</p>			令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		保険料情報登録		0250317	広域連合における異動賦課処理の結果、送付される保険料情報（広域連合一市区町村）を基に、保険料情報の登録を行えること。 登録した保険料情報の照会ができること。 【管理項目】 広域標準システムの外部インターフェース仕様書に規定されているインターフェースの必須項目に準ずる。 ※1 保険料情報を管理できること。 ※2 登録は一括でできること。	実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。 なお、ここでいう「削除」は例外的な措置を行うための機能であり、通常は権限を制御し、データ整合性を確認して作業を行うことができるものが行う機能を意図している。	事務局判断で文言修正（実装する要件が曖昧にならないように他の機能と記載をあわせて要件毎に内容を記載した）	令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		保険料情報登録	分割	0250317 0250403	登録した保険料情報の修正・削除ができること。	標準オプション機能		事務局判断で文言修正（実装する要件が曖昧にならないように他の機能と記載をあわせて要件毎に内容を記載した） 【第1.2版】機能ID 0250317から変更	
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		保険料情報更新対象者確認		0250157	保険料情報（広域連合一市区町村）の更新対象者を一覧等で確認できること。	実装必須機能			令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		特別徴収依頼処理結果情報登録		0250328	国保連合会経由で年金保険者から通知された、以下の特別徴収に関する通知情報を登録・照会できること。 ・後期特別徴収依頼処理結果情報（特別徴収依頼処理結果通知） 【管理項目】 ・国保連合会とのインターフェースに準拠 ※1 登録は一括でできること。 ※2 国保連合会から受領する通知情報を、予めシステムに登録可能な状態に整形する必要がある場合は後期高齢支援システム以外で実施してもよい。	実装必須機能		後期特別徴収依頼処理結果情報の登録機能が不足していたため、要件として追加。 登録が一括でできることに関して要件記載が不足していたため、追記。	令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		特別徴収追加候補者情報登録		0250158	国保連合会経由で年金保険者から通知された、以下の特別徴収に関する通知情報を登録・照会できること。 ・後期特別徴収結果情報（特別徴収追加候補者情報） 【管理項目】 ・国保連合会とのインターフェースに準拠 ※1 取り込みは一括でできること。 ※2 国保連合会から受領する通知情報を、予めシステムに登録可能な状態に整形する必要がある場合は後期高齢支援システム以外で実施してもよい。	実装必須機能	国保連合会から受領する通知情報は、管理レコード（先頭行）と実データブロックでバイト数が異なることなどから、システム仕様によっては予め登録可能な状態に整形する必要がある場合があるため、※2の要件を規定した。		令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		介護特別徴収対象者拡張情報（制度間IF）登録		0250159	介護保険システムから保険料賦課に伴い、連携される介護特別徴収対象者拡張情報（制度間IF）情報を登録・登録後の内容を照会できること。 【管理項目】 ・制度間インターフェース（※1）に準拠 ※1 平成18年12月4日に提示した「年金からの特別徴収における情報交換媒体作成仕様書（案）（社会保険庁一國保中央会間）」のインターフェース仕様にて、市町村内の制度間における情報交換仕様としての項目を追加したもの。 ※2 登録は一括でできること。	実装必須機能			令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新設 追加 変更 削除	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		特別徴収追加候補者把握		0250160	特別徴収追加候補者情報、介護特別徴収対象者拡張情報(制度間IF)と、システムで管理している被保険者情報を突合・紐付し、一覧等により特別徴収対象者の把握ができること。 ※1 一致しなかった対象者も確認でき、手動で特別徴収対象者の紐付けができること。 ※2 個別に紐付けの解除ができること。 ※3 突合・紐付は一括でできること。		実装必須機能			令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		特別徴収追加候補者把握	新規追加	0250492	住登外者宛名番号管理機能を後期高齢支援システムに個別に実装する場合に、自治体内で管理している宛名番号で住登外者の紐付けができない際は、4情報(※1)を用いて突合・紐付し、一覧等により特別徴収対象者の把握ができること。 ※1 4情報は氏名、生年月日、性別、住所とする。 ※2 一致しなかった対象者も確認でき、手動で特別徴収対象者の紐付けができること。 ※3 個別に紐付けの解除ができること。 ※4 突合・紐付は一括でできること。		標準オプション機能	「要件の考え方・理由」は確定賦課での記載と同様。		
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		期割額算定		0250314	最新の資格の取得・喪失、所得変更、生活保護異動、特別徴収依頼処理結果情報、特別徴収天引き不能、納付方法変更等を反映した保険料の更正に伴い期割額を計算し登録できること。また、その結果について修正、照会、削除ができること。 【管理項目】 ・被保険者※1(被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所) ・賦課年度※2 ・年間保険料額 ・保険料徴収方法、特別徴収義務者、特別徴収対象年金 ・決定年月日、決定理由 ・賦課決定通知書発送年月日 ・期別保険料額(期別、普通徴収額、特別徴収額、納期限) ・賦課管理番号 等 ※1 住民記録情報等と連携している場合、被保険者に関する情報の登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※3 特別徴収対象とならなかった者は、普通徴収者として調整できること。 ※4 納付方法変更として指定した対象者に適用期間が設定されている場合、適用期間までの間、普通徴収にできること。 ※5 年度途中で保険料が増額決定された場合、特別徴収分を変更することなく、増額分のみを普通徴収することができること。また、特別徴収を中止することもできること。 ※6 併徴者について、年度途中で保険料が増額決定された場合、特別徴収分を中止することなく、普通徴収の増額更正に対応できること。 ※7 資格喪失者の現年度分の賦課更正を行い、普通徴収の徴収額が残る場合、直近の納期でまとめて徴収できること。 ※8 現存者の現年度分の賦課更正を行い、普通徴収の徴収額の増額が発生する場合、増額分を直近の納期から最終の納期分に加えて按分して徴収できること。 ※9 過年度分の賦課更正を行い、増額が発生する場合、以下のいずれかの対応ができること。 ・直近の納期から最終の納期までで按分して徴収する ・随時期(相当年度が同一で、相当年度の通常期の納期に該当しない期)を作成する ※10 期割を行う前にデータ更新を行わず、想定される結果を一覧で確認できること。 ※11 特別徴収者は、当年度最終徴収期別保険料をもとに、翌年度仮徴収を行う期間(4月、6月、8月)の保険料を設定できること。また、4月からの特別徴収開始者に対しては、前年度の保険料額(年額)を基に仮徴収を行う期間(4月、6月、8月)の保険料を設定できること (本処理内での実装とするかは問わない)。 ※12 登録は一括でできること。 ※13 減額更正・減免等により滞納状態が解消となった場合に滞納者情報作成の契機とすることができること。		実装必須機能	削除の概念は、確定賦課での記載と同様。 ※11は他業務に合わせて、期割額算定に必要な機能とするが、本処理内での実装とするかは問わない。 ※5について増額決定の場合も特別徴収停止をする運用を行っているとのご意見を踏まえ、特別徴収中止の要件を記載している。 ※13について減額更正・減免等により滞納状態が解消となった場合に滞納者情報作成の契機とする必要があるため要件を補記。	即時に限らないことから不要な表現を削除	令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		期割額算定	分割・訂正	0250314 0250404	※14 資格喪失や適用終了時には、資格異動に伴い期割算定を行えること。	標準オプション機能	意見照会結果より、※13 14は資格異動に伴い、期割計算を行うことを明確に記す必要があるとのご意見を踏まえ、要件記載している(具体的には以下のようなケースへの対応)。 ・広域連合より保険料情報が連携されない期間(4月～6月)に資格喪失するケース ・資格喪失者の保険料情報が広域連合から連携されるより先に特別徴収中止の通知期限が来るケース (未支給年金からの徴収を防ぐため、広域連合の保険料情報の変更によらず、特別徴収の中止依頼を行う必要がある)	【第1.2版】機能ID 0250314から変更 機能要件の記載に合わせて※13から※14に訂正	
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		特別徴収各種異動情報作成		0250162	以下の情報を作成できること。 ・後期特別徴収各種異動情報(特別徴収追加依頼通知、資格喪失等の通知、住所地特例該当者通知) 【管理項目】 ・国保連合会とのインタフェースに準拠 ※1 12月または2月特別徴収開始に係る特別徴収追加依頼情報を2月にまとめて国保連に送付し、4月特別徴収開始とする運用があるため、市区町村の運用に合わせて年金保険者に特別徴収追加依頼通知を作成できること。 ※2 作成は一括でできること。	実装必須機能			令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		住所地特例該当者通知作成		0250330	「特別徴収各種異動情報作成」にて作成する住所地特例該当者通知について、広域標準システムから連携される住所地特例情報を使用し、特別徴収の81通知(通知内容コード(81)住所地特例該当者通知)作成に使用できること。	実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に継められている。 普通徴収者を81通知作成の対象としているのは既に住所地特例者になっていることにより、81通知を送付していた対象者について減額更正などにより特徴中止とする41通知を送付した場合、年金保険者で81通知も削除され、次の年次処理で住所地特例先に00通知が連携されないケースがある。(1回目の81通知の送付期間が前年の4月～当年の3月より前の場合)この対策方法として、81通知を再度年金保険者に上記の期間中に再送することで住所地特例先で捕捉されるようになるという年金保険者の仕様を踏まえて機能要件として記載している(なお、2回目の81通知は年金保険者でエラーとはなるが捕捉の判定には使用される)		令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		住所地特例該当者通知作成	分割	0250930 0250405	特別徴収の81通知(通知内容コード(81)住所地特例該当者通知)については、普通徴収者(※1)に対しても作成できること。 (※1: 過去に特別徴収だった者が減額更正等により普通徴収になった者 等 (具体的なケースは「要件作成における経緯・留意事項等」に記載) ※1 作成は一括でできること。	標準オプション機能	普通徴収者に対する81通知作成については、収納率に影響があるとのご意見もあり、実装必須機能としていたが、デジタル庁からの実装必須区分の見直し依頼を受けて標準オプションとしている。	【第1.2版】機能ID 0250330から変更	
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		特別徴収各種異動情報確認		0250165	後期特別徴収各種異動情報を一覧等で確認できること。	実装必須機能			令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新旧 区分	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		保険料決定(変更)通知書兼納入通知書・納付書作成		0250319	仮徴収期に特別徴収開始もしくは中止となる対象者に、一括および個別で「保険料額決定通知書 兼 特別徴収仮徴収開始通知書 兼 納入通知書、保険料額変更通知書 兼 特別徴収仮徴収中止通知書 兼 納入通知書」を作成できること。 上記以外に求める要件は、対象者が異動賦課の対象者であること以外、機能ID0250318と同様。 ■帳票詳細要件シート: 賦課-03■		実装必須機能		対象の機能の機能IDが更新されたため、修正	令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		保険料決定(変更)通知書兼納入通知書・納付書作成	分割・訂正	0250349 0250406	求める要件は、対象者が異動賦課の対象者であること以外、機能ID0250348 0250402と同様。		標準オプション機能		対象の機能の機能IDが更新されたため、修正 【第1.2版】機能ID 0250319から変更 参照している機能IDが変更されたため、機能ID 0250318から変更	
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		広域連合送付期割結果情報作成		0250338	求める要件は、対象者が異動賦課の対象者であること以外、機能ID0250153と同様。		実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。	対象の機能の機能IDが更新されたため、修正	令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		広域連合送付期割結果情報作成	分割	0250338 0250407	※1 相当年度単位で作成対象を選択できること。		標準オプション機能	意見照会にて、広域連合の年度集計処理実施に伴い期割情報連携が制限される期間があるため抽出条件の設定が必要というご意見を踏まえ、要件として規定。	【第1.2版】機能ID 0250338から変更	
3.保険料賦課	3.5.異動賦課		広域連合送付期割対象者確認		0250339	求める要件は、対象者が異動賦課の対象者であること以外、機能ID0250154と同様。		実装必須機能		対象の機能の機能IDが更新されたため、修正	令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.6.口座振替依頼		口座振替開始(変更)のお知らせ出力		0250169	口座振替依頼のあった対象者について、一括および個別で「口座振替開始(変更)のお知らせ」を出力できること。 ■帳票詳細要件シート: 賦課-04■ ※1 他システムで出力を実施している場合、本処理は対象外。		実装必須機能	意見照会結果をうけて、「口座振替開始(変更)のお知らせ」を利用している自治体が複数あったことおよび、国民健康保険システムにおける標準仕様書でも実装必須機能となっていることより、実装必須機能としている。		令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.6.口座振替依頼		口座振替依頼情報作成		0250325	暫定賦課・確定賦課・異動賦課により賦課された保険料期割額について、保険料徴収に係る口座振替依頼データおよび、金融機関への口座振替依頼書を作成できること。 会計部門に、保険料徴収に係る口座振替依頼データおよび、金融機関への口座振替依頼書の作成に伴い、口座振替依頼を、提供できること。 口座振替依頼データは、全銀協フォーマットで作成すること。 ※1 口座振替依頼書に関しては、全庁的にレイアウト等を統一している場合が多いこと等を考え、帳票詳細要件を定めないこととする。 ※2 作成は一括でできること。 ※3 他システムで振替依頼を実施している場合、本処理は対象外。 ※4 振替日が全期前納可能期間(例:1期の納期限が未到来の期間であるか等)であり、登録口座の納付方法が全期前納となっている場合、全期前納金額を集計し、口座振替依頼データを作成できること。		実装必須機能	地方団体の契約する指定金融機関等の仕様への編集については標準化対象外とする。 ※11に関して、納付書様式での口座振替依頼書作成など指定金融機関の仕様に合わせて帳票作成については標準化対象外とする。	標準化対象外とする範囲を明記するため、追記。	令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.6.口座振替依頼		口座振替依頼情報作成	分割	0250325 0250408	※5 口座振替依頼ファイルを依頼先の金融機関ごとにファイルを分割して作成できること ※6 指定した期別以外に、随時振替ができること。 ※7 依頼データ作成後、資格の状態が変わった方(死亡や転出等)を把握できること。		標準オプション機能	※6については当該月の依頼情報に併せて過去の未納期分の追加依頼情報を任意の対象者、期別を予め登録することで口座振替依頼を可能とする機能要件として記載している。	意見照会結果および国保側の機能横並び確認の観点で機能を追記。 【第1.2版】機能ID 0250325から変更	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
3.保険料賦課	3.6.口座振替依頼		口座振替依頼情報確認		0250171	作成した口座振替依頼情報を一覧等で確認できること。 ※1 他システムで振替依頼を実施している場合、本処理は対象外。	実装必須機能			令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.6.口座振替依頼		口座振替依頼情報確認	新規追加	0250455	口座振替依頼の停止情報を登録することで、口座振替依頼データから除外できること。	標準オプション機能	口座振替依頼停止情報の登録とは、口座振替停止年月日の設定や納付方法変更等により口座振替依頼データから除外できることを意図しており、どのように除外するかの実装方法は規定しない。(統合収滞納機能から振替口座情報が連携されることにより要件を追加した)	【第1.2版】統合収滞納機能との連携IF対応に伴い追加	
3.保険料賦課	3.6.口座振替依頼		口座振替依頼情報確認	新規追加	0250503	口座振替依頼データ作成後、消込結果が連携される前に依頼対象の期別に対し納付、該当期別の保険料額の更正、対象振替口座の取消、対象振替口座の変更があった対象データを対象の振替依頼情報(金融機関コード、支店コード、預貯金種別、口座番号、口座名義人、金額)を一覧で出力できること。 ※1 EUC機能において対応可能な場合はこの要件専用の機能でなくとも同様のデータが抽出できればよい	標準オプション機能		業務効率化のため、口座振替請求後に納付や口座取消があった分等について、振込依頼情報が出力できるようにすべきであるとのご意見を受け追加。	
3.保険料賦課	3.7.納付方法変更		滞納情報確認		0250172	保険料徴収に係る滞納情報を照会できること。 また、保険料徴収に係る未納状況(納期限未到来分)を照会できること。 ※1 他システムで照会可能な場合は対象外。	実装必須機能			令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.7.納付方法変更		申出認定処理		0250173	納付方法変更(申出または申出撤回)の情報を登録、修正、取消、照会できること。 【管理項目】 ・申出年月日 ・認定結果 等	実装必須機能			令和8年4月1日
3.保険料賦課	3.7.納付方法変更		申出認定処理	分割	0250479 0250409	【管理項目】 ・届出年月日 ・認定年月日 ・届出者氏名 ・届出者住所 ・被保険者本人との続柄 ・相当年度 ・特徴中止期 ・適用期間	標準オプション機能	デジタル庁からの実装必須区分の見直し依頼を受けて標準オプションに変更している。	【第1.2版】機能ID 0250173から変更	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新設 追加 変更 削除 廃止	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
3.保険 料賦課	3.8.所得把握		簡易申告 書出力		0250174	広域連合から送付される簡易申告書情報（広域連合一市区町村）を基に、個別に「簡易申告書」を出力できること。 簡易申告書の帳票様式については広域標準システムで出力する様式に準ずることとし、後期高齢支援システムの標準仕様書として規定は行わない。		標準オプ ション機 能	簡易申告書については今後も紙の運用が継続となるため、後期高齢支援システムでの発行を可能としているが広域標準システムに機能があることから、標準オプションとしている。 広域連合から送付される簡易申告書情報を基にした簡易申告書出力と市区町村独自で簡易申告書を出力する機能を明確に切り分けるため、要件を分割して明確化した。 前者は広域から連携される帳票データを利用する前提としたことから一括発行は定義していない。		
3.保険 料賦課	3.8.所得把握		簡易申告 書発行		0250175	「簡易申告書出力」の対象者以外にも一括および個別で「簡易申告書」を作成できること。 ※1 所得未申告者(世帯員含む)を出力対象として選択できること。 ※2 住所地特例者を出力対象として選択できること。		標準オプ ション機 能	意見照会結果を踏まえ、簡易申告書の出力対象を自治体側で選択できるよう出力条件を追加した。こちらは、広域から送付される前に市区町村で先行して確認するための機能の意味合いもあることから、一括、個別の両方を可能として定義している。		
3.保険 料賦課	3.8.所得把握		簡易申告 書発行		0250176	「所得照会書」を作成できること。		実装不可 機能	所得照会書は原則、情報照会により広域連合が照会することになるため、今後、不要となる機能として二重開発抑止のために実装不可とした。		令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新旧 区分	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
4.保険料収納											
4.保険料収納	4.1.保険料収納 共通管理		保険料収 滞納情報 連携	新規追加	0250451	統合収滞納管理機能との連携に対応できること。		標準オプ ション機 能	後期機能別連携仕様書【第2.1版】において、統合 収滞納機能の連携要件が示されたことから、後期 高齢支援システムから連携可能とするよう本要件を 規定した。 なお、統合収滞納機能を使用するかは選択可能で あることから、必ずしも後期高齢支援システムに実 装すべき機能とはならないため、標準オプション機 能として規定する。 連携インターフェースについては、後期機能別連携 仕様書【第2.1版】に規定のとおり統合収滞納機能と の連携インターフェースに従う。	【第1.2版】統合収滞納機能との連携IF対応に伴い 追加	
4.保険料収納	4.1.保険料収納 共通管理		保険料納 付原簿管 理		0250177	保険料納付原簿への記録事項を中心とした、被保険者の保険料収納状況に関する情報を登録・修正・削 除・照会できること。 【管理項目】 ・被保険者※1(被保険者番号、氏名、生年月日、性別、住所) ・収納状況(相当年度※2、賦課年度※2、賦課管理番号、期別、収納額(保険料、延滞金)、未納額(保険 料、延滞金)、納期限、収納年月日※2、過剰納金額、還付済額、還付未済額、還付年月日、充当額(保険 料、延滞金)、充当先期別、充当年月日) ・納入方法(納付書払い/口座振替/特別徴収) ・領収年月日※2、法定納期限(普徴・特徴)、過剰納発生年月日、時効年月日、徴収方法 ・通知書番号 ・振替口座情報(金融機関漢字名称、店舗漢字名称、口座種目、口座番号、口座名義人) ・滞納繰越額 等 ※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、 登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。		実装必須 機能			令和8年4月1日
4.保険料収納	4.1.保険料収納 共通管理		保険料納 付原簿管 理	分割	0250177 0250410	【管理項目】 ・収納状況(収納額(督促手数料)、未納額(督促手数料)、充当額(督促手数料))		標準オプ ション機 能		【第1.2版】機能ID 0250177から変更	
4.保険料収納	4.1.保険料収納 共通管理		収納履歴 照会		0250178	指定された年度分の収納情報を管理し、完納分も含めた収納履歴を照会できること。		実装必須 機能			令和8年4月1日
4.保険料収納	4.1.保険料収納 共通管理		納付書再 発行		0250179	随時、納付書の再発行が個別にできること。 (出力対象となる納付書は、機能ID0250318を参照) ※1 複数期別をまとめて、1枚の納付書として発行する合算納付書を出力できること。 ※2 期別未納額のうち、指定した金額で納付書を発行できること。 ※3 期別の本来納期限とは別に、コンビニ取扱期限、および、指定納期限を設定し、発行できること。 ※4 指定日で延滞金を計算し、計算延滞金額を初期設定して出力できること。 また、延滞金は、納付書への出力有無を選択できること。 ※5 一部内入金収納の対応のために出力する納付書については、保険料、延滞金を 期別保険料額によらず入力して出力できること。		実装必須 機能	意見照会結果より、発行する納付書の金額を指定 できる機能は必ず必要となる機能のご意見を受 け、一部納付の指定金額納付書、複数期の金額を 合算する納付書を実装必須機能としている。 また、納付書再発行時に指定した期限で納付書が 発行できるようにする必要があることのご意見を受 け、取扱納期限(コンビニ納付ができる期限)、指定 納期限の指定が可能となる機能、指定日での延滞 金を自動計算し、納付書出力できる機能を要件とし て記載している。		令和8年4月1日
4.保険料収納	4.1.保険料収納 共通管理		納付書再 発行	分割	0250179 0250411	※6 督促料は、納付書への出力有無を選択できること。 ※7 一部内入金収納の対応のために出力する納付書については、督促料を期別保険料額によらず 入力して出力できること。		標準オプ ション機 能		【第1.2版】機能ID 0250179から変更	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	関連する 機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
4.保険料収納	4.1.保険料収納 共通管理		収納消込		0250180	<p>収納消込データに関して各納付チャネル(一般納付(OCR・パンチ)/口座振替/コンビニ納付)の収納データを取込、登録・修正・削除・照会ができること。 同一の期に対し、複数回の納付があった場合、複数納付データを管理し、当該期別の収納額を超過する場合、過誤納となること。</p> <p>全期前納納付書、合算納付書の納付データを消込処理する場合、合算金額を期別ごとの未納額に分割し、各期に消込処理できること。</p> <p>【管理項目】 ・被保険者※1(被保険者番号、氏名) ・収納消込情報(相年度※2、賦課年度※2、賦課管理番号、期別、収納年月日※2、納入方法(窓口納付/コンビニ納付等)、消込エラー有無、収納額(保険料、延滞金)、領収年月日※2)、徴収方法、口座振替不能情報(保険料、理由、取扱期限、当初の納期限、振替不能期別に対する納入通知書の通知書番号)等</p> <p>※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※3 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合は登録・修正・削除の処理は対象外。 ※4 コンビニ納付を対応する場合、速報・確認情報を管理できること。 速報・確認情報を照会することができること。 速報データに対する取消データが連携された場合は、速報データを取消できること。 複数期締め納付書を期別に分割するときは、速報と確認で分割した期別を一致させること。 ※5 コンビニ収納速報データに対して確認データが登録された場合、一括で本更新ができること。 ※6 登録は一括でできること。</p>		実装必須機能	<p>収納機関から連携される各種収納データを収納消込が可能となる形に成型する処理については、業界内に統一標準がないことから標準化の対象外とする。</p> <p>意見照会結果より、複数期締め納付書を期別に分割する際に、速報と確認で分割した期別を一致しない場合に問題が起こることが想定されることご意見を受け、速報と確認で分割した期別を一致させる記載を追加。</p>		令和8年4月1日
4.保険料収納	4.1.保険料収納 共通管理		収納消込		0250181	<p>収納消込データに関して各納付チャネル(クレジットカード納付/スマートフォン納付/マルチペイメントネットワーク)の収納データを取込、登録・修正・削除・照会ができること。</p> <p>【管理項目】 ・収納消込情報(収納額(督促手数料)) ・消込エラー有無 ・納付書種別 各納付チャネルは連携される項目が業者ごとに異なることから管理項目は定めない。</p>		標準オプション機能	意見照会結果より、納付書種別にて集計等を行いたいとの意見を受けたこと、国保側の機能横並び確認の観点で機能を追記。		
4.保険料収納	4.1.保険料収納 共通管理		収納消込		0250348	納付書発行データ(請求データ)をサービス事業者へ登録できること。		標準オプション機能	意見照会結果より、マルチペイメント納付等で納付書発行データをサービス事業者に登録する必要とのご意見を受けたこと、国保側の機能横並び確認の観点で機能を追記。		
4.保険料収納	4.1.保険料収納 共通管理		収納消込		0250355	窓口納付で領収書をシステム出力した期別について、自動で仮消込処理がされること。		標準オプション機能	意見照会結果より窓口納付から、仮消込できることまでのご意見を受けたこと、税込納付や国保側の機能横並び確認の観点で機能を追記。		
4.保険料収納	4.1.保険料収納 共通管理		収納消込 (エラー チェック)		0250307	<p>収納消込データにおける二重消込・不納欠損等のエラーチェックが行えること。</p> <p>※1 エラーチェックの結果を一覧で確認ができること。</p>		実装必須機能	<p>「二重消込等」の記載について、「等」の記載をより明確にするため、「不納欠損」を追記した。</p> <p>意見照会結果により、エラーチェックと記載があると消込出来ないと感じ取れてしまうと意見を受けたことから、一覧にてチェック結果が確認出来る記載を追記。</p>		令和8年4月1日
4.保険料収納	4.1.保険料収納 共通管理		収納消込 (データ チェック)		0250183	収納消込データにおける過不足等の確認が必要なデータのチェックが行えること。		実装必須機能			令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	優先度 区分	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
4.保険料収納	4.1.保険料収納 共通管理		収納消込 一覧確認		0250184	収納消込情報を抽出し、結果を一覧等で確認できること。		実装必須 機能			令和8年4月1日
4.保険料収納	4.1.保険料収納 共通管理		保険料収 納情報連 携		0250185	税務システムに、保険料収納情報を、提供できること。 ※1 確定申告受付システム、外部委託等への提供を含む。 ※2 提供は一括でできること。		実装必須 機能	個人住民税の機能要件において、以下のように実装すべき機能として規定されているため要件を規定。 後期高齢者医療保険情報から以下の情報を取り込みできること。 なお、選付がある場合は選付後納付額を取り込むこと。 <後期高齢者医療保険情報情報> ・前年中の納付額(特別徴収分) ・前年中の納付額(普通徴収分) 連携項目については、機能別連携仕様(後期高齢支援システム)の定義に準拠。		令和8年4月1日
4.保険料収納	4.1.保険料収納 共通管理		決算書出 力		0250186	現年度分及び滞納繰越分の決算資料を一覧で作成できること。		標準オプ ション機 能	いただいたご指摘に対して、機能ID:		
4.保険料収納	4.2.収納消込 (自主納付)		収納消込 結果確認		0250187	保険料徴収に係る収納消込(自主納付)結果情報を照会できること。		実装必須 機能			令和8年4月1日
4.保険料収納	4.2.収納消込 (自主納付)		収納消込 データ修正		0250188	収納消込データに関して修正・削除ができること。 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し利用している場合、登録・修正の処理は対象外。		実装必須 機能			令和8年4月1日
4.保険料収納	4.2.収納消込 (自主納付)		広域連合 送付収納 情報作成		0250189	広域連合向けの収納情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 ※1 作成は一括でできること。		実装必須 機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に定められている。 デジタル庁方針を受け、機能について一括での対応可否を明確にした。		令和8年4月1日
4.保険料収納	4.2.収納消込 (自主納付)		広域連合 送付収納 情報作成	分割	0250489 0250412	※2 相当年度単位で作成対象を選択できること。		標準オプ ション機 能	意見照会にて、広域連合の年度集計処理実施に伴い期割情報連携が制限される期間があるため抽出条件の設定が必要というご意見をいただき、期割情報作成対象条件を規定した。これに伴い、収納情報についても同様の条件を規定。	【第1.2版】機能ID 0250189から変更	
4.保険料収納	4.2.収納消込 (自主納付)		広域連合 送付収納 対象者確 認		0250190	広域連合向けの収納情報を一覧等で確認できること。		実装必須 機能			令和8年4月1日
4.保険料収納	4.3.収納消込 (口座振替)		口座振替 依頼結果 確認	訂正	0250191	保険料徴収に係る口座振替依頼結果情報を照会受信できること。		実装必須 機能	口座振替依頼結果情報はファイルでの連携を想定しているため、「受信」という表現に見直した。		令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新設 追加 修正 削除 廃止	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
4.保険料収納	4.3.収納消込 (口座振替)		口座振替 不能通知 書作成		0250192	口座振替不能となった期別に対し、一括で「後期高齢者医療保険料 口座振替不能通知書」 または口座振替不能通知書と納付書が一体型となった「口座振替不能通知兼納付書」が発行できること。 ■帳票詳細要件 シート:収納-01■ ■帳票詳細要件 シート:収納-12■ ■帳票詳細要件 シート:収納-13■ ■帳票詳細要件 シート:収納-14■		実装必須 機能	意見照会結果より、口座振替不能通知書と納付書 一体型の様式も必要との多数ご意見を受けて、様 式を設けている。 意見照会結果より、一体型の様式も同様にご一括で 発行が必要とのご意見を受けて、記載を修正		令和8年4月1日
4.保険料収納	4.3.収納消込 (口座振替)		口座振替 不能納付 書出力		0250193	口座振替不能となった期別に対し、一括および個別で口座振替不能分の納付書 または口座振替不能通知書と納付書が一体型となった「口座振替不能通知兼納付書」が再発行できるこ と。 ■帳票詳細要件 シート:収納-12■ ■帳票詳細要件 シート:収納-13■ ■帳票詳細要件 シート:収納-14■ ※1 納付書再発行について求める要件は、機能ID 0250179の記載と同様。		実装必須 機能	意見照会の結果、口座不能通知が作成された場合 納付書を同封しなければ、対象者は連絡をしない 限り納付書が手元にならない状態となり支払いがで きない。その場合次回の督促状を待つこととなり、納 付忘れや延滞金が付いてしまう可能性があるという ご意見があった。口座振替不能通知については運用 を行っていない自治体(振替不能⇒即督促状)も あるとの意見もあったが、国民健康保険システムに おける標準仕様書で必須機能とされていることも踏 まえ、実装必須とした。 納付書再発行に関しての「要件の考え方・理由」は 「機能ID 0250179」を参照。 意見照会結果より、口座振替不能通知書と納付書 一体型の様式も必要との多数ご意見を受けて、様 式を設けている。	対象の機能の機能IDが更新されたため、修正 意見照会結果より、一体型の様式も同様にご一括で 発行が必要とのご意見を受けて、記載を修正	令和8年4月1日
4.保険料収納	4.3.収納消込 (口座振替)		口座振替 不能納付 書出力	分割・訂正	0250493 0250413	※2 納付書再発行について求める要件は、機能ID 0250479 0250411の記載と同様。		標準オ プション機 能	納付書再発行に関しての「要件の考え方・理由」は 「機能ID 0250479 0250411」を参照。	対象の機能の機能IDが更新されたため、修正 【第1.2版】機能ID 0250193から変更 参照している機能IDが変更されたため、機能ID 0250179から変更	
4.保険料収納	4.3.収納消込 (口座振替)		口座再振 替依頼		0250194	預金残高不足等により口座振替不能となった期別に対し、口座再振替依頼を行えること。		実装必須 機能	口座再振替機能を活用し、年間1000万円～150 0万円の収納があるなどの意見があったことや、年 金は2か月に1度の振込であるため、年金の支払 月のみ支払い可能な高齢者がいる等の意見を踏 まえ、実装必須機能としている。 振替不能時の対応は、督促、納付書送付、再振替 依頼と統一されていないため、全ての機能をオプ ションとする判断もあるが、収納率向上に向けた手 段という点を考慮し、双方の機能を必須とした。		令和8年4月1日
4.保険料収納	4.3.収納消込 (口座振替)		広域連合 送付収納 情報作成		0250195	広域連合向けの収納情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 ※1 作成は一括でできること。		実装必須 機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連 合電算処理システム外部インターフェース仕様書に 纏められている。		令和8年4月1日
4.保険料収納	4.3.収納消込 (口座振替)		広域連合 送付収納 情報作成	分割	0250495 0250414	※2 相当年度単位で作成対象を選択できること。		標準オ プション機 能	意見照会にて、広域連合の年度集計処理実施に伴 い期別情報連携が制限される期間があるため抽出 条件の設定が必要というご意見をいただき、期別情 報作成対象条件を規定した。これに伴い、収納情 報についても同様の条件を規定。	【第1.2版】機能ID 0250195から変更	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	実装要 求種別	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
4.保険料収納	4.3.収納消込 (口座振替)		広域連合 送付収納 対象者確 認		0250196	広域連合向けの収納情報を一覧等で確認できること。		実装必須 機能			令和8年4月1日
4.保険料収納	4.4.収納消込 (特別徴収)		特別徴収 結果情報 取込		0250197	国保連合会経由で年金保険者から通知された、以下の特別徴収に関する通知情報を登録・照会できること。 ・後期特別徴収結果情報 【管理項目】(各情報共通) ・国保連合会とのインターフェースに準拠 ※1 取り込みは一括でできること。 ※2 国保連合会から受領する通知情報を、予めシステムに登録可能な状態に整形する必要がある場合は後期高齢支援システム以外で実施してもよい		実装必須 機能	国保連合会から受領する通知情報は、管理レコード(先頭行)と実データブロックでバイト数が異なることなどから、システム仕様によっては予め登録可能な状態に整形する必要がある場合があるため、※2の要件を規定した。		令和8年4月1日
4.保険料収納	4.4.収納消込 (特別徴収)		特別徴収 消込結果 確認		0250198	保険料徴収に係る特別徴収消込結果を一覧等で確認できること。		実装必須 機能			令和8年4月1日
4.保険料収納	4.4.収納消込 (特別徴収)		広域連合 送付収納 情報作成		0250199	広域連合向けの収納情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 ※1 作成は一括でできること。		実装必須 機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に定められている。		令和8年4月1日
4.保険料収納	4.4.収納消込 (特別徴収)		広域連合 送付収納 情報作成	分割	0250199 0250415	※2 相当年度単位で作成対象を選択できること。		標準オ プション機 能	意見照会結果より、広域連合の年度集計処理実施に伴い期割情報連携が制限される期間があるため抽出条件の設定が必要というご意見をいただき、期割情報作成対象条件を規定した。これに伴い、収納情報についても同様の条件を規定。	【第1.2版】機能ID 0250199から変更	
4.保険料収納	4.4.収納消込 (特別徴収)		広域連合 送付収納 対象者確 認		0250200	広域連合向けの収納情報を一覧等で確認できること。		実装必須 機能			令和8年4月1日
4.保険料収納	4.5.還付・充当		過誤納情 報確認		0250201	還付・充当処理に繋げるために、過誤納金の発生状況(過誤納発生事由、過誤納発生年月日、過誤納金合計・内訳(期別、特別徴収保険料、普通徴収保険料、延滞金)等)を確認できること。		実装必須 機能			令和8年4月1日
4.保険料収納	4.5.還付・充当		過誤納情 報確認	分割	0250201 0250416	※1 過誤納金の発生状況(過誤納金内訳(督促手数料))を確認できること。		標準オ プション機 能		【第1.2版】機能ID 0250201から変更	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	関連する 他システム	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付・充当登録	訂正・補記	0250202	<p>過誤納金に対する還付・充当内容および、還付金の支払いに関して登録・修正・削除・照会ができること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者※1(被保険者番号、氏名) ・過誤納発生事由(賦課更正/二重納付等) ・相当年度※2、賦課年度※2、賦課管理番号 ・過誤納金額合計、充当金額合計、還付加算金合計、還付金額合計 ・過誤納金の内訳(期別、特別徴収保険料、普通徴収保険料、延滞金) ・収納額(保険料、延滞金)、徴収年月日※2、過誤納金額、年金返納額) ・還付(還付済額、還付未済額、還付加算金) ・充当情報(相当年度※2、賦課年度※2、充当先期別、充当金額(保険料、延滞金)、充当処理年月日) ・口座情報(金融機関漢字名称、店舗漢字名称、口座種目、口座番号、口座名義人) ・還付情報(相当年度※2、賦課年度※2、賦課管理番号、期別、還付済額、還付未済額、還付加算金、還付処理年月日、支払予定日) ・徴収方法、過誤納発生年月日、支出決定日、還付決議年月日、還付請求書の発行年月日、受付年月日 ・申請者請求者(氏名、住所、電話番号、被保険者との関係) ・還付管理番号等 <p>※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※3 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む。 他システムを参照し表示している場合、修正・削除の処理は対象外。</p>		実装必須機能	口座情報に関する管理項目については、機能ID: 0250340に準ずる。	【第1.2版】管理項目について、基本データリスト等と表記を統一するため、見直しを実施。	令和8年4月1日
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付・充当登録	分割	0250202 0250417	<p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過誤納金の内訳(督促手数料) ・収納額(督促手数料) ・充当情報(充当金額(督促手数料)) 		標準オプション機能		【第1.2版】機能ID 0250202から変更	
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付・充当登録		0250203	<p>過誤納情報を抽出し、一覧出力できること。 抽出した対象者に対し、還付対象者とする被保険者・対象とする期別を選択し、一括で還付対象とできること。</p> <p>※1 還付保留の登録を行っている場合、この処理の対象から除外されること。</p>		実装必須機能	年金保険者還付の判断を行うため、一括還付を行いたくない対象者が存在することを踏まえ、任意の対象者を選択して登録することができる要件としている。		令和8年4月1日
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付・充当登録	修正	0250204	<p>時効完成された期に納付があった場合、過誤納として抽出し強制的に還付できること。</p>		実装必須機能	意見照会結果より、還付関連の要件について国保と横並びで不足している要件を補填してほしいとの意見があり、要件を設けた。なお、国民健康保険システムにおける標準仕様書で必須となっているため、実装必須としている。	【第1.2版】機能ID 0250484に変更	
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付・充当登録	修正	0250484	<p>時効完成された期に納付があった場合、過誤納として抽出し強制的に還付することを選択できること。</p>		実装必須機能	意見照会結果より、還付関連の要件について国保と横並びで不足している要件を補填してほしいとの意見があり、要件を設けた。なお、国民健康保険システムにおける標準仕様書で必須となっているため、実装必須としている。	【第1.2版】機能ID 0250204から変更 時効完成期への納付に対して還付処理が充当処理かを選択できる必要があるが元の表現ではそれが伝わりづらいという指摘があったため、記載粒度を変更している。	令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	実装要 求種別	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
4.保険 料収納	4.5.還付・充当		還付・充当 登録		0250205	還付発生額の会計上の支出財源(歳入還付:収入金からの還付、歳出還付:予算還付)を、当該期別の過 誤納金発生日、支払予定日、賦課年度、過誤納発生年月日、収納年月日から自動で判断できること。		実装必須 機能	広域連合も含め、以下のように扱いが異なるため、 区別する仕組みが必要とのご意見を踏まえ要件を 設けた。 ・同一会計年度中の収入:徴収した保険料から戻 出 ・前会計年度以前の収入:決算繰越(年度集計)後 のため、予算確保した別枠から歳出	意見照会結果より、還付額だけでなく、充当額につ いても、会計上の支出財源を自動で判断できる機 能を追加してほしい。とのご意見を受けて記載を修 正。	令和8年4月1日
4.保険 料収納	4.5.還付・充当		還付・充当 登録	分割	0250205 0250418	※1 システムの判断結果を個別に変更ができること。		標準オプ ション機 能	例外処理的な取り扱いのため標準オプションとして いる。	【第1.2版】機能ID 0250205から変更	
4.保険 料収納	4.5.還付・充当		還付・充当 登録		0250206	一括処理にて過誤納金に対する自動充当を行う場合、自動充当対象とする納期到来分の未納期別の範囲 を指定できること。 【管理項目】 ・歳入/歳出、過誤納金が発生した納入通知書の通知書番号 ・振込予定日、相続人氏名、住所等(過誤納発生事由が死亡の場合) ・消滅時効起算日 ※1 自動充当の対象としない対象者被保険者を個別に指定できること。		標準オプ ション機 能			
4.保険 料収納	4.5.還付・充当		還付・充当 登録		0250207	口座情報がない場合、窓口(隔地)払いによる還付登録ができること。 隔地払いの対象者については、金融機関へ持参すれば現金と引き換えできる書類及び本人以外が金融機 関へ行く場合の委任状が出力できること。		標準オプ ション機 能	意見照会で口座を保持していない対象者への対処 として窓口、隔地払いの管理が必要というご意見を 踏まえ、要件を規定。 なお、隔地払いの場合の引き換え書類や委任状に ついては、住民向け通知ではないことを踏まえ、標 準様式を定めていない。		
4.保険 料収納	4.5.還付・充当		還付・充当 登録		0250350	窓口において現金還付する場合、納付義務者が押印(サイン)する領収書を出力できること。		標準オプ ション機 能	意見照会結果より隔地払い時において必要である とのご意見を受けたこと、国保側の機能横並び確認 の観点で機能を追加。		
4.保険 料収納	4.5.還付・充当		還付・充当 登録		0250353	年度切替(滞納繰越の場合3/31、現年度の場合5/31)までに届く還付請求書が翌年度となった場合、年度 切替のタイミングで歳入還付が歳出還付を選択できること。		標準オプ ション機 能	意見照会結果より年度切替時の歳入歳出還付に 関するご意見を受けて、国保側の機能横並び確認 の観点で機能を追加。		
4.保険 料収納	4.5.還付・充当		還付取消		0250208	還付処理の修正・取消ができること。 口座還付で振込エラーとなった場合も、還付処理の取消ができること。		実装必須 機能	意見照会結果より、還付処理の取消ができる機能 が必要との多数ご意見より修正を行った。また、出 納閉鎖後の処理取消が行えないようにする必要が あるといったご意見も踏まえ、あわせて要件として 記載した。 本件は国民健康保険システムにおける標準仕様書 でも必須とされていることをふまえ、必須要件として いる。		令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新設 改定 廃止 必須 機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付取消	分割	0250208 0250419	出納閉鎖後の還付の場合は還付処理の修正・取消が行えないようにすること。		標準オプション機能	意見照会結果より、出納閉鎖後の処理取消が行えないようにするご意見について、税込納や国民健康保険システムとの横並びで必須機能として、統一させて頂いておりましたが、メンテナンス機能等定義していないため、変更が行えないこととした場合、市町村にて運用ができないと意見をいただいたため、標準オプションに変更しました。	【第1.2版】機能ID 0250208から変更	
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付保留		0250209	過誤納状態を一括または個別で保留にできること。保留状態の場合、還付充当処理が行えないこと。 保留状態の対象者を抽出できること。 【管理項目】 還付保留状態(通常還付、保留還付)		標準オプション機能	意見照会結果より、年金保険者への還付要否が判明するまで、還付を保留する機能が必要とのご意見を踏まえ、要件規定している。 なお、一括還付対象から除外を選択できる要件を規定していることも踏まえ、本要件はオプションと判断している。		
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付先登録		0250210	還付登録時に、還付先(還付する請求者情報や口座情報等)として被保険者本人以外の還付先を登録できること。 他の宛先(送付先)を指定し、登録した場合、還付(充当)通知書、還付請求書は、登録した宛先へ送付し、返金処理ができること。 ※1 送付先、口座登録(相続人)の対応で実現可能な場合も含む。		実装必須機能		意見照会結果より、還付先と宛先の違いが分かり辛いのご意見を付けて記載を修正	令和8年4月1日
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付先登録		0250211	年金特別徴収の過誤納金について、返納先として年金保険者を選択できること。 年金保険者への返納として登録を行った対象について、一括、個別に支払後の状態に更新できること。 死亡後の年金から徴収された年金特別徴収の該当者を抽出し、年金保険者への返納が判明するまで一括で保留にできること。保留の対象者を抽出できること。 ※1 過誤納金の一部を年金保険者に返納し、残額を相続人等に還付することができること。		実装必須機能	意見照会結果より、還付先として本人が年金保険者か選択登録できる機能が必要とのご意見を踏まえ要件を設けている。 (国民健康保険システムにおける標準仕様書では実装必須となっていることも踏まえ、実装必須としている)	意見照会結果より、年金保険者への返納から還付まで一括で行えるように見えるのご意見を付けて記載を修正	令和8年4月1日
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付先登録		0250354	年金保険者への返納になった対象者情報について、ベンダが規定する所定のCSVフォーマットを使用し、一括で取込・更新ができること。		標準オプション機能	意見照会結果より、年金保険者の一括登録を行う機能が必要とのご意見を踏まえ要件を追加いたしました。 なお、レイアウトについては既定のものがないことからベンダにて規定するフォーマットとしています。		
4.保険料収納	4.5.還付・充当		充当取消		0250349	充当処理の取消ができること。		実装必須機能	意見照会結果より、出納閉鎖後であっても充当処理の取消が必要となることはあり得るため、追加いたしました。また、制御については必須機能とせずオプションにすべきとご意見をいただきましたが、税込納や国民健康保険システムと横並びで必須機能しました。		令和8年4月1日
4.保険料収納	4.5.還付・充当		充当取消	分割	0250949 0250420	出納閉鎖後は充当処理の取消が行えないように制御すること。		標準オプション機能	意見照会結果より、出納閉鎖後の処理取消が行えないようにする機能要件につきまして、「還付取消」が変更が行えないこととした場合、市町村にて運用が困ると意見が別れたため、横並びでオプションとして追加しました。	【第1.2版】機能ID 0250349から変更	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	実装 区分	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付(充当)通知書作成		0250212	<p>保険料の還付および充当が発生する被保険者について、一括および個別で「後期高齢者医療保険料還付(充当)通知書」を出力することができること。また、保険料の還付がなく、充当のみ発生する被保険者について、個別で「後期高齢者医療保険料充当通知書」を出力できること。</p> <p>■帳票詳細要件シート: 収納-02 ■ ■帳票詳細要件シート: 収納-03 ■</p> <p>※1 「後期高齢者医療保険料還付(充当)通知書」に合わせて、「還付請求書」が出力できること。 ※2 還付先口座が判明している対象者と、まだ判明していない対象者を選択して「還付請求書」が出力できること。</p>	実装必須機能	意見照会結果より、還付(充当)通知と合わせて還付請求書の出力を行う必要があるとの多数ご意見を踏まえて同タイミングで出力する機能として定義している。		令和8年4月1日	
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付(充当)通知書作成	分割	0250242 0250421	<p>※3 「後期高齢者医療保険料充当通知書」は、一括出力もできること</p>	標準オプション機能			【第1.2版】機能ID 0250212から変更	
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付(充当)通知書作成	分割	0250242 0250422	<p>※4 「後期高齢者医療保険料還付(充当)通知書兼還付請求書」を出力できること。</p> <p>■帳票詳細要件シート: 収納-15 ■</p>	標準オプション機能	意見照会結果より還付(充当)通知書と還付請求書一体型の様式も必要とのご意見を受け、オプション機能として設けている。		【第1.2版】機能ID 0250212から変更	
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付(充当)通知書作成	分割	0250242 0250423	<p>※5 保留解除者も含めて出力可能であること。</p>	標準オプション機能	意見照会結果より、保留解除者についても還付充当通知書の出力対象にして欲しいとご意見を受け、オプション機能として追加いたしました。		【第1.2版】機能ID 0250212から変更	
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付請求書出力		0250213	<p>還付が発生している被保険者に対し、還付口座等の情報を記入するために、一括および個別で「還付請求書」が出力できること。</p> <p>■帳票詳細要件シート: 収納-04 ■</p> <p>※1 年金保険者還付のみの資格喪失者は除く。 ※2 死亡者を除き、既に口座が登録済みの場合は出力有無を選択できること。</p>	実装必須機能			令和8年4月1日	
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付金口座振込依頼情報作成		0250214	<p>保険料還付に係る口座振込依頼データおよび、金融機関への口座振込依頼書を作成できること。 会計部門に、保険料還付に係る口座振込依頼データおよび、金融機関への口座振込依頼書の作成に伴い、口座振込依頼を、提供できること。 口座振込依頼データについては、全銀協フォーマットで作成できること。</p> <p>※1 口座振込依頼書に関しては、全庁的にレイアウト等を統一している場合が多いこと等を考え、帳票詳細要件を定めないこととする。 ※2 支払予定日を指定して、口座振込依頼分を一括で支払い済にできること。 ※3 作成は一括でできること。</p>	実装必須機能	<p>みずほ銀行指定のフォーマットなども要件に入れない旨、起案があったが、最終的には全銀協フォーマットで依頼することもあり、要件としては織り込まないこととしている。</p> <p>口座振込済みとした還付を一括で支払済みにできる機能が必要とのご意見を受け、要件を規定している。 (広域標準システムでも同様に給付を強制支出とする機能がある。なお、国民健康保険システムにおける標準仕様書でも必須要件とされていることを受け、必須としている)</p>		令和8年4月1日	
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付金口座振込依頼情報作成	分割	0250244 0250424	<p>※4 支出決定書(集計表、内訳表)を出力できること。</p>	標準オプション機能	意見照会結果より、会計課等の出納業務を所管する課に依頼金額を紙で連絡する業務が必要とのご意見を受け、支出決定書を出力する機能を設けている。		【第1.2版】機能ID 0250214から変更	
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付金口座振込依頼情報作成		0250215	<p>支払予定日を指定して、口座振込以外の窓口払い(隔地払い)を一括で支払い済にできること。</p>	標準オプション機能	意見照会結果より、口座振込以外の窓口払いの結果を一括で支払い済みにする機能が必要とのご意見を受け、オプション機能として設けている。			

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新設要件 必須機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
4.保険料収納	4.5.還付・充当		広域連合送付取納情報作成		0250216	充当を契機として広域連合向けの取納情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 ※1 作成は一括でできること。		実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に継められている。		令和8年4月1日
4.保険料収納	4.5.還付・充当		広域連合送付取納情報作成	分割	0250246 0250425	※2 相当年度単位で作成対象を選択できること。		標準オプション機能	意見照会にて、広域連合の年度集計処理実施に伴い期別情報連携が制限される期間があるため抽出条件の設定が必要というご意見をいただき、期別情報作成対象条件を規定した。これに伴い、取納情報についても同様の条件を規定。	【第1.2版】機能ID 0250216から変更	
4.保険料収納	4.5.還付・充当		広域連合送付取納対象者確認		0250217	広域連合向けの取納情報を一覧等で確認できること。		実装必須機能			令和8年4月1日
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付・充当希望確認票作成		0250218	保険料の還付および充当が発生する被保険者について、一括および個別で還付か充当するかの希望を確認する「後期高齢者医療保険料還付・充当希望確認票」が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート: 取納-05 ■		標準オプション機能			
4.保険料収納	4.5.還付・充当		取納状況のお知らせ作成		0250219	被保険者が還付か充当するか判断するための判断根拠として、一括および個別で納期ごとの未済額詳細(保険料、延滞金、督促手数料)を印字する「後期高齢者医療保険料取納状況のお知らせ」が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート: 取納-06 ■		標準オプション機能			
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付時効管理		0250220	保険料還付の時効管理ができること。 (還付金の時効(2年、還付加算金の時効(5年)及び還付の事由(減額更正、過誤納)による還付請求権の起算日をそれぞれ管理できること)) ※1 還付時効完成日を自動計算できること。 ※2 還付(充当)通知の発行年月日、再発行年月日を基に自動で時効完成日が計算されること。 ※3 時効の更新について、還付(充当)通知の出力、再出力、または勧奨通知のいずれを起算日にするか選択できること。		実装必須機能	時効管理は他システムで標準オプションとされているものもあったが、法律で定められている事項であることから、実装必須機能として規定した。 意見照会結果より、還付時効の計算において還付(充当)通知の発行年月日、再発行年月日を時効計算の起算日とするか選択できる機能が必要と多数ご意見を受け、要件追加している。 意見照会結果より、事由により起算日が変わる運用が想定されないのご意見を受け、還付の事由を追記		令和8年4月1日
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付時効管理	新規追加	0250485	※4 自動計算された還付時効完成日を個別に修正することができること。		標準オプション機能	民法の規定により、成年後見人がついた場合や、災害に遭った場合など、時効の完成猶予が発生することがあることを踏まえ、時効完成日の修正ができる要件を規定した。	【第1.2版】意見照会結果より要件追加	
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付加算金計算		0250310	還付対象の期別へ還付事由に基づき法令どおり(還付加算金特例基準割合含む)加算金の計算ができること。 ※1 還付加算率については、年ごとに管理できること。 ※2 終算日は任意に設定できること。 ※3 除算期間の開始日と終了日を設定できること。		実装必須機能	意見照会結果より、法令どおり加算金計算ができることを明記する必要があるのご意見を受け、要件規定している。 また、除算期間等の要件を国民健康保険システムにおける標準仕様書と横並びとするために要件を規定した。(法令どおりの計算とするための補記)		令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	優先度 区分	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付加算金計算	分割	0250340 0250426	還付加算金の計算経過を確認できること。 加算金計算書として出力できること。		標準オプション機能	還付加算金の計算過程がわかるようにするべきといったご意見を受け、税および国保の標準仕様書に記載のある還付加算金計算書の発行要件を追加した。(内部帳票のため、様式は規定していない)	【第1.2版】機能ID 0250310から変更	
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付支払未完了者への対応	補記	0250222	還付通知出力後、還付支払が完了していないもの(還付処理中のもの)を期間を指定して抽出できること。 ※1 滞納の有無、執行停止の有無を判定できること。		実装必須機能	還付金が発生しているが手続きされていない者に対し再度勧奨を行うことにより、住民サービスの向上を図っているといったご意見が複数あったことを踏まえて要件を規定した。 なお、実装区分のご意見は実装必須、標準オプションの両方があったが、国民健康保険システムにおける標準仕様書で実装必須とされていることも踏まえて、実装必須としている。 抽出期間については、還付登録を行った日や還付通知書発行日など自治体により運用が異なることが想定されることを踏まえ、ベンダにおける創意工夫の範囲で実装いただく機能として具体的な期間を規定せずに要件に記載している。		令和8年4月1日
4.保険料収納	4.6.還付・充当		還付支払未完了者への対応	修正	0250223	抽出した還付処理中対象者に対して、還付(充当)通知書を一括または個別に再発行できること。 ※1-通知書再発行した日を管理できること(時効の更新のため)。 ※2-還付充当通知を再発送したのに対して時効の更新を行えること。 また、返戻があったものに対しては、時効の更新を解除すること。		実装必須機能		【第1.2版】機能ID 0250488に変更	
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付支払未完了者への対応	修正	0250488	抽出した還付処理中対象者に対して、還付請求書を一括または個別に再発行できること。 ※1 請求書を再発行した日を管理できること(時効の更新のため)。 ※2 還付請求書を再発送したのに対して時効の更新を行えること。 また、返戻があったものに対しては、時効の更新を解除すること。		実装必須機能		【第1.2版】機能ID 0250223から変更 還付(充当)通知書は、還付充当することを通知する際に使用することを想定していることから、還付支払未完了者への通知について「還付請求書」へ記載を見直した。	令和8年4月1日
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付支払未完了者への対応		0250224	時効完成した過誤納金発生データに対して還付時効処理が一括および個別で行えること。		実装必須機能	国民健康保険システムにおける標準仕様書と同等の還付時効処理の実装に関する意見があったことを受け、要件として規定した。 国民健康保険システムにおける標準仕様書で必須とされていることを受け、実装必須としている。		令和8年4月1日
4.保険料収納	4.5.還付・充当		還付支払未完了者への対応		0250351	※3 個別で指定した対象者を再発行の出力対象から除外できること。		標準オプション機能	意見照会結果より、還付処理中の対象者の中でも、勧奨する人といない人がいることから、一括出力する前に勧奨しない人(対象外の人)を外せるようにして欲しいとのご意見を受け、オプション機能として追加いたしました。		

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新設・改定 必須機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
4.保険 料収納	4.6.納付証明書 発行		納付証明 書作成		0250225	個別で「後期高齢者医療保険料 納付証明書」が出力できること。納付証明書は指定した年度単位で出力 できること。 ■帳票詳細要件 シート: 収納-07■ ※1 納期未到来分については、未納額として印字できること。 ※2 納期到来未納分については、納期到来未納額として印字できること。 ※3 出力対象を納付方法(納付書払い/口座振替/特別徴収等)や徴収方法(普通徴収/特別徴収) ごとに選択(複数選択可)することができること。 ※4 備考欄に、滞納がない場合は「滞納なし」、滞納がある場合は「滞納あり」と記載できること。 ※5 領収証等により入金を確認できている場合は、強制的に「滞納なし」の記載に変更できること。		実装必須 機能			令和8年4月1日
4.保険 料収納	4.6.納付証明書 発行		納付証明 書作成	新規追加	0250483	※6 納付額証明書作成時、コンビニ納付による速報分の収納消込データを年間納付額へ反映するか否か について選択できること。		標準オプ ション機 能	速報分については取消となる場合もあるが、多くの 団体において納付額へ反映していることから、納付 額への反映を選択できるよう要件を追加した。	【第1.2版】意見照会結果より要件追加	
4.保険 料収納	4.6.納付証明書 発行		納付証明 書作成		0250226	納付証明書を個別出力する場合に、文言マスタで設定されている文言を変更して出力できること。		標準オプ ション機 能	用途毎に文言を変えて出力しているという意見が あった。文言マスタでは、出力時に一律の文言を設 定して出力する要件で規定している(用途がシステ ムで自動判定できないため)ことから、出力する文 言を個別発行時には変更できることとする要件を設 けている。		
4.保険 料収納	4.6.納付証明書 発行		納付額証 明書作成		0250227	年間納付済額を被保険者に通知するために、一括および個別で「後期高齢者医療保険料 納付額証明書」 が出力できること。納付額証明書は、暦年で領収日範囲(集計開始日、集計終了日)を指定して、合計金額 を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート: 収納-09■ ※1 納付見込みの調定(出力時点では納期未到来であるが、税申告時点では納付が見込まれるもの)を 納付見込額として出力できること。納付見込額を変更して出力できること。 ※2 出力対象を納付方法(納付書払い/口座振替/特別徴収等)や徴収方法(普通徴収/特別徴収) ごとに選択(複数選択可)することができること。		実装必須 機能			令和8年4月1日
4.保険 料収納	4.6.納付証明書 発行		納付額証 明書作成		0250228	納付額証明書を個別出力する場合に、文言マスタで設定されている文言を変更して出力できること。 ※1 指定した暦年中に発生した還付のうち、暦年中の納付から発生した還付は納付額から 差し引かれること。なお、暦年中以外で発生した還付は差し引きの対象外とする。		標準オプ ション機 能	用途毎に文言を変えて出力しているという意見が あった。文言マスタでは、出力時に一律の文言を設 定して出力する要件で規定している(用途がシステ ムで自動判定できないため)ことから、出力する文 言を個別発行時には変更できることとする要件を設 けている。		
4.保険 料収納	4.6.納付証明書 発行		納付額証 明書作成		0250356	納付済額について、過誤納額を計上する(収入済額)場合、還付金額は含まず、暦年中の納付から発生し た還付未済額は含む金額とする。 ただし、終期まで還付の未済額がある場合は、還付未済額を含めるか選択できること。		標準オプ ション機 能	意見照会結果より、証明書に印字する納付済額に おいて還付未済額を含む・含まないの意見を受け、 オプションとして機能を追加		

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新設 改定 廃止 機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
4.保険料収納	4.6.納付証明書発行		口座振替 済通知兼 納付額証 明書		0250229	年間納付済額を被保険者に通知するために、口座振替対象者を抽出し、一括および個別で「口座振替済通知兼納付額証明書」を出力できること。暦年で領収日範囲(集計開始日、集計終了日)を指定して、振替済み金額の明細を出力できること。 口座振替済通知兼納付額証明書を個別出力する場合は、文言マスタで設定されている文言を変更して出力できること。 ■帳票詳細要件シート: 収納-08■		標準オプション機能	意見照会結果より、口座振替のみとなる被保険者が多く、口座振替領収済通知兼納付額証明書が出力できる機能が必要とのご意見を受け、要件を設けている。 なお、国民健康保険システムにおける標準仕様書では必須要件とされているが、意見照会の結果、後期では運用を行っている自治体、行っていない自治体で意見がそれぞれであったこと、納付額証明書で代替可能という検討の経緯も踏まえて標準オプションとしている。 用途毎に文言を変えて出力しているという意見があった。文言マスタでは、出力時に一律の文言を設定して出力する要件で規定している(用途がシステムで自動判定できないため)ことから、出力する文言を個別発行時には変更できることとする要件を設けている。		
4.保険料収納	4.6.納付証明書発行		完納証明 書作成		0250230	年度を指定して当該期間すべてに保険料の未納がない証明(完納証明)を個別で発行できること。 ■帳票詳細要件シート: 収納-10■ ※1 調定金額の合計が0円に更正され、収納金額が無い場合であっても、発行できること。 ※2 滞納がある場合、発行できないこと。 ※3 領収書等で納付が確認できた場合には、強制的に発行ができること。		標準オプション機能	意見照会結果より、被保険者から完納証明書を求められる場合に出力する機能が必要のご意見を受け、要件を規定した。なお、国民健康保険システムにおける標準仕様書では実装必須機能として規定されているが、いただいた追加意見要望については全て実装区分が標準オプションであったことも踏まえ、実装区分は標準オプションとしている。		
4.保険料収納	4.6.納付証明書発行		納付証明 書出力対 象者確認		0250231	「後期高齢者医療保険料 納付証明書」の出力対象者を一覧等で確認できること。		実装必須機能			令和8年4月1日
4.保険料収納	4.6.納付証明書発行		納付額証 明書出力 対象者確 認		0250232	「後期高齢者医療保険料 納付額証明書」の出力対象者を一覧等で確認できること。		実装必須機能	意見照会結果より、納付額証明書出力は実装必須機能としたため、あわせて一覧出力機能も必須としている。		令和8年4月1日
4.保険料収納	4.7.督促		滞納者把 握		0250233	納期限から指定期間以上経過している収納情報を抽出し、滞納情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・被保険者※1(被保険者番号、氏名、住所) ・未納期別(相当地度※2、賦課年度※2、期別、未納額、納期限、延滞金) ・督促状発行情報(発行年月日、指定納期限) 等 ※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※3 登録は一括でできること。		実装必須機能			令和8年4月1日
4.保険料収納	4.7.督促		滞納者把 握	分割	0250233 0250427	【管理項目】 ・未納期別(督促手数料)		標準オプション機能		【第1.2版】機能ID 0250233から変更	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
4.保険 料収納	4.7.督促		滞納者把握	新規追加	0250457	督促停止情報に関して登録・修正・削除・照会ができること。 【管理項目】 ・督促停止管理番号 ・督促停止年月日 ・督促停止事由 ・督促停止解除年月日 ・督促停止解除事由	標準オプ ション機 能	統合収滞納機能からの督促停止情報の連携データ を取込み管理できるよう標準オプション機能として いる。	【第1.2版】統合収滞納機能との連携IF対応に伴い 追加	
4.保険 料収納	4.7.督促		滞納者把握		0250234	滞納者の情報について、指定した条件により一覧をEUC機能を利用して出力できること。 また、抽出した滞納者の滞納金額を一覧にして滞納明細書として出力できること。 <出力項目及び抽出条件> ・宛番号、住所、送付先、滞納額(本料・延滞金)、担当、賦課年度、相当年度、期別 ・分納有無、滞納処分・猶予の有無、執行停止の有無、地区、電話番号 ・電話番号の有無、滞納者区分(性質・進捗状況)、死亡者、時効完成予定者、 ・処分中の財産種類、通知書番号、督促発付の有無、時効到来の有無、不納欠損の有無 ・死亡年月日、収納日、異動予定/確定日、消込/仮消込、催告書の発送有無 等 差押等の処分をした期別について、処分期別が完納となった対象者を抽出できること。 <出力項目及び抽出条件> ・個人情報の異動者、滞納額(督促手数料)	標準オプ ション機 能	意見照会結果より、滞納明細書の出力が必要との 意見を受け、機能を規定する。		
4.保険 料収納	4.7.督促		滞納者把握	新規追加	0250486	<出力項目> 延滞金計算基準日、延滞金確定状態 ※1 滞納明細書に延滞金の見込み額を出力するか選択できること、出力する際には 計算年月日に任意の日付を設定できること。 ※2 見込み額を出力する場合にその金額が見込み額であるということが判別できる 情報(延滞金確定状態)を出力できること。	標準オプ ション機 能	法律に基づく滞納処分を行うため、差押え、交付要 求等滞納処分の帳票に添付することを前提とした 滞納明細書の出力が必要であることから、延滞金 の取り扱いに関する要件を規定した。	【第1.2版】意見照会結果より要件追加	
4.保険 料収納	4.7.督促		滞納者把握	新規追加	0250481	滞納者の情報について、指定した条件により一括又は、個別にグループ管理できること。	標準オプ ション機 能	条件については、滞納者把握機能のEUC機能を利用 した一括出力機能の抽出条件に準ずる。	【第1.2版】意見照会結果より要件追加	
4.保険 料収納	4.7.督促		督促・滞納 者確認		0250235	督促対象者を一覧等で確認できること。	実装必須 機能			令和8年4月1日
4.保険 料収納	4.7.督促		督促状作 成	分割・修正	0250236	一括および個別で「後期高齢者医療保険料—督促状」 または督促状と納付書が一体型となった「督促状兼納付書」が発行できること。 ■帳票詳細要件シート:収納-11■ ■帳票詳細要件シート:収納-12■ ■帳票詳細要件シート:収納-13■ ■帳票詳細要件シート:収納-16■ ※1 帳票詳細要件にて定めるのは、「督促状」として必要な項目のみとする。 ※2 通報、徴収猶予、督促抑止情報を加味して督促状出力対象を制御できること。 納付/分納契約、徴収猶予による変更後の徴収期限日/納期限年月日を加味して、 督促状を出力できること。	実装必須 機能	意見照会結果より、督促状と納付書一体型の様式 も必要との多数ご意見を受けて、様式を設けてい る。	意見照会結果より、一体型の様式も同様に一括で 発行が必要とのご意見を受けて、記載を修正 【第2.1版】にて、機能ID 0250460と0250458に分割 及び修正	令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	開発種別 必須機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
4.保険 料収納	4.7.督促		督促状作 成	分割・修正	0250460	一括および個別で「後期高齢者医療保険料 督促状」 または督促状と納付書が一体型となった「督促状兼納付書」が発行できること。 ■帳票詳細要件 シート: 収納-11 ■ ■帳票詳細要件 シート: 収納-12 ■ ■帳票詳細要件 シート: 収納-13 ■ ■帳票詳細要件 シート: 収納-16 ■ ※1 帳票詳細要件にて定めるのは、「督促状」として必要な項目のみとする。 ※2 速報、徴収猶予、督促抑止情報を加味して督促状出力対象を制御できること。 納付/分納誓約、徴収猶予による変更後の徴収期限日/納期限年月日を加味して、 督促状を出力できること。		実装必須 機能	意見照会結果より、督促状と納付書一体型の様式も必要との多数ご意見を受けて、様式を設けている。 【第1.2版】オプション機能として規定している項目が含まれていたため要件を分割した。	意見照会結果より、一体型の様式も同様にも一括で発行が必要とのご意見を受けて、記載を修正 【第1.2版】機能ID 0250236から変更 統合取滞納機能との連携IF対応により修正	令和8年4月1日
4.保険 料収納	4.7.督促		督促状作 成	分割・修正	0250458	※3 速報、督促抑止情報を加味して督促状出力対象を制御できること。 分納誓約を加味して、督促状を出力できること。		標準オプ ション機 能	オプション機能として規定している項目が含まれていたため要件を分割した。 統合取滞納機能との連携にあわせ、督促抑止情報から督促抑止情報へ用語を見直した。	【第1.2版】機能ID 0250236から変更 統合取滞納機能との連携IF対応により修正	
4.保険 料収納	4.7.督促		督促状作 成	分割・訂正	0250236 0250428	※34 延滞金、督促手数料を加味して督促状を出力できること。		標準オプ ション機 能		【第1.2版】機能ID 0250236から変更 統合取滞納機能との連携IF対応により訂正	
4.保険 料収納	4.7.督促		督促用納 付書作成		0250237	督促状出力が行われた対象者について、個別に「納付書」が再発行できること。 ※1 納付書再発行について求める要件は、機能ID 0250179の記載と同様。		実装必須 機能	納付書再発行に関する「要件の考え方・理由」は「機能ID 0250179」を参照。	対象の機能の機能IDが更新されたため、修正	令和8年4月1日
4.保険 料収納	4.7.督促		督促用納 付書作成	訂正	0250238	督促状出力が行われた対象者について、一括で「納付書」が再発行できること。 ※1 納付書再発行について求める要件は、機能ID 0250439 0250411の記載と同様。		標準オプ ション機 能	納付書再発行に関する「要件の考え方・理由」は「機能ID 0250439 0250411」を参照。	対象の機能の機能IDが更新されたため、修正 【第1.2版】参照している機能IDが変更されたため、 機能ID 0250179から変更	
4.保険 料収納	4.7.督促		督促状作 成対象者 確認		0250239	「後期高齢者医療保険料 督促状」の出力対象者を一覧等で確認できること。		実装必須 機能			令和8年4月1日
4.保険 料収納	4.7.督促		督促状作 成対象者 確認	分割	0250239 0250429	※1 督促状出力後、該当の期に対し、納付などがあり、督促状の発送が不要になった対象者について、 処理期間等を指定し、あわせて確認できること。		標準オプ ション機 能		【第1.2版】機能ID 0250239から変更	
4.保険 料収納	4.7.督促		督促用納 付書作成 対象者確 認		0250240	「納付書」の出力対象者を一覧等で確認できること。		実装必須 機能			令和8年4月1日
4.保険 料収納	4.7.督促		督促状発 送情報登 録		0250320	督促状の発送履歴を管理(登録・修正・照会)できること。 ※1 督促状発送前に引き抜いた督促状を含めずに発送履歴に登録できること。 ※2 発送済みとした督促状に該当する期別において発行年月日を管理し、時効計算に 反映できること。(起算日を更新できること)		実装必須 機能	意見照会結果より、引抜した督促状を考慮した発送管理ができるようにし、時効更新に反映させる必要があるとのご意見を受け、機能を設けている。		令和8年4月1日
4.保険 料収納	4.7.督促		督促状発 送情報登 録	分割	0250320 0250430	※3 督促状の発送履歴を一括で削除できること。		標準オプ ション機 能	意見照会結果より、発送履歴に登録された後、引抜した督促状を一括でも削除できるようにのご意見を受け、機能を設けている。	【第1.2版】機能ID 0250320から変更	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新設 追加 修正 削除	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
4.保険料収納	4.7.督促		督促状返戻登録		0250242	督促状が郵便返戻された場合、発送履歴上で返戻日を管理できること。 返戻のあった督促状の対象期別において、督促状の発行年月日を削除できること。		標準オプション機能	公示送達管理機能に関して、多数ご意見を頂いたため、各業務において必要となる要件や管理項目を規定している。 なお、業務横並びの観点で国民健康保険システムにおける標準仕様書の機能・要件、管理項目、実装区分を参考としている。	発行年月日の初期化という文言がわかりにくいという指摘を踏まえ、「削除」に変更。	
4.保険料収納	4.7.督促		督促状公示		0250243	督促返戻の対象者より、設定された返戻日の開始・終了を抽出条件として督促状公示送達対象者を抽出できること。 抽出した対象者について、公示対象の期別、送付先氏名、住所等から公示送達対象一覧を出力できること。		標準オプション機能	公示送達管理機能に関して、多数ご意見を頂いたため、各業務において必要となる要件や管理項目を規定している。 なお、業務横並びの観点で国民健康保険システムにおける標準仕様書の機能・要件、管理項目、実装区分を参考としている。		
4.保険料収納	4.7.督促		広域連合送付滞納者情報作成		0250244	指定基準日時時点で、納期を過ぎている対象者を滞納対象者として把握後、当該対象者への督促状発行を契機として広域連合向けの滞納者情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 ※1 作成は一括でできること。		実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に継められている。		令和8年4月1日
4.保険料収納	4.7.督促		広域連合送付滞納者情報作成	分割	0250244 0250431	※2 相当年度単位で作成対象を選択できること。		標準オプション機能	意見照会にて、広域連合の年度集計処理実施に伴い期割情報連携が制限される期間があるため抽出条件の設定が必要というご意見をいただき、期割情報作成対象条件を規定した。これに伴い、滞納情報についても同様の条件を規定。	【第1.2版】機能ID 0250244から変更	
4.保険料収納	4.7.督促		広域連合送付滞納者確認		0250245	広域連合向けの滞納者情報を一覧等で確認できること。		実装必須機能			令和8年4月1日
4.保険料収納	4.7.督促		広域連合送付滞納者情報作成	新規追加	0250369	督促状発送者の収納による滞納解消を契機として広域連合向けの滞納者情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 ※1 作成は一括でできること。		実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に継められている。	自治体からのお問い合わせを踏まえ、反映。(なお、従前よりこのタイミングで連携はされているという認識のため、他機能と横並びで実装必須としている)	令和8年4月1日
4.保険料収納	4.7.督促		広域連合送付滞納者情報作成	新規追加	0250370	※2 相当年度単位で作成対象を選択できること。		標準オプション機能	同上	同上	
4.保険料収納	4.7.督促		広域連合送付滞納者確認	新規追加	0250449	広域連合向けの滞納者情報を一覧等で確認できること。		実装必須機能	同上	同上	令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新旧要件 の区別	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
5.滞納管理											
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		滞納者情報管理		0250246	<p>滞納者の情報が登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者※1(被保険者番号、氏名、住所、電話番号) ・滞納期別(相当年度※2、賦課年度※2、賦課管理番号、期別、収納額、滞納額、納期限、延滞金、延滞金収納額、不納欠損有無) ・滞納処分状況(滞納処分年月日)、滞納処分状況(執行停止の有無) ・連帯納付義務者である世帯主、配偶者(氏名、住所) ・不納欠損有無(不納欠損額、時効完成日) ・公示年月日、時効完成予定年月日 ・滞納期別(督促状発行年月日、催告書発行年月日、分納有無) <p>等</p> <p>※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。</p> <p>※2 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。</p> <p>※3 登録は一括でできること。</p>		実装必須機能	<p>督促手数料については、徴収している市区町村、徴収していない市区町村があることから全般的に項目を標準オプション扱いとしている。</p> <p>意見照会結果より、督促状発行年月日、催告書発行年月日については広域標準への連携インタフェースであることも踏まえ、明記した方が良いとのご意見を踏まえ、明記している。</p>	令和8年4月1日	
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		滞納者情報管理	分割	0250246 0250432	<p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納処分状況(滞納処分区分(差押/交付要求等)) ・督促手数料 ・滞納期別(督促手数料収納額) ・滞納整理員(担当者名) 		標準オプション機能		【第1.2版】機能ID 0250246から変更	
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		滞納者情報管理		0250247	滞納者情報管理で登録されている滞納者情報を基に滞納者の情報を個別に出力できること。		標準オプション機能	意見照会結果より、徴収対応において滞納者情報を纏めた情報出力が必要とのご意見を受け、オプション機能として設けている。		
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		保険料徴収時効管理		0250248	<p>保険料徴収の時効管理について時効完成年月日を期別ごとに管理(設定・保持・修正)できること。</p> <p>時効完成した滞納者に対して、時効完成期別か否かを自動で識別でき、滞納期別から除外されること。</p> <p>※1 設定は一括でできること。</p>		実装必須機能	意見照会結果より、時効の更新要件について明記を求める意見が多かったことを踏まえ、国民健康保険システムにおける標準仕様書の記述レベルと横並びで内容をあわせ記載している。	令和8年4月1日	
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		保険料徴収時効管理		0250249	時効完成年度か否かを識別できること。		標準オプション機能			
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		保険料徴収時効管理		0250250	<p>保険料徴収の時効管理について起算日の判断条件・時効更新・完成猶予要件について任意で登録・設定できること。</p> <p>充当による納付の場合は時効延長を行わないこと。</p> <p>時効計算は領収日を起点とすること。</p>		実装必須機能		令和8年4月1日	
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		確定延滞金時効管理		0250251	<p>確定延滞金についても時効の管理(設定・保持・修正)ができること。</p> <p>※1 設定は一括でできること。</p>		実装必須機能		令和8年4月1日	
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		確定延滞金時効管理		0250252	<p>督促手数料についても時効の管理(設定・保持・修正)ができること。</p> <p>※1 設定は一括でできること。</p>		標準オプション機能			

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	開発要件 必須機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
6.滞納 管理	6.1.滞納共通管 理		時効計算	修正	0250253	時効完成予定年月日を計算できること。本料の時効計算は2年として計算できること。 時効の起算日、更新要件、完成猶予要件(公示送達等)による再計算も含む)に基づいて、時効完成年月日 を期別単位で法令どおりに自動計算できること。 ※1 本料が完納し、延滞金調定のみ未納となっている場合は、延滞金調定に関する時効計算は ——6年として計算が行えること。 ——(本料が完納していない場合は、延滞金調定は生じていないため、本料とともに時効完成する) ※2 時効計算においては、徴収の猶予を設定した期間内は時効停止として取り扱いし、 ——時効の進行がされないこと。 催告は時効完成猶予事由として取り扱い、催告があったときは、その時から6か月を経過するまでの間は、 時効は、完成しないこと。		実装必須 機能		要件の記載内容を明確にするために事務局判断で 表視を修正 【第1.2版】機能ID 0250482に変更	
5.滞納 管理	5.1.滞納共通管 理		時効計算	修正	0250482	時効完成予定年月日を計算できること。本料の時効計算は2年として計算できること。 時効の起算日、更新要件、完成猶予要件(公示送達等)による再計算も含む)に基づいて、時効完成年月日 を期別単位で法令どおりに自動計算できること。 ※1 本料が完納し、延滞金調定のみ未納となっている場合は、延滞金調定に関する時効計算は 5年として計算が行えること。 (本料が完納していない場合は、延滞金調定は生じていないため、本料とともに時効完成する) ※2 時効計算においては、徴収の猶予を設定した期間内は時効停止として取り扱いし、 時効の進行がされないこと。 催告は時効完成猶予事由として取り扱い、催告があったときは、その時から6か月を経過するまでの間は、 時効は、完成しないこと。(ただし、猶予期間中の再度の催告には、新たな猶予の効果を有さないこと。)		実装必須 機能	催告によって時効完成が猶予されている間にされ た再度の催告は時効の完成猶予の効力を有しない とされていることから、記載を追加した。	要件の記載内容を明確にするために事務局判断で 表視を修正 【第1.2版】機能ID 0250253から変更	令和8年4月1日
5.滞納 管理	5.1.滞納共通管 理		時効計算	分割	0250253 0250433	※3 時効計算においては、換価の猶予を設定した期間内は時効停止として取り扱いし、 時効の進行がされないこと。		標準オプ ション機 能		【第1.2版】機能ID 0250253から変更	
5.滞納 管理	5.1.滞納共通管 理		時効計算		0250254	時効計算においては、以下の事由を時効中断として取り扱いし、時効計算が行えること。 ・納付(一部納付を含む)があった場合(起算日は領収日の翌日とする)。 ただし、充当(還付充当)による納付は時効中断の取り扱いから除外されること。 ・一部納付の時効中断の効力が及ぶ範囲は、一部納付のあった期別のみとして時効計算がされること。 ・督促状発行年月日を起算日としてXX日を経過した日までの期間を完成猶予とし、その翌日を起算日とし て時効が更新されること。ただし、「XX日」は市区町村の判断で任意の日数を指定できること。また、督促状 発行年月日の翌日を起算日とする場合、「XX日」は「0日」を設定できること。 ・債務承認(徴収猶予の申請、納付誓約書の提出)があった日までの期間を時効の 猶予期間とし、その翌日を起算日として時効更新されること。		実装必須 機能	意見照会結果より、時効の更新要件について明記 を求める意見が多かったことを踏まえ、国民健康保 険システムにおける標準仕様書の記述レベルと横 並びで内容をあわせ記載している。 ただし、差押え等の一部の要件を標準オプションと しているため、管理機能自体が標準オプションと なっているものは、その時効計算についても標準オ プション要件としている。 意見照会結果より、起算日に関する記載について 国保側の機能横並び確認の観点で記載を修正。		令和8年4月1日
5.滞納 管理	5.1.滞納共通管 理		時効計算	分割	0250254 0250434	※1 換価充当による納付は時効中断の取り扱いから除外されること。 ただし、納付委託充当による納付の時効中断の取り扱いについては除外するか選択できること。 ※2 交付要求のされている期間(解除されるまでの期間)を時効の猶予期間とし、その翌日を 起算日として時効更新されること。 ※3 滞納処分による差押が有効な期間(解除されるまでの期間)を時効の猶予期間とし、その翌日を 起算日として時効更新されること。 ※4 債務承認(納付委託の申出)があった日までの期間を時効の猶予期間とし、その翌日を起算日 として時効更新されること。		標準オプ ション機 能	意見照会結果より、納付委託充当による納付につ いての時効中断の取り扱いについて除外有無につ いて意見が別れることを受け、選択できるように修 正する	【第1.2版】機能ID 0250254から変更	
5.滞納 管理	5.1.滞納共通管 理		延滞金問 違情報管 理		0250255	延滞金加算率や、延滞金運用に関する情報を管理できること。 ※1 延滞金加算率については、年ごとに管理できること		実装必須 機能			令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新設 改定 廃止 必須 標準 機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		延滞金計算		0250256	法令に基づいた方法で、自動で延滞金計算ができること。 ※1 延滞金は起算日から自動的に算出されること。 ※2 延滞金について収入年月日でなく、領収年月日で計算できること。 ※3 調定異動が発生した場合、延滞金の再計算ができること。 再計算の結果、延滞金の納付済額が本来納めるべき金額より大きくなった場合は過誤納とできること。 ※4 一部納付等、納付額に異動が発生した場合、延滞金の再計算ができること。		実装必須機能	意見照会結果より、延滞金計算が起算日より計算されることの明記が必要との多数ご意見を受け、要件を細かく記載している。		令和8年4月1日
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		延滞金計算		0250257	※5 延滞金について差押、交付要求等による納付が発生した場合は、起算日を任意に設定でき、領収年月日でなく起算日で延滞金を計算すること。 ※6 被保険者の破産手続き開始に伴う交付要求手続きの際には、延滞金額を1円単位で計算できること。		標準オプション機能	意見照会結果より、破産手続き開始に伴う交付要求手続きに限り1円単位で計算が必要というご意見を受け、オプション機能として規定している。		
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		延滞金試算		0250258	日付や滞納期別を指定し、指定日時点の延滞金の試算が行えること。 試算結果が記載された計算書を出力できること。		実装必須機能			令和8年4月1日
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		交渉記録		0250259	対象者の交渉記録(滞納折衝年月日、滞納折衝内容)等の滞納整理に関する情報について、登録・修正・削除・照会できること。 交渉記録を確認するための帳票として、滞納者情報、滞納金額(督促料、計算延滞金を含む)、これまでの交渉記録を記載した交渉記録カードを出力できること。		標準オプション機能	意見照会結果より、滞納者との交渉に必要となる交渉記録カードの出力が必要とのご意見を受け、機能を設けている。		
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		交渉記録	新規追加	0250502	分納納付書発行時および催告書発行時において交渉記録への自動登録ができること。		標準オプション機能	滞納者への分納納付書発行時や催告書発行時に交渉記録への自動登録機能が必要とのご意見から、要件を追加しました。 なお、統合取滞納機能にて実装済みの場合には、本機能は実装不要とする。	【第1.2版】意見照会結果より要件追加	
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		現年度決算		0250260	現年度会計の決算処理を行い、滞納分に関する繰越ができること。 ※1 繰越は一括でできること。		実装必須機能	滞納繰越を行うタイミングが3月末、5月末等で異なることから、標準オプションの機能を記載している。		令和8年4月1日
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		現年度決算	分割	0250260 0250435	※2 繰越のタイミングについては、任意に設定できること。		標準オプション機能		【第1.2版】機能ID 0250260から変更	
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		過年度決算		0250261	過年度会計の決算処理を行い、滞納分に関する繰越ができること。 ※1 繰越は一括でできること。		実装必須機能	滞納繰越を行うタイミングが3月末、5月末等で異なることから、標準オプションの機能を記載している。		令和8年4月1日
5.滞納管理	5.1.滞納共通管理		過年度決算	分割	0250261 0250436	※2 繰越のタイミングについては、任意に設定できること。		標準オプション機能		【第1.2版】機能ID 0250261から変更	
5.滞納管理	5.2.催告・猶予措置		催告対象者確認		0250262	督促後も納付がない催告対象者を抽出し、一覧等で確認できること。		実装必須機能			令和8年4月1日
5.滞納管理	5.2.催告・猶予措置		催告書作成		0250263	一括および個別で「後期高齢者医療保険料催告書」(滞納者に対する催告を目的とした通知)または催告書と納付書が一体となった「催告書兼納付書」が発行できること。 ■帳票詳細要件 シート:滞納-01■ ■帳票詳細要件 シート:滞納-02■ ■帳票詳細要件 シート:収納-12■ ■帳票詳細要件 シート:収納-13■ ※1 帳票詳細要件にて定めるのは、「催告書」として必要な項目のみとする。		実装必須機能	意見照会結果より、一体型の様式も同様の一括で発行が必要とのご意見をを受けて、記載を修正		令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	優先度 区分	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
5.滞納管理	5.2.催告・猶予措置		催告書作成	分割	0250263 0250437	※2 速報、徴収猶予、催告抑止情報を加味して催告書出力対象を制御できること。 納付/分納誓約、徴収猶予による変更後の徴収期限日/納期限年月日を加味して、催告書を出力できること。 ※3 延滞金、督促手数料を加味して催告書を出力できること。 なお、保険料完納により発生した延滞金についても対象に含めること。		標準オプション機能	意見照会結果より、催告する金額に対して、保険料完納により発生した確定延滞金についても催告の対象とする必要があるとご意見を受け、機能を規定する。	【第1.2版】機能ID 0250263から変更	
5.滞納管理	5.2.催告・猶予措置		催告用納付書作成		0250264	催告書出力が行われた対象者について、個別に「納付書」が再発行できること。 ※1 納付書再発行について求める要件は、機能ID 0250179の記載と同様。		実装必須機能	納付書再発行についての「要件の考え方・理由」は「機能ID 0250179」を参照。	対象の機能の機能IDが更新されたため、修正	令和8年4月1日
5.滞納管理	5.2.催告・猶予措置		催告用納付書作成	訂正	0250265	催告書出力が行われた対象者について、一括で「納付書」が再発行できること。 ※1 納付書再発行について求める要件は、機能ID 0250479 0250411の記載と同様。		標準オプション機能	納付書再発行についての「要件の考え方・理由」は「機能ID 0250479 0250411」を参照。	対象の機能の機能IDが更新されたため、修正 【第1.2版】参照している機能IDが変更されたため、機能ID 0250179から変更	
5.滞納管理	5.2.催告・猶予措置		催告書作成対象者確認		0250266	「後期高齢者医療保険料催告書」の出力対象者を一覧等で確認できること。		実装必須機能			令和8年4月1日
5.滞納管理	5.2.催告・猶予措置		催告書作成対象者確認	分割	0250266 0250438	※1 催告書出力後、該当の期に対し納付などがあり、催告書の発送が不要になった対象者についても、処理期間等を指定し、あわせて確認できること。		標準オプション機能		【第1.2版】機能ID 0250266から変更	
5.滞納管理	5.2.催告・猶予措置		催告用納付書作成対象者確認		0250267	「納付書」の出力対象者を一覧等で確認できること。		実装必須機能			令和8年4月1日
5.滞納管理	5.2.催告・猶予措置		催告書発送情報削除		0250352	催告書の発送情報を対象者で指定し一括で削除できること。		標準オプション機能	意見照会結果より、督促状と同様に催告書も一括で削除できるようにのご意見を受け、機能を設けている。		

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新設 必須機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
5.滞納管理	5.2.催告・猶予措置		広域連合送付滞納者情報作成		0250268	催告書の発行を契機として広域連合向けの滞納者情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 ※1 作成は一括でできること。		実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に継められている。		令和8年4月1日
5.滞納管理	5.2.催告・猶予措置		広域連合送付滞納者情報作成	分割	0250268 0250439	※2 相当年度単位で作成対象を選択できること。		標準オプション機能	意見照会にて、広域連合の年度集計処理実施に伴い期割情報連携が制限される期間があるため抽出条件の設定が必要というご意見をいただき、期割情報作成対象条件を規定した。これに伴い、滞納情報についても同様の条件を規定。	【第1.2版】機能ID 0250268から変更	
5.滞納管理	5.2.催告・猶予措置		広域連合送付滞納者確認		0250269	広域連合向けの滞納者情報を一覧等で確認できること。		実装必須機能			令和8年4月1日
5.滞納管理	5.2.催告・猶予措置		広域連合送付滞納者情報作成	新規追加	0250371	催告書発送者の収納による滞納解消を契機として広域連合向けの滞納者情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 ※1 作成は一括でできること。		実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に継められている。	自治体からのお問い合わせを踏まえ、反映。(なお、従前よりこのタイミングで連携はされているという認識のため、他機能と横並びで実装必須としている)	令和8年4月1日
5.滞納管理	5.2.催告・猶予措置		広域連合送付滞納者情報作成	新規追加	0250372	※2 相当年度単位で作成対象を選択できること。		標準オプション機能	同上	同上	
5.滞納管理	5.2.催告・猶予措置		広域連合送付滞納者確認	新規追加	0250450	広域連合向けの滞納者情報を一覧等で確認できること。		実装必須機能	同上	同上	令和8年4月1日
5.滞納管理	5.2.催告・猶予措置		分納計画		0250270	分納相談に対応し、現状の滞納者の情報を基に分納計画を試算できること。 ※1 延滞金を含めて分納計画が作成できること		実装必須機能			令和8年4月1日
5.滞納管理	5.2.催告・猶予措置		分納計画	分割	0250270 0250440	※2 督促手数料を含めて分納計画を試算できること。		標準オプション機能		【第1.2版】機能ID 0250270から変更	

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
5.滞納 管理	5.2.催告・猶予 措置		分納計画 情報管理		0250271	分納計画や収納状況、誓約等の情報が登録・取消・照会できること。 【管理項目】 ・被保険者※1(被保険者番号) ・分納計画 ・分納誓約年月日 ・分納承認年月日 ・分割回数 ・分納期別(納付額、納期限) ・分納額 等 ※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の 処理は対象外。 ※2 延滞金を含めて分納計画が作成できること。 ※3 分割納付期別の優先順位を任意に変更できること。期別や納期限でのソート機能を有すること。 ※4 分割納付計画策定時、納付誓約による分納計画(誓約年月日の設定あり)の場合は 分割納付期別の時効が更新できること。 ※5 本料、延滞金のみの場合でも分割納付計画が設定できること。 ※6 分割納付計画の納付年月日に応じて自動計算された延滞金で、分割納付計画が策定できること。 ※7 職員の見直しにより、執行停止中の期別も分割納付計画に組み込めること。 ※8 分割納付計画が完了しないまま終了/完了した分割納付情報を抽出し、一括で取消できること。 ※9 端数金額の処理ができること。 ※10 分割納付計画を設定している期別は、口座振替できないよう制御できること。	実装必須 機能	分納自体は実施団体、未実施団体がそれぞれ存在するが、収納率向上のために必須であるというご意見と国民健康保険システムにおける標準仕様書でも必須とされていることを踏まえ、実装必須要件としている。		令和8年4月1日
5.滞納 管理	5.2.催告・猶予 措置		分納計画 情報管理	分割	0250271- 0250441	※11 督促手数料を含めて分納計画が作成できること	標準オプ ション機 能		【第1.2版】機能ID 0250271から変更	
5.滞納 管理	5.2.催告・猶予 措置		分納計画 情報管理	新規追加	0250487	※12 システムで自動計算した分納額を修正できること。	標準オプ ション機 能	被保険者の支払原資が年金であることが想定され、偶数月と奇数月で納付可能額が異なる場合が多いことから、自動計算された分納額を任意に修正できる機能について要件を追加した。	【第1.2版】意見照会結果より要件追加	
5.滞納 管理	5.2.催告・猶予 措置		分納誓約 書作成		0250272	個別で「後期高齢者医療保険料 分納誓約書」が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート:滞納-03■	実装必須 機能			令和8年4月1日
5.滞納 管理	5.2.催告・猶予 措置		分納用納 付書作成		0250273	分納誓約等に合わせて、分納期別に対する「納付書」が個別に再発行できること。 ※1 納付書再発行について求める要件は、機能ID 0250179の記載と同様。	実装必須 機能	納付書再発行に関しての「要件の考え方・理由」は「機能ID 0250179」を参照。	対象の機能の機能IDが更新されたため、修正	令和8年4月1日
5.滞納 管理	5.2.催告・猶予 措置		分納用納 付書作成	分割・訂正	0250273 0250442	※2 納付書再発行について求める要件は、機能ID 0250179 0250411の記載と同様。	標準オプ ション機 能	納付書再発行に関しての「要件の考え方・理由」は「機能ID 0250179 0250411」を参照。	対象の機能の機能IDが更新されたため、修正	【第1.2版】機能ID 0250273から変更 参照している機能IDが変更されたため、機能ID 0250179から変更
5.滞納 管理	5.2.催告・猶予 措置		分納承認 連絡書作 成		0250274	一括および個別で「後期高齢者医療保険料 分納承認連絡書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート:滞納-04■	標準オプ ション機 能			
5.滞納 管理	5.2.催告・猶予 措置		分納履行 状況管理		0250275	分割納付計画に対する履行状況(履行中、不履行、分割納付完了)を管理(登録・修正・照会)できること。 ※1 履行状況は収納消込と同期をとって自動で反映・更新されること。	実装必須 機能			令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新機能 追加機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
5.滞納 管理	5.2.催告・猶予 措置		分納不履行 管理		0250276	分割納付者について、履行状況毎、不履行回数毎に抽出できること。 ※1 速報データを含めた収納額が、納付約束額以上の納付でない場合、不履行と判定できること。 ※2 分割納付計画から発行した納付書以外の納付手段で納付した場合に、履行/不履行いずれにするか、地方団体が選択できること。 ※3 分割納付不履行者リストを出力できること。 ※4 分割納付計画が完了しないまま終了/完了後も滞納額が残存する対象者を抽出できること。		実装必須 機能			令和8年4月1日
5.滞納 管理	5.2.催告・猶予 措置		分納不履行 管理		0250277	分割納付の順序が異なる場合、不履行扱いになること。 ※1 不履行判定日を管理できること。不履行判定日は、指定期限から●日経過などの条件を任意に定めることができること。 ※2 抽出した分割納付情報は、一括で削除できること。 ※3 不履行と判定するまでの猶予日数について、任意に設定できる機能を有すること。 ※4 分割納付者について、分割納付種類(納付書、口座振替)毎に抽出できること。 ※5 不履行者に対して催告書を個別及び一括出力できること。		標準オプ ション機 能			
5.滞納 管理	5.2.催告・猶予 措置		徴収猶予 情報登録		0250278	広域連合における徴収猶予の決定を受けて、その徴収猶予に関する決定内容を登録・修正・削除できること(延滞金計算および督促抑止に関して活用するため)。 【管理項目】 ・被保険者※1(被保険者番号、氏名、住所) ・相当年度※2、賦課年度※2 ・徴収猶予申請年月日 ・決定内容(登録/取消) ・徴収猶予決定明細(期別、保険料額、徴収猶予申請年月日、徴収猶予期限日) 等 ※1 住民記録情報等と連携している場合、被保険者に関する情報の登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。		実装必須 機能	ここでいう「削除」は誤入力で誤った対象者に徴収猶予を登録してしまった場合等に、例外的な措置を行うための機能であり、通常は権限を制御し、データ整合性を確認して作業を行うことができるものが行う機能を意図している。		令和8年4月1日
5.滞納 管理	5.2.催告・猶予 措置		徴収猶予 情報登録	分割	0250278 0250443	【管理項目】 ・納付誓約決定明細(期別、保険料額、納付誓約日、納付誓約期限日)		標準オプ ション機 能		【第1.2版】機能ID 0250278から変更	
5.滞納 管理	5.2.催告・猶予 措置		納付誓約 書出力		0250279	徴収猶予を決定した者、および納期限までに保険料の納付が困難であると申し出て納付誓約を行った者に対し、個別に「後期高齢者医療保険料 納付誓約書」が出力できること。 ■帳票詳細要件 シート:滞納-05■ ※1 他システムで出力可能な場合は対象外。		標準オプ ション機 能			
5.滞納 管理	5.3.滞納処分		滞納処分 登録		0250280	滞納処分の状況が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・被保険者※1(被保険者番号) ・滞納期別(相当年度※2、賦課年度※2、期別、時効年月日) ・滞納処分状況(滞納処分開始年月日、滞納処分終了年月日) ・時効更新日、時効更新事由 ・債権種別 等 ※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。		実装必須 機能			令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	設定種別 必須機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
5.滞納管理	5.3.滞納処分		滞納処分登録	分割	0250280 0250444	【管理項目】 ・滞納処分状況(滞納処分内容(差押・交付要求等)) ・納付受託情報(受付年月日、決定年月日、取消年月日、取消事由) ・証券情報(証券番号、券面額、管理番号、振出年月日、振出人、振出地、支払期日、支払人、支払地、決済年月日、返却年月日、不渡年月日、組戻年月日、代金取立依頼日)		標準オプション機能	意見照会結果より、証券に係る運用として必要とご意見をされたこと、国保側や税収納の機能横並び確認の観点で機能を追加	【第1.2版】機能ID 0250280から変更	
5.滞納管理	5.3.滞納処分		取納消込		0250281	滞納処分に伴う配当額を滞納期に消し込みできること。 ※1 充当期別、充当額(本料、延滞金)、充当後の残額は、手動で設定し、出力できること。		実装必須機能	意見照会結果より、配当額を指定できる機能が必要とご意見を受け、機能を記載している。		令和8年4月1日
5.滞納管理	5.3.滞納処分		取納消込	分割	0250281+ 0250445	※2 充当期別は、もととなる差押期別から、本料未納のうち納期限が古いものから順に表示されること。		標準オプション機能		【第1.2版】機能ID 0250281から変更	
5.滞納管理	5.3.滞納処分		取納消込		0250282	滞納処分に伴う配当額を督促手数料に消し込みできること。		標準オプション機能	意見照会結果より、配当額を督促料にも充当できる機能が必要とご意見を踏まえ、オプション機能としている。		
5.滞納管理	5.3.滞納処分		時効予定者確認		0250283	保険料徴収の時効予定者や時効を迎えた対象者を抽出し、一覧等で確認できること。		標準オプション機能			
5.滞納管理	5.3.滞納処分		執行停止		0250284	滞納者に対する執行停止情報の管理(設定・保持・修正)ができること。また、執行停止は期別で管理できること。 【管理項目】 ・整理番号 ・起案年月日 ・決裁年月日 ・執行停止事由(無財産/生活困窮/所在不明/即時消滅) ・備考 ・取消年月日 ・取消事由(停止または欠損の取消/その他) ※1 執行停止を取消する期別について、任意に選択できること。 ※2 執行停止情報の文章について、編集機能を有すること。文章を複数登録できること。 ※3 執行停止種類・執行停止理由が法どおりであること。		実装必須機能	広域標準システムに連携する滞納情報として「執行停止」の区分があること、執行停止の情報が時効の管理に関わってくることも踏まえて実装必須としている。 記載要件については国民健康保険システムにおける標準仕様書の要件を踏まえて記載している。		令和8年4月1日
5.滞納管理	5.3.滞納処分		執行停止		0250285	※4 交付要求と執行停止が重複する期別について、執行停止による徴収権の消滅が優先されること。 執行停止要件を満たした期別は、自動で選択されていること。また、執行停止要件を満たさない期別については、手動で執行停止期別として選択できること。		標準オプション機能			

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	開発種別 区分	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
5.滞納管理	5.3.滞納処分		執行停止時の延滞金減免計算	新規追加・修正	0250456	執行停止を受けて、延滞金の減免が行えること。		標準オプション機能	統合取滞納機能から執行停止情報が連携されることを踏まえ、国民健康保険システムの標準仕様書において執行停止にかかる延滞金減免の要件が規定されていることから、標準オプション機能として要件を追加した。	【第1.2版】統合取滞納機能との連携IF対応に伴い追加	
5.滞納管理	5.3.滞納処分		執行停止時の延滞金減免計算	新規追加・修正	0250489	執行停止を受けて、執行停止期間中の延滞金については全額免除が行えること。		標準オプション機能	統合取滞納機能から執行停止情報が連携されることを踏まえ、国民健康保険システムの標準仕様書において執行停止にかかる延滞金減免の要件が規定されていることから、標準オプション機能として要件を追加した。 執行停止期間中の延滞金については全額免除する必要があることから、要件を明確化するために記載を見直した。	【第1.2版】統合取滞納機能との連携IF対応に伴い追加 【第1.2版】意見照会結果により修正	
5.滞納管理	5.3.滞納処分		不納欠損登録		0250286	時効対象者に対して、不納欠損が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・被保険者※1(被保険者番号) ・滞納期別(相当年度※2、賦課年度※2、期別、時効年月日、不納欠損年月日、不納欠損事由) ・執行停止事由等 ※1 被保険者に関する情報は、広域連合標準システムと連携しているため、登録・修正・削除の処理は対象外。 ※2 基本データリスト(後期高齢支援システム)の定義に準拠。 ※3 不納欠損について、本料、延滞金をそれぞれの時効を勘案して処理できること。 ※4 時効完成予定年月日を過ぎたものの、完納となっていない保険料に対し、不納欠損の登録が実施できること。 ※5 執行停止処分の登録内容を照会できること。 ※6 登録は一括でできること。		実装必須機能	意見照会結果より、執行停止事由は不納欠損登録を行うに当たり必須管理項目であるのご意見を受け、必須管理項目として規定する。	※4に記載の一括と※6の一括が重複していたため、※4の記載を削除	令和8年4月1日
5.滞納管理	5.3.滞納処分		不納欠損登録	分割	0250286 0250446	※7 不納欠損について、督促手数料を時効を勘案して処理できること。		標準オプション機能		【第1.2版】機能ID 0250286から変更	
5.滞納管理	5.3.滞納処分		不納欠損登録結果確認		0250287	不納欠損を登録した対象者を抽出し、一覧等で確認できること。		実装必須機能			令和8年4月1日
5.滞納管理	5.3.滞納処分		広域連合送付滞納者情報作成		0250288	不納欠損登録等を契機として広域連合向けの滞納者情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 ※1 作成は一括でできること。		実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に定められている。		令和8年4月1日
5.滞納管理	5.3.滞納処分		広域連合送付滞納者情報作成	分割	0250288 0250447	※2 相当年度単位で作成対象を選択できること。		標準オプション機能	意見照会にて、広域連合の年度集計処理実施に伴い期割情報連携が制限される期間があるため抽出条件の設定が必要というご意見をいただき、期割情報作成対象条件を規定した。これに伴い、滞納情報についても同様の条件を規定。	【第1.2版】機能ID 0250288から変更	
5.滞納管理	5.3.滞納処分		広域連合送付滞納者確認		0250289	広域連合向けの滞納者情報を一覧等で確認できること。		実装必須機能			令和8年4月1日

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	新設 追加 修正 削除	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
5.滞納 管理	5.3.滞納処分		換価猶予 情報登録		0250290	換価猶予、猶予の期間延長について、期別を選択して管理(設定・保持・修正)できること。 【管理項目】 ・開始年月日、終了年月日、決議年月日、取消起案年月日、取消決議年月日 ・取消理由、財産(担保)の設定、起案年月日、文書番号(整理番号) ・延滞金減免率、猶予区分(当初、延長)、申請年月日、猶予理由 ・許可区分、不許可理由、決定年月日 猶予期間経過後の対象を抽出し、一括で取消ができること。あるいは、自動で猶予状態が終了されること。		標準オプ ション機 能	国民健康保険システムにおける標準仕様書では、実装必須、標準オプションがそれぞれ機能毎に分かれているが、後期高齢においては差押えまでに至る対象件数が国保よりも少ないことも踏まえ、標準オプションとしている。		
5.滞納 管理	5.3.滞納処分		換価猶予 関連帳票 出力		0250291	換価猶予、猶予の延長を認めるとき、認めない時にそれぞれ以下の帳票を出力できること。 ・換価猶予許可通知書 ・換価猶予不許可通知書 ・換価猶予取消通知書 ・換価猶予期間延長許可通知書 ・換価猶予期間延長不許可通知書 上記の帳票要件については事務も類似していることから、制度それぞれで様式を規定することが非効率であるため、国民健康保険システムの標準仕様書で規定されている同帳票を対象様式とする。(帳票中、国保においては「税」の文言が入るケースがあるが、そこは「料」として置き換えること)		標準オプ ション機 能			
5.滞納 管理	5.3.滞納処分		換価猶予に 関する時効 管理		0250292	換価猶予について、時効の進行が法律どおり管理されること。		標準オプ ション機 能			
5.滞納 管理	5.3.滞納処分		換価猶予 時の延滞 金減免計 算		0250293	換価猶予について、延滞金減免率に指定した減免割合で、延滞金の減免が行えること。		標準オプ ション機 能			
5.滞納 管理	5.3.滞納処分		換価猶予 取消時の 延滞金免 除有無管 理		0250294	換価猶予取消の起因となる事実が生じた以後の期間に係る延滞金の免除の有無を選択できること。		標準オプ ション機 能			
5.滞納 管理	5.3.滞納処分		延滞金減 免申請管 理		0250295	延滞金減免申請管理について国民健康保険システムの標準仕様書「延滞金減免」に記載された機能と同様の要件を実装していること。 帳票要件については事務も類似していることから、制度それぞれで様式を規定することが非効率であるため、国民健康保険システムの標準仕様書で規定されている同帳票を対象様式とする。(帳票中、国保においては「税」の文言が入るケースがあるが、そこは「料」として置き換えること)		標準オプ ション機 能			
5.滞納 管理	5.3.滞納処分		財産調査 処理		0250296	差押え対象者に関する財産調査について国民健康保険システムの標準仕様書「財産調査処理」で規定されている機能と同様の要件を実装していること。 帳票要件については事務も類似していることから、制度それぞれで様式を規定することが非効率であるため、国民健康保険システムの標準仕様書で規定されている同帳票を対象様式とする。(帳票中、国保においては「税」の文言が入るケースがあるが、そこは「料」として置き換えること)		標準オプ ション機 能			

大項目	中項目	小項目	機能名称	改定種別 (直前の版から改定した 項目の種別)	機能ID	機能要件	標準機能 必須機能	実装 区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
5.滞納 管理	5.3.滞納処分		滞納処分 処理		0250297	滞納者に対する滞納処分処理について国民健康保険システムの標準仕様書「滞納処分処理」で規定されている機能と同様の要件を実装していること。 帳票要件については事務も類似していることから、制度それぞれで様式を規定することが非効率であるため、国民健康保険システムの標準仕様書で規定されている同帳票を対象様式とする。(帳票中、国保においては「税」の文言が入るケースがあるが、そこは「料」として置き換えること)		標準オプション機能			
5.滞納 管理	5.3.滞納処分		公売管理		0250298	差押え対象者に関する公売管理について国民健康保険システムの標準仕様書「公売管理」で規定されている機能と同様の要件を実装していること。		標準オプション機能			
5.滞納 管理	5.3.滞納処分		広域連合 送付収納 情報作成		0250299	差押え等による収納を契機として広域連合向けの収納情報を作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 ※1 作成は一括でできること。		実装必須機能	広域連合との連携情報は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書に纏められている。 差押えの管理自体は標準オプションとしているが、差し押さえた結果の収納の消込結果を連携することは必要となるため、実装必須としている。(標準オプションにより実装されていない場合はオンラインからの消込操作が契機となる)		令和8年4月1日
5.滞納 管理	5.3.滞納処分		広域連合 送付収納 情報作成	分割	0250299 0250448	※2 相当年度単位で作成対象を選択できること。		標準オプション機能	意見照会にて、広域連合の年度集計処理実施に伴い期割情報連携が制限される期間があるため抽出条件の設定が必要というご意見をいただき、期割情報作成対象条件を規定した。これに伴い、収納情報についても同様の条件を規定。	【第1.2版】機能ID 0250299から変更	
5.滞納 管理	5.3.滞納処分		承継納付 義務者情報 管理	新規追加	0250463	被保険者(納付義務者)に対して「承継納付義務者」の設定を行い、登録できること。		標準オプション機能	統合滞納機能から承継納付義務者情報が連携されることを踏まえ、国民健康保険システムの標準仕様書において承継納付義務者情報にかかる要件が規定されていることから、標準オプション機能として要件を追加した。 国民健康保険システムにおける標準仕様書では、実装必須としているが、後期高齢において承継納付義務者情報の登録対象件数が国保よりも少ないことも踏まえ、標準オプションとしている。 なお、承継納付義務者情報の登録に関して、代理人情報へ自動登録する機能については規定しない。(代理人情報には承継納付義務者が区分として連携される仕様になっているため)この機能は代理人情報が統合滞納システムから連携されず承継納付義務者のみが連携される場合を想定して記載している)	【第1.2版】統合滞納機能との連携IF対応に伴い追加	